

生徒指導資料第3集

# 規範意識をはぐくむ生徒指導体制

—小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ—



文部科学省  
国立教育政策研究所  
生徒指導研究センター

## まえがき

社会や家庭の変化に伴い、生徒指導にかかわる課題も多様化、複雑化する中で、問題行動等の未然防止や解決と児童生徒の健全育成を図るためには、児童生徒の一人一人の規範意識を醸成し、社会的自立を進めていくことが重要な課題となっています。

さきに、国立教育政策研究所生徒指導研究センターでは、平成16年以降に児童生徒による重大な問題行動が相次いで発生したことを踏まえて、平成18年5月に「『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書—規範意識の醸成を目指して—」をまとめました。これは、小学校・中学校・高等学校における、児童生徒の実態や社会の変化に応じた生徒指導体制の在り方はどうあるべきかに焦点を当てたものです。

しかしながら、その後いじめを苦にした児童生徒の自殺とその際の学校や教育委員会の対応が問題となるなど、生徒指導上の課題に対する学校や教育委員会の毅然とした対応ときめ細かな粘り強い指導が求められています。

また、平成18年12月には、教育基本法が約60年ぶりに改正され、学校教育においては、児童生徒が学校生活における規律を重んずることを重視すべきことや、学校、家庭、地域住民など社会を構成するすべての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力に努めるべきことなど、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

こうした中、各学校では、学校内における規律の維持や児童生徒の規範意識の醸成を図るための生徒指導体制の在り方、保護者・地域・関係機関等との連携についての具体的な方策が求められています。

本指導資料は、近年の法改正その他の状況を踏まえ、児童生徒が安心して学べる学校環境を構築するためには何をすべきかに焦点を当て、生徒指導の在り方についての理論編、各学校における生徒指導の様々な実践についての事例編及び関連する通知文による資料編から成っています。

特に、事例編では、児童生徒の規範意識を醸成する取組やどの学校でも起こりうる問題等の予防について、各都道府県教育委員会を通してお寄せいただいた多数の取組事例のうちから22事例を紹介し、指導上の留意点などを解説しています。

本指導資料が、学校関係者や教育行政に携わる方々にとって、それぞれの学校や地域の課題に応じたよりよい生徒指導の在り方を考える際の一助となれば幸いです。また、地域社会全体で子どもを育成するという観点から、広く一般の方々にも活用されることを願ってやみません。

最後になりましたが、本指導資料の作成に当たり、研究協議・執筆などに御尽力いただきました調査研究協力者の方々、具体的な資料の提示をいただきました全国の都道府県、政令指定都市、市区町村の各教育委員会及び学校関係者の方々、また、様々な助言をいただきました全国の関係者の方々に心から御礼を申し上げます。

平成20年3月

国立教育政策研究所長  
近藤 信司

## 「生徒指導資料第3集」作成協力者

(これからの生徒指導体制の在り方についての調査研究協力者)

〈職名は平成20年3月末日現在〉

相原佳子	弁護士（第一東京弁護士会少年法委員会委員）
○明石要一	千葉大学教授
荒木康子	東京都北区立梅木小学校長
石田美清	埼玉県立大学教授
杉元羊一	鹿児島県教育庁生徒指導監
高見砂千	大阪府大阪市立大正東中学校教諭
多田元樹	千葉県教育庁南房総教育事務所主任指導主事
村瀬修一	埼玉県さいたま市立桜山中学校教頭
安原敏光	広島県立加計高等学校芸北分校分校長
八並光俊	東京理科大学教授
吉田茂昭	大阪府熊取町教育委員会指導主事

### ○ 主査

国立教育政策研究所生徒指導研究センターにおいては、次の者が作成に当たった。

大槻達也	生徒指導研究センター長（平成19年7月6日から）
惣脇宏	生徒指導研究センター長（平成19年7月5日まで）
藤平敦	生徒指導研究センター総括研究官
三好仁司	生徒指導研究センター総括研究官
滝充	生徒指導研究センター総括研究官
宮下和己	生徒指導研究センター総括研究官
太田敏彦	生徒指導研究センター企画課長
渡辺桂子	生徒指導研究センター企画課企画係長
五十嵐裕	生徒指導研究センター企画課指導係

### ◇文部科学省関係者

森嶋昭伸	文部科学省初等中等教育局視学官
木岡保雅	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
佐藤光次郎	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長（平成19年7月23日から）
望月禎	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長（平成19年7月22日まで）
喜久里要	文部科学省初等中等教育局児童生徒課企画係長
片山達也	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係長
岡本泰弘	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係長

## 規範意識をはぐくむ生徒指導体制

— 小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ —

### 目次

## I 理論編

### 第1章 社会の変化と生徒指導

1 生徒指導をめぐる状況	2
2 生徒指導体制の再構築	4
(1) 規範意識の醸成と生徒指導体制	4
① 規範意識の醸成と生徒指導	4
② 生徒指導と生徒指導体制	4
③ 新しい生徒指導体制の構築	5
(2) 生徒指導体制づくりに当たっての留意点	6
① 児童生徒理解に基づく対応	6
② 関係機関や家庭・地域との日ごろからの連携づくり	6
【コラム①】 ネットワークとサポートチームについて	7
【コラム②】 連携を図る際の個人情報保護への配慮について	7
(3) 法改正を視野に入れた生徒指導体制づくり	8
① 「学校教育法」の一部改正	8
② 「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正（抜粋）	9
③ 「少年法」等の一部改正	10

### 第2章 これからの生徒指導体制の在り方

1 生徒指導体制の見直し	12
(1) 生徒指導体制の充実と強化	12
(2) 教職員の専門性と協力体制	13
(3) 家庭・地域への生徒指導体制に関する情報提供の重要性	13
【コラム③】 地域の小学校・中学校・高等学校等が連携して進める生徒指導	15
2 生徒指導の運営方針の見直し	16
(1) 指導基準の明確化と周知	16
(2) 指導方針に基づく毅然とした粘り強い指導	17
(3) 規範意識の育成と自律	17
(4) 懲戒処分及び事後指導	18
(5) 出席停止制度	19

【コラム④】 懲戒と出席停止制度との違い	20
3 生徒指導体制の評価と組織マネジメント	21
(1) 生徒指導と学校評価	21
(2) 生徒指導の組織マネジメント	21
【コラム⑤】 学校評価	22

### 第3章 各学校段階における生徒指導体制の在り方

1 小学校の生徒指導体制	23
(1) 学級運営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実	23
(2) 児童理解の深化と規範意識の育成	24
2 中学校の生徒指導体制	24
(1) 生徒個々に対するきめ細かな指導体制と規範意識の育成	25
① 生徒個々に対するきめ細かな指導体制	25
② 規範意識の育成	25
(2) コーディネーターの機能を生かした生徒指導体制の充実	26
3 高等学校の生徒指導体制	26
(1) 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実	27
(2) 法令等に関する指導と規範意識の向上	28
(3) 懲戒処分の適切な運用	28

## II 事例編

### 第1章 小学校

事例1 チーム支援体制による不登校ゼロの取組	30
キーワード：チーム支援、教育相談、自己理解、人間関係づくりの力	
事例2 基本的な生活習慣を育成する組織的な指導	32
キーワード：基本的な生活習慣、異年齢集団による活動、チームによる対応	
事例3 スクールソーシャルワーカーを活用したチームによる支援	34
キーワード：コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、チーム支援	
事例4 教育委員会と連携した発達障害のある児童の支援	36
キーワード：発達障害、学級担任による抱え込み、特別支援教育コーディネーター	
事例5 毅然とした指導と授業改善により学校の秩序を回復	38
キーワード：毅然とした指導、「分かる授業」、教職員の協力体制	
事例6 地域ぐるみで規範意識を醸成する取組	40
キーワード：伝統的教訓、学級集団の評価、規範意識の醸成	
事例7 外部講師の活用と問題行動等への組織による対応	42
キーワード：外部講師、携帯電話等のマナー指導、組織による対応	

### 第2章 中学校

事例8 ホームページ等への誹謗中傷等の書き込みに対する対応	44
キーワード：ICT、情報モラル教育、掲示板	
【コラム⑥】 携帯電話の指導について	46
【コラム⑦】 フィルタリングについて	47

【コラム⑧】ITとICTに関するQ&A	47
◇情報モラル教育、情報安全教育に関連するコンテンツのURL集	48
事例9 生徒指導の基本姿勢の徹底による生徒指導体制の確立	50
キーワード：生徒指導の基本姿勢、問題行動等への対応手順、保護者への周知	
事例10 共通理解に基づいた毅然とした指導で学校の秩序を回復	52
キーワード：毅然とした指導、出席停止措置、教育委員会との連携	
事例11 基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上を目指した生徒会活動	54
キーワード：基本的な生活習慣、規範意識の向上、自己評価	
事例12 出席停止期間中の教育委員会の指導・援助	56
キーワード：保護者の理解と協力、出席停止期間中の指導、教育委員会による支援	
事例13 家庭・地域との連携と組織的な対応で学校の秩序を回復	58
キーワード：家庭・地域との連携、「おやじの会」、組織的な対応	
事例14 問題行動を繰り返す生徒への指導	60
キーワード：授業妨害、ティームティーチング、関係機関との連携	
事例15 学校関係者評価や数値目標の設定により取組が活性化	62
キーワード：学校関係者評価、数値目標、生徒会活動	
<b>第3章 高等学校</b>	
事例16 指導マニュアルを活用した生徒指導体制の再構築	64
キーワード：生徒指導体制、指導マニュアル、教職員の共通理解	
事例17 「マナー指導対策委員会」を中心とした服装等の段階的指導	66
キーワード：事前説明、段階的指導、「リセット方式」	
事例18 問題行動を繰り返すグループに対する別室指導	68
キーワード：特別な指導、保護者の不信感、事後指導	
事例19 豊かな人間性や社会性をはぐくむ積極的な生徒指導の展開	70
キーワード：積極的な生徒指導、「非行予防エクササイズ」、問題行動の未然防止	
事例20 保護者からの苦情に対し指導記録を基に適切に対応した事例	72
キーワード：保護者からの苦情、指導記録、男女交際をめぐるトラブル	
事例21 部活動の充実による学校の活性化	74
キーワード：部活動一体化組織、教職員間の協力体制、進路実現	
事例22 指導基準の周知による指導体制の改善	76
キーワード：数値目標、「保護者の手引き」、段階的指導	
<b>Ⅲ 資料編</b>	
◇各通知文の概要	80
1 「少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について（通知）」（H13. 4. 13）	81
2 「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」（H13. 11. 6）	87
3 「児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について（通知）」（H15. 7. 22）	97
4 「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）」（H18. 6. 5）	103
5 「非行防止教室の推進を通じた児童生徒の規範意識の育成について（通知）」（H18. 6. 5）	109
6 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（H19. 2. 5）	113

# I 理論編

# 第1章 社会の変化と生徒指導

## 1 生徒指導をめぐる状況

学校における生徒指導上の問題は、多岐にわたっている。

各学校段階に生起する問題は様々だが、遅刻や早退、授業中の学習態度、基本的な生活習慣、服装・頭髪や携行品、学級（ホームルーム）内での係や委員としての役割の遂行、人間関係の葛藤<sup>かつどう</sup>などにかかわる問題は広く見られるところである。

こうした日常的な生徒指導上の問題はもとより、学級がうまく機能しない状況、不登校や中途退学、いじめや暴力行為なども依然として深刻な状況であり、未成年者の喫煙・飲酒等の問題や、学校外における少年非行の多様化も広く見られるところである。また、発達障害、児童虐待や犯罪被害の増加など、新たな課題も生まれている。

高度情報化や都市化の進展、少子化の進行など社会が急速に変化する中で、児童生徒の成長・発達にかかわる課題も生まれている。例えば、現在の生徒指導は、インターネットやテレビゲーム、携帯電話などに象徴されるような高度情報化の中での青少年の育ちや生き方の課題としてとらえることも必要になっている。性の逸脱行動や出会い系サイトに絡む事件、薬物乱用の問題なども顕在化してきている。

さらに、これまで問題行動や非行歴のない少年が突然重大な犯罪行為を犯すなど、新たな状況も生まれている。また、非行に走った少年の処遇後の立ち直りに学校がかかわることも増えるとともに、児童生徒が置かれている環境に働きかけるなど、多様な援助の下で、問題行動の対応を図る取組も進められている。まさに、生徒指導上の問題について、様々な内容といろいろなレベルを想定することが今日では必要になっている。

他方、児童生徒の安全や命を脅かされる事件が多発しており、児童生徒を取り巻く様々な社会的リスク（危険）に目を向けながら、学校の生徒指導の在り方を考えていくことが今日求められている。

このように生徒指導をめぐる状況は、時代とともに変化している。（次ページ参照）

生徒指導は、その内容から見れば、児童生徒の人格の育成を目指す発達的な生徒指導、現実の問題等に対して適応したり回避したりするための予防的な生徒指導、さらに問題行動等に対する規制的あるいは対症療法的な生徒指導といった多面的な性格をもっている。もちろん、学校段階や児童生徒の発達段階により、その内容や程度の差はあるが、どの学校段階においても、そうした広い視野に立った生徒指導の推進が求められている。

ところで、生徒指導上の問題が多様化していることは、児童生徒の成長を取り巻く環境や彼ら自身が抱えている課題が、複雑化・多様化していることと関係している。児童生徒は、個人個人の持つ生得的な要因と、家庭・地域・学校・社会等の環境的な要因などが相互に複雑に作用しながら、成長していくものである。

特に、児童生徒が内面にストレスを抱え込みやすく、なおかつそのストレスに適切に対処できていないような場合には、周囲の大人たちが特に注意を払って、当該児童生徒を適切に指導及び支援していかなければならない。

戦後の問題行動等の推移や背景とその対応

年 度	問題行動等の動向	文部科学省（文部省）等の対応	社会状況等
昭和20(1945)			・浮浪児問題
21			
22		・教育基本法、新少年法制定	・新少年法制定
23		・児童懲戒権の限界（法）	・冷戦時代
24		・体罰禁止の教師心得（法）	
25	・高校進学率43%超		
26	・少年非行第1のピーク		
27			
28			・テレビ開局
29			
昭和30(1955)	・少年の自殺増加	・高校進学率52%超	・高度成長、都市人口集中
31			
32		・暴力行為根絶の通知（文）	
33			
34	・カミナリ族		
35	・刃物事件多発		・所得倍増
36	・高校進学率60%超		
37			
38	・生徒による非行増加		
39	・少年非行第2のピーク		・東京オリンピック
昭和40(1965)	・期待される人間像	・高校進学率70%超	・過密、過疎
41	・家出少年増加	・登校拒否（50日以上）1万6000人超	・登校拒否（50日以上）調査開始
42	・シンナー乱用増加		・中流意識・核家族
43			
44	・学生紛争、高校生の反体制暴走拡大		
45	・少年非行低年齢化	・高校進学率80%超	・学級担任の教師による生徒指導資料
46	・性の逸脱行動、シンナー乱用少年補導増加		・大阪万博・三無主義
47		・中学校におけるカウンセリングの進め方に関する資料	
48	・高校進学率90%超		・石油ショック
49	・遊び型非行、暴走族、対教師暴力増加		
昭和50(1975)		・生徒指導主事制度化	・生徒指導の推進体制の諸問題に関する資料
51	・初発型非行の増加		・ロッキード事件
52	・落ちこぼれ問題	・問題行動をもつ生徒の指導に関する資料	
53	・ぐ犯少年増加		
54		・生徒の問題行動に関する基礎資料	
55	・校内暴力頻発、登校拒否増加傾向		・家庭内暴力増加
56		・生徒指導の手引改訂	
57	・登校拒否2万人超、生徒間暴力増大	・校内暴力、高校中退調査開始	・小学校生徒指導資料
58	・少年非行第3のピーク	・出席停止等措置の通知	・横浜浮浪者殺傷事件
59	・いじめ事件増加、登校拒否3万人超		・臨時教育審議会
昭和60(1985)	・いじめ事件増加	・いじめ問題通知、調査開始	・バブル経済
61	・いじめによる自殺増加	・生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導資料	
62	・薬物乱用増加		
63	・登校拒否4万人超	・校則見直し	
平成元(1989)			・ベルリンの壁崩壊
2	・ダイヤルQ2問題	・学校における教育相談の考え方進め方に関する資料	・残虐ビデオ等問題
3	・高校生非行増加	・登校拒否（30日以上）6万6000人超	・登校拒否（30日以上）調査開始
4		・適応指導教室等設置	・バブル崩壊
5			・学校週5日制(月1回)
6	・いじめ事件、自殺増加	・いじめ問題通知、アピール	・児童の権利条約批准
7	・登校拒否8万人超	・スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始	・阪神淡路大震災
8		・いじめ問題への総合的取組	
9	・少年非行の凶悪	・粗暴化	・不登校10万人超
平成10(1998)	・中学生等による殺傷事件多発	・問題行動等報告書	・暴力行為、不登校調査見直し
11	・学級崩壊の論議	・不登校13万人超	・中教審「心の教育」
12	・17歳の犯罪	・児童虐待の問題	・学級経営の充実に関する調査研究報告書
13	・ひきこもり問題	・安全確保・管理の問題	・学校教育法改正
14	・出会い系サイト等の問題	・不登校児童生徒数減少	・問題行動等に関する報告書
15	・少年の重大事件発生	・地域支援システム報告書	・不登校問題調査会議
16	・小学生による事件多発	・ニート問題	・不登校報告書
17	・中学生、高校生による重大事件多発	・問題行動対策重点プログラム	・生徒指導資料第1集（国研）発行
18	・いじめを苦にした自殺	・新問題行動対策重点プログラム	・イラク戦争
平成19(2007)	・不登校増加	・インターネットを介したいじめ	・教育基本法改正
		・懲戒・体罰に関する考え方のまとめ	・教育三法改正
		・教育相談の充実に関するとりまとめ	・少年法改正

(注) 本表は、『生徒指導資料第1集』（国立教育政策研究所生徒指導研究センター／平成15年作成）の記載資料を基に作成したものである。

## 2 生徒指導体制の再構築

### (1) 規範意識の醸成と生徒指導体制

#### ① 規範意識の醸成と生徒指導

中央教育審議会の答申や各種の報告書において、児童生徒の規範意識の低下が指摘されている。例えば、平成16年から17年にかけて児童生徒による重大な問題行動が相次いだため、「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム（文部科学省 平成17年9月）」では、「危険物の学校内への持込みの禁止をはじめとする学校内のルールを遵守させるなど、学校内の規律の維持とこれを通じた児童生徒の規範意識の醸成という観点から、生徒指導の在り方を見直していくこと」の必要性が指摘された。また、平成18年には教育基本法が改正され、第6条において、学校教育の実施に当たっては、「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことを重視しなければならないとされた。さらに、平成19年の学校教育法の改正でも、第21条において、規範意識をはぐくむことなどが義務教育の目標として掲げられた。

生徒指導は、学校が教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に公共の精神や社会規範を尊重する意識や態度に基づいて、自主的・自律的に判断、行動し、積極的に自己を生かすことができるよう社会的資質や能力・態度を育成していくための援助・指導であり、将来、社会的に自己実現ができるよう自己指導力の育成を目指すものである。生徒指導は、すべての児童生徒を対象として、日常の生活に即しながら、学校の教育活動全体を通じて、具体的・実践的な活動として進められる。教育基本法や学校教育法の改正の趣旨を踏まえ、今後の生徒指導には、学校生活を営む上で必要な規範意識を育成するとともに、児童生徒一人一人が公共の精神や社会規範との関連において自己実現を図れるよう、社会的自己指導力を身に付けさせることが一層大切になってくる。なお、学校生活において集団の秩序や規律を維持するために懲戒が行われることもあるが、それは児童生徒の自己指導力や規範意識を醸成するための手段の一つとして教育的立場から行われるものであることを再確認する必要がある。

#### ② 生徒指導と生徒指導体制

もともと、児童生徒の自己指導力の育成を主眼とする生徒指導は、学級（ホームルーム）担任が中心になって行われてきた。しかし、昭和50年代に少年非行や暴力行為（校内暴力）が学校教育の課題となり、問題への十分な対応を進めるため、生徒指導の全体計画を作成し、生徒指導部などの校務分掌を見直すなど、全教職員の協力の下で生徒指導に当たる体制を整えるとともに、学校外での生活の指導等を踏まえて生徒指導を行うことが必要になった。その後、いじめ・不登校への一層の対応も求められることとなり、生徒指導主事の役割を重視して適切な人材を配置することや校長がより指導力を発揮することも求められるようになった。さらに平成10年に重大な少年事件が多発したことを契機として、開かれた生徒指導を目指し、外部の専門機関とネットワーク化を図った生徒指導体制を構築するとともに危機管理体制を確立することが求められるようになった。前述した「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」では、児童生徒の規範意識の向上及び児童生徒の

安全な学習環境の確保の観点から、小学校からの生徒指導体制の強化を図るための諸方策、関係機関等との連携強化、教育委員会や学校との双方向的な意見交換システムの改善・充実を求めている。生徒指導を充実するために必要不可欠な機能である教育相談についても、文部科学省の「教育相談等に関する調査研究協力者会議」が発表した「児童生徒の教育相談の充実について（報告）」（平成19年7月）では「スクールカウンセラーや相談員等の配置により、教育相談やカウンセリングの充実が図られつつあるが、教育相談を組織的に行うためには、校長のリーダーシップの下、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが重要であり、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が必要である。」としている。

### ③ 新しい生徒指導体制の構築

#### 〈規範意識をはぐくむ生徒指導〉

学校生活を営む上で必要な規範意識を育成し、児童生徒一人一人が公共の精神や社会規範との関連において自己実現を図れるよう社会的自己指導力を身に付ける観点から生徒指導体制を見直す場合、まず、児童生徒の人権を尊重することを前提として、児童生徒の保護者や地域住民と教職員の間で生徒指導について、共通理解を図っていくことが重要である。学校の生徒指導の方針を、校長や学級（ホームルーム）担任が十分に説明し、保護者や地域住民に積極的に公開した上で、協力して「毅然とした粘り強い生徒指導」を推進していく必要がある。また、教育委員会でも、各学校の生徒指導の方針について、例えば児童生徒が学校に入学する前に保護者に十分に説明する機会を設けるなど、共通理解を得られるように努める必要がある。

#### 〈関係機関と連携した生徒指導〉

特別な事情を抱えるなどして、規範意識を育成するための条件づくりが難しい家庭もある。この場合、学校のみで問題を抱え込むことなく、関係機関と十分情報交換し、連携及び協力を努める必要がある。また、他の児童生徒の安全の確保や教育を受ける権利を保障する観点から、出席停止等の適切な運用を図る上で、教育委員会の果たす役割は大きい。

#### 〈組織マネジメントと生徒指導〉

改正後の学校教育法第37条において、平成20年4月1日から、学校には副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができることになった。充実した生徒指導を実践するためには、生徒指導主事に適切な人材を充てるだけでなく、学校を取り巻く状況に合わせた、新たな職の活用を含めて、より組織的で効率的かつ機動的な生徒指導が行えるよう、組織マネジメントの観点から学校運営の見直しを図っていく必要がある。

文部科学省が平成16年3月に公表した「学校組織マネジメント研修—これからの校長・教頭等のために—」によると、学校の組織マネジメントとは「学校内外の能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校の教育目標を達成していく過程（活動）」であり、それぞれの状況の中で、一般的な成果を求めるのではなく、それぞれの学校が目指す教育目標に則し、最適な成果が得られるよう探索することにある。そのマネジメントの方法として、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Act(改善)のマネ

ジメントサイクルが広く用いられている。具体的教育計画の作成などによる目標の重点化、年間指導計画の作成、生徒指導体制の整備、生徒指導に関する校内研修、一貫性のある実践、自己点検と学校関係者評価などを通じて生徒指導を推進していくことが大切である。

なお、緊急時に備えて、児童生徒・保護者・地域住民等への対応の在り方や、関係機関等との連携など教職員の役割分担や協働体制を明確にした危機管理マニュアルを整備し、場合によってはプロジェクトチームを立ち上げるなど臨機応変に危機管理を行う必要がある。

## (2) 生徒指導体制づくりに当たっての留意点

### ① 児童生徒理解に基づく対応

児童生徒の問題行動のみに目が向き過ぎることにより、その背後にある児童生徒の個人の性格や社会性などの個人的問題、児童虐待・家庭内暴力・家庭内の不和・経済的困難など家庭の問題、LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)・高機能自閉症・アスペルガー症候群などの発達障害、非行少年グループや暴走族等との付き合い、非合法集団との付き合いなどの対人関係上の問題を見失うことがある。児童生徒理解が不十分な場合は、問題行動の真の解決に結び付かず、事態が深刻かつ長期にわたることになるので、スクールカウンセラー等の専門家による支援・助言を得つつ、十分な体制を構築しておくことが重要である。

### ② 関係機関や家庭・地域との日ごろからの連携づくり

今後の生徒指導体制において、教育機関(教育委員会・教育センター・教育支援センター・大学等)、福祉機関(児童相談所・市町村児童福祉課・家庭児童相談室・子ども家庭支援センター)、警察関係(警察署・少年サポートセンター)、司法・矯正・保護機関(家庭裁判所・少年鑑別所・保護司)、医療・保健機関(病院・精神保健福祉センター・保健所・保健センター)、あるいはNPO団体や地域住民との連携に配慮しなければならない。

学校と関係機関や地域等が、スムーズに連携するためには、例えば中学校区程度のレベルでの情報交換を行う校区内ネットワークを作っておくことが考えられる。そこでは、小学校、中学校の教職員、指導主事、教育委員、地域の弁護士、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、医師、自治会長、PTA役員や保護者など、教育活動に関心があり、直接的・間接的に教育活動に協力している人々に参加してもらい、多様な情報交換を定期的に行う。このように、日常的な人間関係の基盤がなければ、問題状況が発生した場合の連携はうまくいかない。なお、校区内ネットワークで解決できない深刻な問題行動に関しては、市町村内のネットワークづくりが必要である。また、警察職員等と連携した非行防止教育や防犯教室の実施を学校の年間指導計画に位置付けることも、近年ますます重要になっている。

### 【コラム①】 ネットワークとサポートチームについて

ネットワークには、校区内ネットワークと市町村ネットワークが想定される。校区内ネットワークは、主として中学校区単位で形成され、学校の生徒指導の機能を強化し日常的に児童生徒の問題行動等に対応していくためのものとして位置付けられる。

市町村ネットワークは、当該市町村内において、学校、教育委員会、警察署、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、少年警察ボランティア（少年補導員、少年指導委員、少年警察協助力員、被害少年サポーター等）、PTA等の地域の人材を構成員としたネットワークであり、サポートチームの基盤となるものとして位置付けられる。既存のものとしては青少年育成推進協議会、児童虐待ネットワーク等がある。

サポートチームは、深刻な問題行動等を起こしている個々の児童生徒について、学校、教育委員会、関係機関等が情報を共有し、共通理解の下、各機関等の権限等に基づいて、当該児童生徒や保護者に対して多様な指導・支援を組織的に行うために形成されるものである。

参考：文部科学省「少年の問題等に関する調査研究協力者会議」（報告）『心と行動のネットワーク』  
—「心」のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ—（平成13年4月）

### 【コラム②】 連携を図る際の個人情報保護への配慮について

各種のネットワークやサポートチーム等を活用して情報を共有する際には、個人情報保護の観点から、共有する情報を必要な範囲にとどめるべきであり、情報を共有するメンバーも必要に応じ限定することが大切である。そのようなことを明らかにするため、協定書を締結するなどして関係者間で共通理解を図ることも重要であろう。

参考：文部科学省「学校と関係機関との行動連携に関する研究会「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」」（平成16年3月）

### (3) 法改正を視野に入れた生徒指導体制づくり

生徒指導に関連した法制度は多岐にわたる。それらの改正は度々行われているため、関連法令の特色や内容を理解した上で、その趣旨を十分踏まえて対応する必要がある。特に、次に示す「学校教育法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「少年法」については、十分理解しておくことが望ましい。

#### ① 「学校教育法」の一部改正

「学校教育法」は、教育法体系上、極めて重要な法規である。最近も、先に述べたとおり、義務教育の目標等を定めるほか、新たな職の設置を可能とする改正が平成19年6月に行われたところである。そのほか、完全学校週5日制の実施とも連動して、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験奉仕活動等の体験活動の充実が平成13年7月の改正で盛り込まれているが、併せて改正された出席停止制度に関する規定については、次のとおりである。

#### (児童の出席停止)

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

\* 本規定は、第49条で中学校にも準用されている。

義務教育段階において、学校の秩序維持と他の児童生徒の教育を受ける機会を保証するという観点から、出席停止制度が規定されている。いじめに起因する自殺に見られるように、長期間にわたり、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛、財産上の損失などを与える悪質な問題行動が繰り返されている場合に、加害児童生徒の保護者に対して市町村教育委員会は出席停止を命ずることができる。その際、出席停止措置は懲戒ではなく、粘り強い指導を継続してもなお改善が見られない場合において、正常な教育環境を回復するために行うものであることを十分理解する必要がある。教育委員会や学校からの出席停止制度の趣旨等の説明が不十分であるため、加害児童生徒とその保護者が、出席停止の意味を事前に十

分理解していない場合、あるいは、教育委員会・学校側が行うべき出席停止期間中や措置解除後の指導や支援が十分でない場合は、被害児童生徒を暴力行為などの被害から一時的に守ることはできても、加害児童生徒の自己反省の促進や規範意識の醸成にはつながらないであろう。したがって、出席停止の運用については、加害児童生徒とその保護者への十分な事前説明、出席停止期間中及び措置解除後の指導体制づくりや学校に対する教育委員会等による支援が重要である。また、スクールカウンセラーをはじめとする専門家の協力を得て、問題行動の原因について分析するとともに、問題解決のための具体的な個別の指導計画を作成し、学校や関係機関等との連携による指導や十分な支援を行うことが望ましい。

## ② 「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正（抜粋）

### （児童虐待の定義）

#### 第2条

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （児童虐待に係る通告）

#### 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待は児童福祉の問題であるが、現状では不登校や問題行動の背景に児童生徒が虐待を受けている状況がある場合も報告されており、被虐待児童の発見や保護の観点から学校が果たす役割は大きい。しかし、学校が児童虐待の事実を知っていた、あるいはその疑いがあると認識していたにもかかわらず、児童相談所や福祉事務所に通告をしなかったケースも見受けられる。その結果、被虐待児童が重大な心身のダメージを受けているケースがある。平成16年の同法の一部改正では、保護者以外の同居人による虐待とともに家庭内暴力も児童虐待に含まれることとなった。また、児童虐待を受けたと思われる児童も通告対象となった。そのため、学校は児童虐待の早期発見に向けて一層努力するとともに、児童相談所等への相談や通告及び被虐待児童へのケアや個別の指導などを行わなければならない。

平成16年6月に厚生労働省が発表した「児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置状況調査の結果について」（平成16年6月）では、市町村レベルでの児童虐

待防止ネットワークの設置率は39.8%で、前年度の同時期に比べ、28.5%の増加がみられた。なお、設置済と計画中とを併せたものは、全市町村数の49.6%であった。学校や教育委員会は、今後も関係機関と連携した児童虐待の予防、介入、自立支援等の体制づくりが必要である。

なお、児童虐待防止法は平成19年にも改正され（20年4月1日施行）、新たに、児童相談所による立入りや、児童相談所等が児童虐待に関する情報提供を求めた場合に、地方公共団体の機関は情報を提供することができることが規定された。

### ③ 「少年法」等の一部改正

平成19年には、「少年法」、「少年院法」、「犯罪者予防更生法」及び「総合法律支援法」の一部が、次のように改正された。

#### 【改正の要点】

- (1) 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）の事件について、警察官による調査権限が明確化された。現在、触法少年の場合は、法律上の根拠が明確でないまま警察官による任意の調査が行われているが、非行事実の確認に支障が生じることがあるという理由等から改正に至ったものである。
- (2) 14歳未満の少年でも、家庭裁判所が特に必要と認める場合に限り、おおむね12歳以上であれば、少年院に送致できることとなった。
- (3) 保護観察中の少年が遵守事項を守らず、保護観察を続けても本人の改善・更生が見込めない場合、家庭裁判所の決定で少年を児童自立支援施設や少年院へ送致することが可能になった。
- (4) 殺人など一定の重大事件について、少年鑑別所に身柄を拘束されている少年に対して、国選付添人（弁護士）を付けることが可能になった。

児童生徒の問題行動の内容、年齢によっては家庭裁判所における審判や、成人と同様の地方裁判所による刑事裁判の対象となる場合がある。特に、少年法は、刑法、刑事訴訟法の特別法として、罪を犯した14歳以上20歳未満の者を犯罪少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者を触法少年、一定の事由があつて将来犯罪又は触法行為を行うおそれのある20歳未満の者をぐ犯少年と規定し、刑法上の犯罪ではない行為についても、要保護性の観点から一定の処分等を可能とする法律であり、少年に対する福祉的配慮をも加味した法律と解されている。そして、同法では14歳以上の場合には家庭裁判所送致を原則とし、審判の結果保護処分となった場合には、少年院送致、保護観察処分、児童自立支援施設・児童養護施設送致がなされることがある。また、14歳未満の児童生徒に対しては児童相談所に通告されるが、ケースによっては家庭裁判所送致とされる。なお、今回の少年法、少年院法の一部改正により、少年院送致の年齢の下限が14歳であったものが「おおむね12歳」に引き下げられた。

児童生徒が少年院に送致された後、再び学校に戻ってくる場合には、少年院、学校、保護司等の関係者間で連携を図り、受入れ体制の整備に努めることが大切である。

「万引き」、「カツアゲ」、「ネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>」、「援助交際」などの行為は、それぞれ刑法上の窃盗、恐喝、名誉毀損<sup>きそん</sup>、売春防止法違反に該当する違法な行為であつて、決して容認してはならない行為であることを日ごろから指導する必要がある。このような違法行

為に関しては、十分に教育的配慮をしながらも、場合によっては、前記少年法の趣旨にのっ  
とって、警察や家庭裁判所と連携し、毅然と対応する必要がある。

また、今回の少年法改正により、新たに触法少年に対する警察官の調査権限が明確化さ  
れたところであるが、その際、少年の心情への配慮等を欠いてはならないことは、「少年  
警察活動規則」等において明確にされている。学校が警察による調査に協力する際にも、  
十分な教育的配慮の下で行うよう警察に求める姿勢が、今後重要である。

## 第2章 これからの生徒指導体制の在り方

### 1 生徒指導体制の見直し

生徒指導上の問題が起こるとき、まず問われるのは学校の生徒指導体制である。

もちろん、生徒指導体制がしっかりしていても問題が発生する場合はあるが、生徒指導体制のどこかに欠陥があれば、問題状況の発生や拡大の危険は増していく。また、これまで成功してきた方法が、今日の激変する時代において通用しにくくなっている事態もしばしば見受けられる。社会や家庭が変わり、子どもが現代社会の中で揺れ動く中、問題行動等の発生を予防し、児童生徒の健全な成長・発達を促す学校全体の生徒指導体制づくりが一層重要になっている。

#### (1) 生徒指導体制の充実と強化

生徒指導体制というのは、生徒指導部など校務分掌の組織、学級担任や学年の連携、学校全体の協力体制、組織内のリーダーシップやマネジメントの状況、メンバーの役割分担と意欲、学校と保護者との関係性、さらには関係機関等との連携など、各学校の生徒指導の全体的な仕組みや機能を表している。そのあり様は、小学校・中学校・高等学校などの学校段階、学校の規模や地域の状況等によって違いはあるが、機能的かつ機動的な生徒指導体制の確立は、どの学校においても問われる共通の課題である。

学校の校務分掌では、一般的に、生徒指導部（委員会）などが生徒指導の企画や立案等に当たるなど、生徒指導推進の中心的な役割を担っている。そこでは、生徒指導部内の適切な役割分担とよりよい人間関係づくりなどが必要であるが、そのためには生徒指導主事の力量と責任感、そしてメンバーの意欲と情熱が大切である。また、学級（ホームルーム）担任や学年主任、他の校務分掌等との連携を密にしていくことはもちろん、警察や児童相談所等の関係機関との窓口を明確化・一本化しておくことも必要である。

このように生徒指導体制の充実のためには様々な観点があり、各学校の実態に応じた日常の定期的な点検・評価を通して現状と課題を把握し、改善などに取り組むことが重要である。

生徒指導体制を機能させる上では、生徒指導部に属する教員や学級（ホームルーム）担任の果たす役割は重要だが、それを支える学校全体の教職員の一致協力した取組も不可欠である。そうした学校の体制が確立されているとき、生徒指導が有効に機能すると言える。

例えば、学級が機能しない状況に陥った小学校のケースでは、学年・学校全体の協力体制で解決した事例が報告されている。学校にいじめや暴力行為などの情報が寄せられたとき、すぐに全校生徒へのアンケート調査と人権尊重の教育の徹底、保護者へのアンケート調査と協力要請、そして学級（ホームルーム）や生徒会での話し合いを進め、問題を解決した中学校・高等学校も多い。

こうした全校的な取組は、「指導」という面だけでなく、「相談」という面でも必要である。例えば、休み時間や放課後などに教職員が積極的に児童生徒との触れ合いを深め、さらに、学校として相談週間を設け、児童生徒や保護者がどの教職員にも自由に相談できる機会を作っている学校もある。また、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」等と力を合

わせ、相談体制を整備し、生徒指導の充実を図っている学校も多い。

なお、相談体制の充実を図る際には、生徒指導の機能が、問題行動等への対応といった狭義の解釈に留まらず、すべての児童生徒を対象とした、教育活動すべての場に作用する教育機能であるとの教職員の共通理解が不可欠である。

このように、生徒指導体制の充実のためには、児童生徒の健全育成と問題行動の予防と解決に向け、学校全体で一致協力して取り組むことが基本である。

## (2) 教職員の専門性と協力体制

かつての生徒指導は、ややもすると一部の教職員の力量や経験に依存しがちであった。しかし、現在の生徒指導では、そうした指導・援助だけでは対応しきれない問題が多くなっている。そこで、児童生徒の問題行動等に対しては、多面的な児童生徒理解に基づくアセスメント（見極め）の実施、サポートチームによる問題解決のための個別の指導計画の作成などが重要となってくる。また、関係機関に関する知識や活動についての理解、関係法規に関する知識、教育相談の技能など、生徒指導に関する専門的知識と技能も要求される。機能的かつ機動的な生徒指導体制を構築する上で、教育の専門家としての知識と技能の習得やそれらの活用が重要である。そうした観点から、今後の生徒指導においては、教職員の専門性の発揮と協力体制の構築が一層求められている。

しかし、実際には、学校が組織的に対応できず、事態が深刻化してしまったケースも時として見受けられる。例えば、問題解決を学級担任一人に任せていた、生徒指導主事と教育相談担当との連携がうまくいっていなかった、養護教諭の得た児童生徒に関する情報が教職員間で共有化されていなかった、校長が教職員個々の生徒指導の実態を十分に把握していなかったなどの状況がある。

生徒指導体制は、小学校・中学校・高等学校などの学校段階や、児童生徒や地域の実態に応じて、異なる面があるが、十分に機能する生徒指導体制を構築していくには、教職員がお互いの役割や業務分担を理解し、助け合う、支持的かつ協力的な人間関係が大切である。また、インターネットを介したいじめや犯罪、脱法麻薬の売買等、次々と生じる新たな問題に対応するため、これまで以上に関係機関等との密接な連携が重要となっている。さらに、児童生徒の多様な問題に対応できる生徒指導体制づくりには、生徒指導に関する研修の充実が大切である。特に、生徒指導主事等には、他の教職員への助言、関係機関との連携等に際して、高い専門性と行動力が求められている。

## (3) 家庭・地域への生徒指導体制に関する情報提供の重要性

青少年の健全育成や問題行動等への対応は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ協力して行うものである。不登校・暴力行為・性非行への対応をはじめ、薬物乱用防止教育・非行防止教育・犯罪被害防止教育、安全で安心な学校づくりなどを幅広く進めていくためには、家庭・地域の協力が不可欠である。家庭・地域の協力を得るためには、学校が自校や校区における生徒指導の実態や体制に関して幅広く不断の情報提供を行うことが重要である。また、いじめや暴力行為を含む問題行動等への対応、義務教育段階における出席停止措置、高等学校における懲戒処分等については、家庭・地域に対して学校の対応方針や措

置基準、組織、対応の流れなどを周知するとともに、学校評議員制度や学校評価委員会などの学校関係者評価を通して、定期的に生徒指導体制を見直し、改善していくことが大切である。

生徒指導に関する情報提供の不足は、学校や教職員に対する不信感、家庭・地域との信頼関係の希薄化を招く要因となるばかりでなく、時として学校と保護者との深刻なトラブルに発展する場合もある。学校としては、積極的に家庭・地域に対し、生徒指導に関する情報を提供し、学校教育への理解と協力を促すために次のような工夫が必要であろう。

- ・入学や学年当初の児童生徒・保護者に対する生徒指導に関するガイダンス(オリエンテーション)時に、自校の生徒指導の方針、生徒指導組織の紹介や説明、問題行動が起きた場合の対応や指導、関係機関等の連携について明確に説明する。
- ・学校評議員会、地域住民や関係機関・関係団体との協議会等の機会を活用して、自校の生徒指導体制について説明し、理解と協力を促す。
- ・自校のホームページ等を活用して、学校内外に生徒指導体制(方針・組織・計画・実践・評価等)を公開する。

他方、保護者の学校教育、生徒指導への要望にも耳を傾け、保護者が抱えている悩みや問題を共に解決するための支援を行う体制を整えることも重要である。近年、教育現場に対し、過剰な要求や苦情を寄せる保護者の存在が社会問題となっているが、こうした保護者についても、背景として家庭不和や子育て上の不安を有するなどの事情があることが少なくない。まずは保護者の不安や悩みを聞く姿勢を持つことが必要である。

生徒指導を機能させるには、情報連携が十分になされる必要がある。保護者、地域住民、関係機関等から得られる情報には、児童生徒の問題行動等の予兆を示す情報や問題解決につながる情報が含まれている場合が多い。また、蓄積された生徒指導情報は、次年度の年間生徒指導計画等の作成や、年度を越えた継続指導を実施する場合に有効な情報を提供してくれるものであり、生徒指導情報の有効な活用を工夫するのが望ましい。その際、生徒指導の全体計画や年間指導計画、学習や行動に関する記録、各種の調査・検査の記録、教育相談記録、児童生徒のアセスメント(見極め)の記録、個別の指導記録、各種の会議録等は、個人情報を含むため紛失や漏洩のないように保存・管理されなければならない。

なお、これからの生徒指導では、教職員だけではなく保護者・地域・関係機関等、多様な人材・機関と協働した指導体制づくりが重要である。その場合に、児童生徒に対する人権侵害、教職員や関係機関等の職員の法令違反、個人情報の漏洩等の危険についても十分留意しなければならない。

## 【コラム③】地域の小学校・中学校・高等学校等が連携して進める生徒指導

某県のある地域では、「地域の子どもは地域で鍛え育てる」という構想の中で、地元の5校の小学校、一つの中学校、一つの高等学校の連携を中心に就学前教育とも歩調を揃えた13年間の連携教育を進めている。この連携教育では、就学前の1年間と小学校4年生までを「導入期」、小学校5年生から中学校2年生までを「充実期」、中学校3年生から高校3年生までを「発展期」として設定して取り組んでいる。その実践のひとつに、地域の子どもたち全員に生活の基礎基本を定着させようとしている取組がある。

この地域では、共通して取り組むべき指導項目を、「挨拶・言葉遣い」、「相手の話を聞くこと」、「身なりや身の回りをきちんとすること」、「時間を守ること」及び「家庭での生活」の5つに整理している。そして、発達段階に応じた指導目標を高等学校卒業時における望ましい人間像を基に逆算式に設定し、各校種でも共通して取り組んでいる。

例えば、「あいさつ・言葉遣い」について、発展期では「時・場所・状況に応じたあいさつ、返事、態度、言葉遣いをする。」、充実期では、「①元気よく優しい言葉で、心のこもったあいさつをする。②授業時と休憩時の区別をつけるなど、時と場に合った言葉遣いをする。」、導入期では、「①大きな声であいさつや返事をする。②先生や大人への言葉遣いと友だち同士の言葉遣いを使い分ける。③相手を傷つけたり、からかったりするような言い方をしない。」という指導目標を上げている。

その結果、小・中学生及び高校生も元気よくあいさつをし、授業へ取り組む態度も極めて積極的である。どの校種でも児童生徒は、教師や目上の人に対して日ごろから敬語を用い、礼儀正しく接していることから、粗暴な言動が表面化することはほとんど無いばかりか、穏やかで協調的な生活を送っているのが特徴である。

また、これらの指導を円滑に行うため、通常の学習内容の連携に加えて、5校の小学校の横の連携はもちろん小学校・中学校・高等学校の校長等が月1回程度集まり各種の打ち合わせを行っている。

このように、地域の全ての学校が、共通の項目を校種を超えて継続的に指導することで、地域全体の児童生徒の心に深く定着させることができている。また、校種間における指導のギャップがないことから小学校・中学校・高等学校へ進学した際にも新しい学校の指導への違和感が少なく、適応がスムーズである。

地域全体で高等学校卒業時に十分な社会性が身についているように、その時の望ましい生徒像を具体的にイメージしながら、各校種・各発達段階で連携協力して指導することは、地域全体に教育力の向上をもたらすことにつながる。

## 2 生徒指導の運営方針の見直し

高度情報化、都市化、少子化に伴う「価値観の多様化」がますます進行している現代社会においては、当然、人々の考える選択肢も拡大している。このように社会変化が著しい現代において、「社会的自立」を視野に入れた個人の自己実現を支援することを目的とする学校教育においても、一般社会と乖離することなく、常に社会の動向に目を向け、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての指導方針や姿勢を外部に積極的に発信することが必要である。

そのため、学校におけるこれからの生徒指導の運営方針としては、何事も学校内だけで解決しようとすることなく、家庭や地域社会とともに児童生徒を育てていくという姿勢を基本に、家庭や地域社会に対して、児童生徒の健全育成についての積極的な働きかけをすることが求められている。

### (1) 指導基準の明確化と周知

生徒指導の運営方針等を外部にまで積極的に発信していくためには、各学校の教育理念に基づいた教職員間の合意形成や生徒指導に関する共通理解と一貫性が必要である。その際、「毅然とした対応」、「共通理解に基づく対応」というスローガンだけでは、適切な対応は困難であり、児童生徒への具体的な指導基準を明確にすることが必要である。その際、留意しなければならないことは、「なぜ、そのような指導基準を設けるのか」という理念や方針を明確にした上で、運用するということである。

そこで学校内においては、管理職を中心として、その学校で「どのような児童生徒を育てるのか」という確かな理念とともに、学校の主要課題や児童生徒の実情に応じた指導基準を明確にするために、全教職員の合意形成を行うべきである。このように、基準を統一することで、教職員間の指導に温度差が生じることがなくなり、また、基準に従って足並みをそろえることで、学校の指導に対する不公平感をなくすことができると考えられる。

また、明確な理念や方針、そして指導基準や校則等を、積極的に外部に公開するとともに、入学後の早い段階で、これらについて児童生徒及び保護者等に周知を図ることが重要である。このように、学校が規律確立のためのシステムを持っていることを示すことが、児童生徒や保護者に安心感を与えることにもなる。

しかしながら、国立教育政策研究所生徒指導研究センター「『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書—規範意識の醸成を目指して—」（平成18年5月）における「生徒指導に関する取組についての調査結果」（平成18年1月現在）では、義務教育段階における「出席停止の措置」については、約8割の市町村教育委員会で保護者、児童生徒等への周知がなされていないという結果が見られる。また、高等学校段階における指導基準や特別な指導に関しては、「特に周知していない」という高等学校が約6割あり、周知が徹底されているとは言い難い。

このことから、児童生徒や保護者にとっても指導基準がまだ不透明なことが伺え、指導に関する合意が得られにくい現状であると考えられる。

「指導基準の明確化」と「周知」については、保護者や地域住民の代表とともに指導基準の見直しをする、保護者そして地域社会にホームページ等で知らせるなどにより、周知の徹

底を推進していくことも大切である。

## (2) 指導方針に基づく毅然とした粘り強い指導

指導基準の明確化と公開により、その透明性を高めることで、学校は今まで以上に、統一した指導基準に基づき、児童生徒への指導を公正に実践していかなければならない。そのためには、教職員が曖昧な態度で指導することなく、足並みをそろえて「いじめ」「暴力行為」「授業妨害」等に対して「いけないことはいけない」と、毅然とした態度で繰り返し粘り強い指導をすることが必要である。

ただし、基準に従って指導をすることは言うまでもないが、なぜ問題行動を起こしたのか、児童生徒の内面の問題に真剣に向き合い、理解しようとする姿勢が失われてはいけない。換言すると、児童生徒に対しては、「見守り」や「受容」の姿勢を持ちつつも、間違っていることは間違っていると指摘し、バランスを重視しながら粘り強く指導することが大切である。そのような指導を積み重ねることにより、児童生徒が規範を守るべき理由を自ら理解し、規範意識を内面化していくことにつながる。

さらに、児童生徒が現在及び社会に出た後も、様々な環境の変化等に適応する力を身に付けさせることが学校教育においては今まで以上に必要となっている。

そこで、児童生徒が学校内の集団生活におけるルールの一貫性を理解したうえで行動ができるように、十分に説明し、指導することが必要である。あわせて、児童生徒の小さな問題行動についても、教職員が曖昧な態度をとることなく、毅然とした粘り強い指導を行うことが大切である。

このような、全校で一致した、指導基準を明確にした継続的な指導が、児童生徒の規範意識の醸成に結びつく。

## (3) 規範意識の育成と自律

学校教育では問題行動等の未然防止に加えて、児童生徒が犯罪の被害者とならないよう、犯罪被害の防止にも目を向ける必要がある。特に近年は携帯電話やパソコンの普及により、いわゆるネット犯罪による被害が増加している。したがって、児童生徒の「危険回避能力」、すなわち安全な生活を営むための「正しい判断力」や「自己管理する能力と態度」を育成することが求められている。

このような力を身に付けさせるためにも、発達段階に応じて、児童生徒に基本的な生活習慣を確立させるとともに、規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要である。さらに、規範意識に基づいた行動様式を定着させるためには、自律心の育成が不可欠である。すなわち、自らを抑制できる力を身に付けさせる必要がある。

こうした指導を円滑に行うためには、学校の集団生活の秩序を維持する指導の推進と、小学校・中学校・高等学校の連携を視野に入れた社会的自立を促進する生徒指導が求められる。

ところで、平成15年の青少年育成推進本部「青少年育成施策大綱」（内閣府）では、少年非行を防止するための総合的な取組として、学校における規範意識を培う指導、教育相談体制の充実、出席停止制度の適切な運用、学校と関係機関からなるサポートチーム等の地域における支援システムづくりを推進し、いじめや暴力行為を大幅に減少させることの必要性を

指摘している。同時に、学校が自主性、自律性を確立して教育の質を保障し、保護者や地域住民が学校教育に積極的に参画して、地域の創意工夫を生かした特色ある学校を作ることを勧めている。

したがって、児童生徒の規範意識の育成についても、学校教育を中心に展開されるだけでなく、地域社会の青少年健全育成の観点から問い直すことが必要である。例えば、地域内での異年齢交流等の機会を通じて、自らの行為に責任を持つことや他人との付き合い方、あいさつの仕方、時間を守ること、そして他人への感謝の気持ちを持つことなど、人間社会における「当たり前のこと」を児童生徒の発達段階に応じて身に付けさせなければならない。ただし価値観の多様化などにより、「当たり前」の基準が不明確であるため、前述したように、学校における運営方針、指導基準等について教職員や児童生徒が共通理解をして遵守するだけでなく、保護者や地域にも情報を積極的に提供するとともに、児童生徒の発達に応じて段階を踏んだ指導や、学校だけでなく家庭や地域社会で分担して指導にあたるなどの体制を確立していくことが必要である。

#### (4) 懲戒処分及び事後指導

生徒指導上の取組を通じて児童生徒の規範意識を醸成するためには、あらかじめ基準の明確化を図り、その周知を図るとともに、日常的な指導の中で、学校の教職員が一丸となって毅然とした粘り強い指導をしていくことが必要である。

しかし、どのような児童生徒も、様々な問題を持ち、自己の力だけで正しい行動を取ることができない場合があり、指導を通じて事態が改善されないことも生じうる。その場合には、あらかじめ定められた基準に基づき、懲戒を加えることを通じて、児童生徒の自己指導力を育成することは、教育上有意義なことである。

公立の義務教育諸学校では、児童生徒の学習権を保障するとともに、保護者の就学義務との関係から、停学及び退学の処分は認められていない。また、国立及び私立の義務教育段階の学校においては、退学処分はとりうるものの、停学処分については、処分の期間中にはどの学校においても教育を受けることができなくなるため、認められていない。義務教育諸学校における懲戒としては、注意、叱責、居残り、起立、文書指導、別室指導、訓告などがあり、それらを児童生徒の規範意識の醸成につなげることが大切である。ただし、これらの懲戒を加えるに当たっては、当該児童生徒の発達段階、健康状態、時間や場所などの諸条件を考慮し、肉体的な苦痛を与えないように十分に気を付け、体罰の防止に努めなければならない。

高等学校では、退学処分及び停学処分などを行うことが認められている。しかし、退学処分及び停学処分などは、生徒の教育を受ける地位や権利に重大な変動をもたらすことになるため、処分権者は校長に限られている。特に、退学処分は、地位の重大な変動をもたらすものであるため、学校教育法施行規則第26条第3項において、

- ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ・ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ・ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

の4つの事由のうちいずれかに該当する者に対して行うことができると定められている。

懲戒処分等の内容及び程度について、どの処分をどの程度実施するかについては、一概にはいえず、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないが、「安全で規律ある学習環境」を構築するという明確な目的の下、小さな問題行動から、曖昧あいまいにすることなく、あらかじめ定めた指導基準にしたがって、段階的に毅然とした態度で指導することが重要である。

ただし、懲戒権の行使が社会通念上著しく妥当性を欠くものであってはならないことは当然のことである。

また、懲戒は、あくまでも教育的な観点に基づいて行われる必要があり、その必要性を慎重に検討すること、適正な手続きをとること、児童生徒の発達段階を踏まえ、教職員間で指導や処分に差が生じないこと等の点に配慮する必要がある。

特に、高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎等の懲戒については、例えば、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明のないままなされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならず、生徒の個々の状況に十分留意してあくまでも法令に基づき行われるべきものである。

なお、懲戒の対象となった児童生徒に対しては、懲戒の期間中又は事後において、引き続き集団生活を営むことができるように、指導を継続的に行うことが必要である。また、高等学校における自宅謹慎等の際には、家庭の監督・保護能力が不十分な場合には、何ら教育的効果をもたらさないばかりか、不規則な生活により基本的な生活習慣が乱れてしまう恐れなどがあることから、そのような場合には、登校させて、教室とは異なる別室にて指導するなどの工夫が必要である。

具体的な対応については、資料編113ページの「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照されたい。

## (5) 出席停止制度

懲戒ではないが、生徒指導上の重要な措置として学校の秩序を維持することを目的とした「出席停止制度」がある。公立の小学校・中学校においては、停学や退学等の懲戒処分は認められていない。しかし、学校の秩序を守り、他の児童生徒の学習権を保障するために、出席停止制度が設けられている。

出席停止制度は、保護者に対してその子どもの就学の停止を命じるものであり、就学義務の履行にかかわる重大な措置であることから、市町村教育委員会の権限と責任において実施されることとなっている。

生徒指導においては、日ごろからの指導の充実が必要であり、その充実を図ることによって、出席停止措置に至らないように最大限の努力をすることは、当然のことである。しかし、その一方、教職員も万能ではなく、最大限努力したにもかかわらず、事態が好転せず、他の児童生徒の教育に妨げがある場合も考えられる。その際、他の子どもの学習権を侵害するような状態を継続させてはならない。

日ごろの生徒指導と出席停止制度とは相反するものではない。むしろこの制度は、日ごろの生徒指導の延長として、それだけでは統制しきれなくなった場合に行われる生徒指導上の有効な手段の一つであることを、各学校及び教育委員会は改めて認識する必要がある。

出席停止の措置は、「学校は、問題行動等に対して毅然とした指導をしてくれるし、自分たちの事を守ってくれる」と学校への信頼感を高めるものである。一方、加害児童生徒に対

しては、自らの行動やその責任について振り返り、これからの学校生活について考える機会を与えるものである。

出席停止制度の運用に当たっては、就学義務にかかわる措置であることから、市町村教育委員会において、事実関係の十分な把握、保護者等からの意見の聴取、理由や期間を記載した文書の交付等の手続きについて、あらかじめ定め、公平かつ公正に実施される必要があるとともに、出席停止期間中の当該児童生徒への教育上の指導を行わなければならない。なお、具体的な運用の在り方等については、前述の「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」のほか、資料編87ページの「出席停止制度の運用の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知〈平成13年11月6日付け：13文科初725号〉）等を参照されたい。

#### 【コラム④】懲戒と出席停止制度との違い

出席停止制度が、懲戒と異なるところは次の4点である。

- ア 出席停止制度の趣旨が、当該児童生徒の懲戒にあるのではなく、学校の秩序の維持と他の児童生徒の義務教育を受ける権利の保障にあること
- イ 出席停止制度は、当該児童生徒本人ではなく、その保護者に対して行うものであること
- ウ 出席停止制度の命令権者が、校長又は教員ではなく、市町村教育委員会であること
- エ 出席停止制度の対象となる学校が、公立の小学校・中学校に限られていること

### 3 生徒指導体制の評価と組織マネジメント

#### (1) 生徒指導と学校評価

生徒指導は、学習指導要領に基づいて展開される教育活動だけでなく、家庭や地域社会、関係機関との連携協力の下に相互補完的に行われている。つまり、学校の教育課程を通じて行われる自己指導力の育成や基本的な生活習慣の確立、学校の教育活動全体を通じて推進される生徒指導、校則指導など学校の秩序を維持するための生徒指導、暴力行為、いじめ、不登校など教育課題として取り組まれている生徒指導はもとより、万引きなどの初発型非行や刑法犯少年に対する生徒指導も、警察や児童福祉施設など関係機関との緊密な連携協力の下に行われている。

こうした生徒指導の取組は、小学校・中学校・高等学校などの学校種別によって、また各地域や学校の実態によって異なっている。このため、学校評価の一環として、各学校が生徒指導についての重点目標を設定し、その達成状況や、達成に向けた取組の状況を把握するための項目・指標等を設定する場合には、「学校評価ガイドライン[改訂]」（平成20年1月31日・文部科学省）における「評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」も参考としつつ、各学校の実態を踏まえて検討し、評価結果を今後の生徒指導の改善に生かしていくこととなる。

#### (2) 生徒指導の組織マネジメント

学校の教職員一人一人が教育の専門家として、児童生徒理解、学習指導・授業づくりの力、教材研究の力だけでなく、集団指導力や学級づくりの力、さらには児童生徒の生徒指導について確かな力量を持つことが望まれている。しかし、生徒指導をめぐる状況の変化とともに、学級（ホームルーム）担任だけでは対応できず、学年単位や学校全体の組織として、さらには外部の専門機関との連携を前提とした生徒指導も求められるようになってきている。つまり、児童生徒一人一人や学級（ホームルーム）だけでなく、学年や学校全体の児童生徒、さらには地域全体の青少年を視野に入れて生徒指導体制を考えることが重要になっているのである。

一方、学校運営の見直しも図られている。例えば、組織マネジメントの発想を導入し、校長がリーダーシップを発揮するとともに、教職員の意欲を引き出し、関係機関等との連携を適切に行い、組織的、機動的に学校運営を進める取組も増えている。これまで、校務分掌など校内組織は、教職員は「一人一役」の考え方の下に担当が細かく分けられ、かえって分かりにくいこともあった。そのため、児童生徒や地域の実態、学校の規模などに応じて、校務分掌を整理合理化したり、会議を精選して校内組織の見直しを図ったり、また、校長、教頭の下でそれぞれのグループをまとめたり連絡調整を行う生徒指導主事や、学年主任等の役割を見直すことも必要になっている。

さらに、スクールカウンセラーなど外部の専門家の積極的な活用や、保護者や地域住民、関係機関等との連携の一層の推進や情報公開、情報発信を行う渉外・広報を明確に位置付けることなども必要になっている。つまり、生徒指導の組織の運営に当たっては、児童生徒や学校、保護者や地域社会、関係機関等の実態に合わせて、より組織的で効率的かつ機動的な

生徒指導が行えるよう、組織マネジメントの観点から見直しを図っていくことが大切である。

また、教育委員会においても、各学校の生徒指導体制を見直すことができるよう、域内全体の生徒指導体制を充実させ、指導・助言・援助を行う必要がある。例えば、教育支援センター（適応指導教室）、サポートチーム等の活用を通じて、各学校の生徒指導体制がより組織的で効率的に運用できるよう広域的な生徒指導体制を確立したり、各学校間の生徒指導の方針や指導方法の調整を行うなど、域内の各学校が高い透明性を持った公平で公正な指導方針の下に、一致した生徒指導を推進することが大切である。

### 【コラム⑤】 学校評価

今日では、学校が保護者や地域住民の信頼に応えて説明責任を果たし、相互補完的に連携協力して、一体となって教育活動を推進していくためには、学校の教育活動など学校運営の状況について学校評価を実施し結果を公表するとともに、保護者や地域住民に対して積極的に情報を提供することが求められている。

文部科学省「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（平成20年1月）では、学校評価を実施する意義について、「学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がよりよい教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。」と述べている。

また、学校評価については、

- ① 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- ② 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- ③ 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】

の3つの実施方法により行うこととし、特に自己評価を、学校評価の最も基本となるものとして位置付けている。

## 第3章 各学校段階における生徒指導体制の在り方

第1章、第2章で述べてきたように、児童生徒を取り巻く状況は、時代とともに変化しており、生徒指導体制の見直しは、小学校・中学校・高等学校の各学校段階に共通に求められている課題である。一方、その見直しの具体的方策については、各学校段階の特質や児童生徒の発達段階、さらに学校や地域の実態等により異なる面もある。

第3章では、そうした観点から、各学校段階の生徒指導体制について、特に、問題行動や少年非行等に的確に対応し、規範意識を醸成していくための生徒指導体制の在り方について提言していくことにする。

### 1 小学校の生徒指導体制

小学校の生徒指導体制の見直しについては、平成16年6月に起きた小学校での同級生殺害事件を受け、国立教育政策研究所生徒指導研究センターが小学校での学級運営や生徒指導体制の在り方について調査研究をすすめ、『学級運営等の在り方についての調査研究』報告書（平成17年3月）をまとめた。しかしながら、第1章でも述べたように子どもたちをめぐる状況は極めて深刻であり、小学校における規範意識の醸成が重要な課題となっている。

こうした状況も踏まえ、小学校の生徒指導体制については、児童の規範意識を高める取組を進めるとともに、いじめや暴力行為がなく安全に、かつ安心して学び、生活することのできる環境づくりを推進する観点から、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

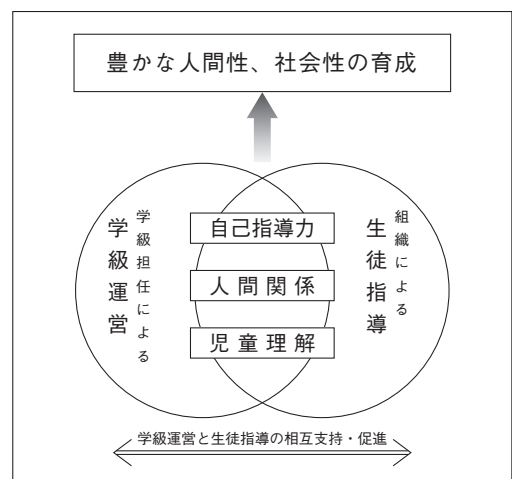
- (1) 学級運営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実
- (2) 児童理解の深化と規範意識の育成

#### (1) 学級運営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実

小学校では、それぞれの学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面にかかわるわけであり、生徒指導においても学級担任による学級運営の意義や利点を生かした取組が必要である。同時に、担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互に補完し合っ学校全体としての生徒指導の充実・強化を図ることも必要である。

こうした考え方を表したのが右の図である。この図の中の文言は、どれも生徒指導における重要な概念である。例えば、一番上にある「豊かな人間性、社会性の育成」、つまり人格の形

図 学級運営と生徒指導の関連図



成は、生徒指導が目指す最終的なねらいと言える。

そのためには児童の自己指導力を高めることが不可欠であり、中学校・高等学校段階では、まさに自己指導・自己責任が問われる。また、小学校段階でも、児童の発達段階に応じて、基本的な生活習慣などを中心に、自分を律する態度や能力が求められる。その力を高めるためには、豊かな人間関係が大切である。児童同士、教師と児童、そして家庭や地域での豊かな人間関係がなければ、様々な学習や体験をしても自己指導力は身に付きにくい。また、教師が児童一人一人の置かれた状況やその内面をより深く理解することが豊かな人間関係づくりにつながる。

こうした生徒指導の取組を進めていくためには、個々の学級担任の取組だけに任せるのではなく、生徒指導部等を中心として、児童理解・人間関係・自己指導力の充実が、学年や学校全体、さらに家庭・地域と連携して構造的に、幅広く推進されていくことが必要である。その際、低学年段階では、幼稚園や保育所との連携を図り、児童の発達段階を踏まえた基本的な生活習慣の定着を図るとともに、高学年においては、中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努めることが重要である。

## (2) 児童理解の深化と規範意識の育成

規範意識を育成する上で、児童理解の充実は重要な要素である。児童の心や行動の実態を十分に把握しなければ、子どもの内面を揺り動かす指導、規範意識の内面化を実現していくことは困難である。

様々な問題行動が起こるたびに、「子どもたちの状況に気付かなかった」「そんなことをするような子どもには見えなかった」「おとなしいよい子と思っていた」などと言われることがある。高度情報化や都市化の進展、少子化等の進行の中で、児童の心や行動が見えにくい状況が一層広がりつつある。また、親や地域における保護者同士の交流も少なくなっている状況も見られる。

そうした中では、学校が家庭や地域住民と、これまで以上に連携・協力し、教師が子どもの実像・実態を把握し、児童理解を深めることが必要である。

また、児童の規範意識を育成していくためには、学校において、個々の学級で取り組むだけでなく、学年・学校全体として取り組むことが大切である。規範意識の育成に当たっては、家庭におけるしつけが中核となるが、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っている。社会的なルールやマナーについての地域社会での日常的な取組の持つ意義は大きい。規範意識の育成において、家庭・地域を巻き込み、学校全体として取り組むことが今日求められている。

## 2 中学校の生徒指導体制

暴力行為や規則違反等は、中学校においては深刻な課題である。これらへの対応として、生徒指導体制を強化し、児童生徒の規範意識の向上及び落ち着いた学習環境の確保の観点から、学校内の規律の維持が大変重要である。

従来から、中学校では、組織的な対応を核として、これらの課題に取り組んできた。しかし、中学校における問題行動の多様化や規範意識の低下、生徒の問題行動の複雑化・深刻化が進む

中、今後、より一層の生徒指導体制の充実と規範意識の育成の観点から、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

- (1) 生徒個々に対するきめ細かな指導体制と規範意識の育成
- (2) コーディネーターの機能を生かした生徒指導体制の充実

## (1) 生徒個々に対するきめ細かな指導体制と規範意識の育成

中学校における生徒指導上の諸課題への対応には、中学生期の生徒の特徴や思春期理解を基本とし、生徒個々に対するきめ細やかな指導と集団の規範意識の向上という「個の育成」と「集団の育成」の観点を踏まえた取組が必要である。

### ① 生徒個々に対するきめ細かな指導体制

生徒の問題行動の背景や要因の一つとして、社会性の不足や人間関係の希薄化が考えられる。対人関係をうまく結ぶことができなかつたり、自己指導力の低さなどもあって、心に悩みや不安、ストレスを抱えている生徒も少なくない。また、思春期は第二次性徴の出現もあり、身体的・心理的に不安定になり、将来に対する不安や葛藤<sup>かつとう</sup>など、心の揺れ動く時期でもある。したがって、生徒一人一人が自己を見つめ、自分自身と向き合うことが大切である。そのためには、生徒が気軽に相談できる環境や教職員が複数の視点できめ細かく見守ることができるような校内体制を整備する必要がある。

特に、問題行動等の未然防止の観点から、日常の生活の中で、生徒の変化や「心」のサインに気づき、早期発見、早期対応を行うことが必要である。各学校においては、従来からこのような生徒指導体制の充実に取り組んできた。しかし、生徒の心の悩み等に対して、組織的な対応をいかに行うかが課題である。生徒の情報を教師が抱え込み、個人の判断で対応するのではなく、生徒指導主事が小学校との連携や中学校間の連携などにも留意して多面的に情報を収集し、生徒指導部会や学年会議、ケース会議等で方針を決定し、協働して指導・援助することが大切である。また、必要に応じて生徒指導主事が専門機関との連携を図ることが望ましい。

### ② 規範意識の育成

乳幼児期からの家庭におけるしつけや基本的なマナーの育成、基本的生活習慣の確立等は、社会性を身に付けるための基礎となる。義務教育段階では、それらを基に日常の集団生活を通してルールを守ることの必要性を理解させるとともに、規律ある行動を身に付けさせることが大切である。

特に中学校段階では、自己を確立し、互いの価値観や個性を認め合いながら、他者との信頼関係を築くなど、人間関係の基盤づくりを行う時期である。社会生活は、他者とのかわりを基本とする集団生活であるため、社会的ルールを身に付け、それぞれの役割と責任を果たすことで成り立つものである。したがって、生徒指導体制づくりを行う上では、学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組まなければならない。そのためには、生徒個々の規律や社会性

の育成と集団の規範意識の向上が必要である。

指導においては、教職員個人の価値判断ではなく、教職員全体の共通理解が重要である。教職員の共通理解の下、指導に当たるとともに、生徒個々が規則を守ることの必要性を考える機会をつくる。そして、規則違反や問題行動に対しては、どの教職員も指導できる体制をつくり、継続的な指導を続けることが必要である。また、家庭に対しても情報を発信し、家庭と学校が生徒に社会的ルールや責任を身に付けさせることを共通の目的として取り組むことが必要である。家庭教育力の低下が指摘されているが、学校教育と家庭教育が役割分担を明確にして取り組むことが大切である。

## (2) コーディネーターの機能を生かした生徒指導体制の充実

学校内の規律の維持や問題行動等への対応については、校内における協働的生徒指導体制づくりが重要であることは周知のとおりである。教職員が情報を共有し、共通理解の上、課題解決に向けて取り組まなければならない。しかし、仕組みはつくられているものの、共通理解や効果的な対応が困難で、生徒指導体制が機能しない事例もある。

問題行動等への対応については、情報の共有だけではなく、その情報から明らかになった課題を共有し、連携した取組を行うことが重要である。そこで生徒指導主事や教育相談担当者がコーディネーター（調整役）としての役割を果たすことが効果的である。

しかし、校内における会議等で情報の交換は行われるが、情報交換のみで具体的な行動連携につながらないことが多い。重要なのは、情報から見えてくる課題を教職員全体で共有し、課題解決に向けた協働した取組を行うことである。そこで、生徒指導主事や教育相談担当者が協働体制の中核となり、コーディネーターとしての役割を果たすことが重要である。校内の生徒指導体制の整備・充実のためには、学年間はもちろんのこと、学年を超えた連携が基本となるが、コーディネーターは学年間の情報の流れや情報共有を効率化し、学校全体の課題としてとらえ、組織的な対応を行う中心的な役割を担う。

問題行動等が発生した場合は、問題事象への指導だけではなく、問題行動に至る背景や原因を明らかにし内面に迫る指導が必要である。そのためには、友人関係や学校生活、家庭の状況等、多面的な状況把握が必要となる。必要に応じて、小学校からの情報を収集するなど小中連携も視野に入れなければならない。生徒指導主事は、コーディネーターとしてこれらの情報を集約し、課題の明確化や指導方針・方法の決定、教職員の役割分担等を行う。また、指導過程において、進捗<sup>しんちやく</sup>状況を把握すると同時に、教職員全体に周知する。生徒指導主事が指導全体を調整することにより、教職員が課題や指導方法等の共通理解をした上で、具体的な対応を役割分担するので、問題行動等への対応に重要とされる協働した生徒指導体制づくりができ、効果的・効率的な指導が可能となる。

## 3 高等学校の生徒指導体制

価値観の多様化・相対化が、若者文化を中心に急速に進展する現代では、高校生にとって学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などで多くの課題が表面化・深刻化してきている。例えば、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成18年度）」でも、全国の高等学校における不登校生徒が57,544人、高等学校中退者が77,027人となっている。また、

高等学校における不登校や中途退学の経験の有無とフリーター、ニート、ひきこもりなどの関連が指摘されている。

こうした中で、高校生の社会的自立を進めていくためには、生徒指導そのものを広く社会的視野に立ち、「生きる力」をどうはぐくむかという指導としてとらえ直すことが必要である。それは、社会的なルールやマナーの尊重の上に、自己選択と自己責任を行使する生き方を求めさせることであり、社会の絶えざる変化を前提に、現在及び将来にわたり自己をよりよく導く社会的な自己指導力を継続的・発展的に高めていく生徒指導の在り方が求められているのである。

こうした視点を踏まえて、高等学校においては規範意識をはぐくむために、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

- (1) 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実
- (2) 法令等に関する指導と規範意識の向上
- (3) 懲戒処分の適切な運用

### (1) 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実

生徒指導の充実改善を図るためには、生徒指導の機能を学校の教育活動全体を通じて作用させる必要がある。すなわち、全教職員がそれぞれの役割を分担しながら、全生徒を対象に社会的自己実現に向けた生徒指導を展開しなければならないのである。しかし、高等学校では、学校規模の大きさや教育内容の専門分化などに関連して、学校全体としての生徒指導の方策づくりや教職員の共通実践等において、意見がかみ合わなかったり、指導効果が上がらなかったりする状況が見られることがある。

文部科学省の「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム(中間まとめ)」(平成17年9月)では、中学校・高等学校における生徒による一連の重大事件の発生状況から、当面の対応策の一つとして「学校内で複数の教職員等の視点で子どもの状況を見守り、子どもの変化を見逃さず、広く子どもの現状を理解することができるよう、学校全体で一体となって生徒指導に当たるとともに、きめ細かな教育相談を実施すること」とし、組織的対応の重要性を訴えている。

これらの充実には、管理職のリーダーシップや生徒指導主事のコーディネーターとしての機能が十分に発揮されることはもちろん、教科指導の場面以外に、ホームルーム活動などの特別活動を通じて、生徒と接触する機会が多いホームルーム担任の役割も重要である。また、ホームルーム担任は、生徒の個性、学校内における人間関係、家庭の事情などを把握する機会にも恵まれており、具体的・継続的に生徒を理解し、指導を行うことができる立場にあると同時に、生徒や保護者との信頼関係づくりに多大な影響を及ぼすことから、その役割と資質・力量の向上の重要性が再認識される必要がある。また、生徒理解を一層深めるためにも、中学校との連携を図ることが重要である。

生徒指導の目標を具体化する際には、各学校の教育目標と生徒指導との関連性を共通理解した上で、共通実践するための全体構想を明らかにすることが重要である。その内容としては、学校の規模、教師の構成、生徒・地域の実態など、それぞれの学校の実情によって異なるが、基本的には「教師の基本的な態度」、「目標及び重点項目」、「組織及び運営上の配慮事項」、「家庭や関係機関等との連携方針」などが考えられる。

また、全体構想の明確化の大前提として、生徒個人々の特性（学習面、心理・社会面、進路面、健康面など）や生徒集団の特性（学年段階、集団性・結束力・活動力等、学習・生活面など）について、客観的資料やデータを基にした教職員の共通理解を図ることが重要である。このことによって、目標の設定、評価・点検の方法、目的や場面に応じた指導方法や役割分担などの検討においても、共通理解が一層図られやすくなる。

## (2) 法令等に関する指導と規範意識の向上

個人の尊重や自由の意味をはき違え、ルールやマナーに対しての自覚に欠け、また、行為の重大性の認識やその後の結末に対する推測も欠けている高校生は少なくない。そのため、個人の自由と責任や権利と義務の意義についての自覚を一層深める指導とともに、規範意識の向上が重要な課題となっている。しかし、青年期にある高校生にとっては、どのように親切かつ適切な教職員や保護者の教示や助言であっても、干渉、支配、圧力などと受け取られやすく、生徒自身の真の反省や自覚に至らないこともある。

学校においては、日ごろから「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」といった毅然とした指導方針を示し、喫煙は「未成年者喫煙防止法」に違反し、万引きは刑法では「窃盗罪」に当たることなど、生徒の問題行動と関係法規との関係を明確にし、生徒に対して「社会の一員」としての責任と義務を指導していくことが重要である。同時に保護者へも啓発することが必要である。また、生徒たちにとって身近な校則について、生徒会活動などの特別活動をはじめとするあらゆる教育活動において考えさせたり、討議させたりするなど自律性を高める工夫も不可欠である。

## (3) 懲戒処分の適切な運用

高等学校の生徒指導が義務教育と大きく異なる点は、「退学」「停学」といった法的効果を伴う懲戒処分が校長に認められていることである。もちろん、法令上懲戒の制度があるからといって安易な判断で行われるべきではない。懲戒処分は、校内の規定等に基づき、懲戒によって生徒を問題行動から立ち直らせることができるという見通しと当該生徒への日常からの指導の積み重ねなどから、校長が総合的に判断して行うものである。すなわち、懲戒処分は、生徒の社会的自己指導力を育成するための手段の一つとして、教育的見地に基づいて行われなければならない。

特に、停学については、校内の規定等を整え停学の基準を明確にするとともに、生徒や保護者等にも事前に周知を図るなどして適切に取り入れ、生徒に真摯な反省と自覚を促すものとするべきである。

ただし、退学については、生徒の意に反して在学関係を終了させ、その身分を奪うものであり、いわば最後の手段であることを十分に認識し、より慎重に対応することが必要である。

また、自宅謹慎などの指導についても、教育的見地からより適切な指導が行われるよう、指導の基準や内容をできるだけ明確にすることが求められる。

なお、教育委員会は、懲戒処分についての基準や処分に至るまでの指導が適切に行われているかなどについて把握し、懲戒処分が不適切に運用されることのないよう指導助言することも大切である。

## II 事例編

## 第1章 小学校

### 事例1 チーム支援体制による不登校ゼロの取組

キーワード：チーム支援、教育相談、自己理解、人間関係づくりの力

#### 〈概要〉

不登校へのチーム支援、教育相談の充実などを徹底し、不登校児童数は3年間連続ゼロである。

また、自己理解を深める指導や人間関係づくりの力の育成により、暴力行為やいじめなどの問題行動もなくなった。

### 1 学校の様子

児童数約1,200名の小学校である。市の中心部に位置し、学区内には新たに住宅地として開発された地域も多く、住民の間では多様な価値観が見受けられる。児童は明るく素直で、指示されたことはきちんと行うが、基本的な生活習慣が身に付いている児童と身に付いていない児童の二極化傾向が見られる。

### 2 取組内容

保護者との連携を図った教職員のチームによる支援体制や教育相談体制を整備して、児童の不登校や問題行動の未然防止に努めている。次の4つの視点で学校全体の指導計画を作成し、実践している。

- (1) 不登校未然防止への組織的な対応
  - ① アセスメント（見極め）個票やチェックリストを作成し、生徒指導部会や保護者も参加するチーム援助会議で活用
  - ② 年度間の欠席日数が3日に達した児童については、家庭訪問して児童の状況を把握し、必要に応じてチーム支援を開始
- (2) 教育相談の充実
  - ① 家庭訪問、地区懇談会、学級担任による保護者懇談（6月、夏休み、10月、他随時）
  - ② 相談カードを各家庭に年間3枚ずつ配布し、随時学級担任と懇談
  - ③ 子育ておしゃべり会（保健室、毎週水曜日午後4時から）で、子育て支援を受けている保護者と教育相談コーディネーター、養護教諭とが懇談
  - ④ 学校公開日や授業参観日に、希望する保護者は、校長室で校長と個人面談
- (3) 自己理解を深める指導
  - ① 授業アンケート、生活アンケート、いじめアンケート等を、児童が自己の生活を振り返る機会として活用

- ② 「あいさつ」「飛び出し防止」「返事」「靴のかかと」「安全帽子の着脱」「店での買い物」等を、児童が「学校の約束」として守るよう指導
- (4) 人間関係づくりの力の育成  
縦割り班活動、愛校作業、わいわいランチ、なかよし遊び、ロング昼休み（35分間）、わくわくスクール（土曜日に、保護者・地域住民を講師に招き、体験活動）、人間関係づくりのスキルトレーニング、構成的グループ・エンカウンター\*等

### 3 取組の成果

- (1) 「欠席3日で家庭訪問」と「チーム支援」を徹底し、欠席が続きそうになった児童を学級担任一人で抱え込むことなく、学校組織として取り組み、3年間連続不登校児童数ゼロである。
- (2) アセスメント個票により、学級担任や支援担当者が替わっても、支援の経緯を共有し、継続した支援を行うことができる。
- (3) 「子育ておしゃべり会」で、児童についての情報交換、子育ての悩みについての話合いなどが、不登校や問題行動についての保護者の不安の緩和に役立っている。
- (4) 自己理解を深める指導や人間関係づくりの力の育成により、いじめ、暴力行為などの問題行動も見られなくなった。

### 4 課題と対応

- (1) 教育相談に消極的な保護者と学校が連携を図る工夫が必要である。
- (2) 教職員数が多いので、学校の取組について継続的に共通理解を図る必要がある。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例は、生徒指導体制を確立し、児童の実態や課題を全教職員が共通理解し、一致協力した方針の下で具体的に行動しているものである。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 「欠席3日で家庭訪問」など、具体的な指導基準を決め、教職員各自の判断による取組の遅れを防ぐことができる
- ・ 不登校への対応には、各児童の状況や必要な支援を見極めるための「アセスメント」が重要である
- ・ 自己理解を深める指導や人間関係づくりの力の育成が、不登校や問題行動の未然防止につながる

\* 構成的グループ・エンカウンター（SGE）

教師や同級生等から「尊重される、認められる、褒められる」体験を経ることで、自分の良いところや努力を周囲の仲間に評価されることを実感するとともに、自分を肯定的に評価でき、自尊感情を持てるようにする取組。自己理解や他者理解を深め、人間関係づくりなどを目的とする。学級活動のほか、学校行事などに関連させて行うことが考えられる。

出典：文部科学省／国立教育政策研究所生徒指導研究センター「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月)

## 事例2 基本的な生活習慣を育成する組織的な指導

キーワード：基本的な生活習慣、異年齢集団による活動、チームによる対応

### 〈概要〉

マナーやルールの指導について教職員が共通理解し、全校朝礼、掲示物、家庭への配布物などを通じ、児童や保護者に指導内容の周知徹底を図っている。

また、児童会活動や学年を超えた縦割り活動を積極的に実施している。

いじめ・不登校・問題行動への対応は、具体的なマニュアルを作成して、教職員のチームによる対応を行っている。

## 1 学校の様子

児童数約620名の小学校である。校区は、市内北部の戦後急速に開けた住宅地域で、犯罪発生件数は少ない。最近、家庭での不満を抱えて感情が不安定になり学校でトラブルを起こす児童や、授業中に立ち歩く多動傾向の児童が増加している。

## 2 取組内容

### (1) 基本的な生活習慣の育成

- ① 毎週月曜日の全校朝会で、日常のマナーやルールについて分かりやすく例を挙げて講話している。
- ② 校庭での遊具使用のルール等について、写真や図を使った「学校生活のきまり」を各学級に掲示し、全教職員が共通理解の下で指導する。また、同じ文書を保護者にも配付し、家庭へ協力を依頼する。
- ③ 正しい言葉遣いを推進している。

### (2) 児童の自発性を高める活動

- ① 児童会主体の活動として、児童議会、児童集会、募金活動、新入生歓迎会、お別れ会、七夕集会、平和集会、クリスマス集会、ドッジボール大会などに取り組んでいる。
- ② 学年を超えた縦割り集団（異年齢集団）の活動として、ミニ運動会、縦割り清掃、全校遠足、給食交流などを実施している。
- ③ 6年生をリーダーとした緊急時の集団下校体制を整えている。

### (3) 生徒指導体制の確立

- ① 職員会議及び各学年会で、生徒指導上の課題について情報交換し共通理解を図っている。
- ② いじめ・不登校・問題行動への対応マニュアルを作成し、全教職員が共通理解の下にチームで対応する体制を整備している。

## 3 取組の成果

- (1) あいさつ運動や正しい言葉遣い運動など、基本的な生活習慣の定着が問題行動の防止につ

ながら、児童間のトラブルが少なくなった。

- (2) 異年齢集団による活動を通じて、児童がお互いに認め合い、信頼関係が深まった。
- (3) 問題が発生した場合、学級担任だけで悩まず、早期に全教職員で指導の方向性を話し合う体制ができた。

## 4 課題と対応等

現在の取組を継続することが課題である。基本的な生活習慣の指導は、「定着には時間がかかるが、崩れるときは一瞬」という意識を全教職員が持ち続けるよう、会議や研修等を充実させる。

下校時の安全指導については、地域・保護者の協力を得て、無理のない計画を立て、集団下校を継続する。

また、特別支援教育委員会を定期的に行っているが、通常の学級で支援を必要とする発達障害の可能性のある児童が増える傾向にあり、全教職員で共通理解を図り、支援する必要がある。

### ●本事例の特色とポイント

本事例では、基本的な生活習慣の定着が問題行動の未然防止につながると考え、あいさつ、言葉遣い、生命尊重、安全教育等の指導について、学校全体で共通理解を図り取り組んでいる。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 基本的な生活習慣の育成は、児童の生活リズムを整え、不登校や問題行動等の未然防止につながる
- ・ 不登校や問題行動等、生徒指導上の課題への対応は、教職員が単独で抱え込むことなく、チームで対応することが大切である
- ・ いじめ、不登校、暴力行為などへの対応は、具体的なマニュアルを作成し、校内研修等で内容を確認することにより、教職員間の共通理解を図ることができる

### 事例3 スクールソーシャルワーカーを活用したチームによる支援

キーワード：コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、チーム支援

#### 〈概要〉

県の事業により配置されているスクールソーシャルワーカーや定期的に来校するスクールカウンセラーをメンバーとするチーム支援により、学級担任が児童の課題を一人で抱え込まないように、組織的な生徒指導体制を推進している。

## 1 学校の様子

児童数約460名の小学校である。学校の周囲は田園地帯だが宅地開発も進んでおり、他の地域から転入する住民も増加している。

平成18年度における児童相談所への児童虐待通告済み児童は約10名で、県の事業によりスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）が1名配置されている。また、中学校区に配置されているスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）が定期的に来校している。

## 2 取組内容

### (1) サポートチーム

コーディネーター（調整役の教員）が、SSW及びSCを活用しサポートチームを組織して、学級担任が一人で問題を抱え込む状況の改善に努めている。

### (2) チームサポート委員会

校内にチームサポート委員会（コーディネーター、管理職、SSW、SC、養護教諭、各学年教員等）を設置し、ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)、高機能自閉症・アスペルガー症候群などの発達に関する障害や、非行、いじめ、授業妨害、不登校、児童虐待被害などへの対応について協議し、毎週1回以上チームサポート委員会を開催している。生徒指導上の課題を抱えた児童やその保護者を否定的な見方でなく、「困っている児童」「困っている保護者」ととらえ、継続的な支援や指導を行っている。

また、必要に応じて「ケース会議」を開催し、課題解決のための方針を検討し、対応するサポートチームづくりなど役割分担を行う。

これらの指導方針については、職員朝礼等で全教職員に共通理解を図っている。

### (3) 関係機関等との連携

チームサポート委員会は、外部の専門家や関係機関との報告・連絡・相談に努め、さらに、特別支援教育の推進や、幼稚園、保育所、小学校、中学校との連携の窓口ともなっている。

## 3 取組の成果

(1) 特別な支援が必要な児童や、学業不振、非行傾向、不登校傾向の児童に対する指導の窓口がチームサポート委員会に統一され、指導方法について、教職員の共通理解が進んだ。また、

児童虐待防止について教職員の意識が高くなり、日常生活における児童の観察がきめ細かくなった。

- (2) 学級担任が問題を一人で抱え込まず、チームで対応することが必要であるという意識が定着し、問題の早期発見、早期対応の体制が進んだ。
- (3) 休み時間のけがやガラス破損の件数が、前年度と比較して約3分の1に減少した。
- (4) 不登校児童数が減少している。

## 4 課題と対応等

- (1) 学級担任が、児童の問題をすべてサポートチームに任せてしまったり、指導体制から取り残されたような気持ちにならないよう、学級担任を支援し、教職員間の円滑な連携に留意する。
- (2) チームサポート委員会の活動について保護者に知らせ、委員会のメンバーに悩み事の相談ができることを伝え、早期の相談を促す。
- (3) 「ソーシャルスキル・トレーニング」や「ピア・サポート」等の児童の社会性をはぐくむ手法を効果的に導入できるよう研究を進める。

### ●本事例の特色とポイント

本事例では、コーディネーターが調整役としての役割をよく果たしており、チームによる支援が学校に定着している。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 児童の問題行動等には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知識を生かすことにより、より充実した対応が可能となる
- ・ 校内にチームによる支援を定着させ、スクールカウンセラー等の専門家を活用するためには、コーディネーター（調整役）が重要な役割を果たす
- ・ 児童の問題行動等の原因や背景に、児童虐待が懸念される事例も増加しており、児童の行動を児童福祉の視点から考えることも必要である

## 事例4 教育委員会と連携した発達障害のある児童の支援

キーワード：発達障害、学級担任による抱え込み、特別支援教育コーディネーター

### 〈概要〉

多動傾向の児童数名が在籍する学級で、授業中に児童が騒いだり、児童間のトラブルが発生したりするなど、学級全体が落ち着きを失った。

教育委員会が、指導主事の派遣、補助員の配置などで学校を支援し、学級は徐々に落ち着きを取り戻した。

## 1 学校の様子

児童数約450名の小学校で、スクールカウンセラーが配置されている。

低学年の一つの学級に、多動傾向があり発達障害と診断されている児童が数名在籍しており、授業中の私語、立ち歩きなどを繰り返す、さらに児童間のトラブルが発生するなど、学級全体の落ち着きがなくなった。

学級担任は教職経験約20年のベテランで、他の教職員に相談せず、問題を一人で抱え込んでしまったが、保護者が教育委員会に相談したことから、学校全体で対応することとなった。

## 2 取組内容

- (1) 特別支援教育コーディネーターが調整を行い、副校長及び学年の教員が学級に補助として入ったり、専科の教員が少人数指導を担当したりして、教職員が協力して指導に当たった。また、学級補助員を配置し、特別な支援を要する児童を中心に学習指導の補助に当たることとした。
- (2) 情緒障害等の通級指導学級に通い始めた児童もいる。
- (3) 指導主事が学校訪問を繰り返し、授業を観察し、管理職と対応を協議し、学級担任の指導にも当たった。

## 3 取組の成果

- (1) 校内組織体制を整備し、複数の教師で児童の指導に当たり、学級指導の補助を行い、児童に個別に対応した。その結果、学級は、徐々に落ち着きを取り戻しつつある。
- (2) 教育委員会に相談し、学級補助員の配置を受け、課題を抱える児童の指導に取り組むことができた。

## 4 課題と対応等

- (1) 学級担任が生徒指導上の問題を一人で抱え込み、一人で解決しようとしたことから問題の解決に時間がかかった。日常から、気になることを連絡、相談する体制を整えていく。

- (2) 授業規律が確立されておらず、学級担任は感情的に児童を叱ることが多かった。授業は、一斉型の指導が多く、児童主体の活動が少なく、机間指導等で個別に指導することも少ない。授業指導の改善を図る必要がある。
- (3) 学校が組織的に問題の解決に当たれるよう、教育委員会の指導主事が指導助言するとともに、学級補助員の配置及び特別支援教育巡回指導員などによる巡回を継続し、スクールカウンセラーとも連携して、問題の解決に当たる。
- (4) 学校のみで適切な対応が困難なケースや特別支援教育について、学校は問題を抱え込まず、教育委員会や関係機関等と積極的に連携することが必要である。

### ●本事例の特色とポイント

本事例は、教育委員会が指導主事を学校に派遣して適切に指導助言したり、補助員を配置したりして学校を支援したことが特色である。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 特別支援教育コーディネーターが調整を行い、児童の問題や指導方法について、学級担任が他の教職員と話し合える仕組みを作っておくことが必要である
- ・ 発達障害を含む障害のある児童生徒への支援について、教職員が基礎的な知識を習得する機会を設けることが求められる
- ・ 学校のみで対応が困難なケースについては、学校は問題を抱え込まず、教育委員会や児童相談所等と積極的に連携することが必要である

## 事例5 毅然とした指導と授業改善により学校の秩序を回復

キーワード：毅然とした指導、「分かる授業」、教職員の協力体制

### 〈概要〉

前年度に、二つの学年でそれぞれ約10～20名の児童が教師の指示に従わず、授業妨害等の問題が発生した。

新年度になり、全教職員が毅然とした態度で児童を指導し、あわせて、「分かる授業」を目指して授業改善に取り組み、次第に児童が落ち着きを取り戻してきた。

## 1 学校の様子

児童数約210名の小学校である。

前年度、二つの学年でそれぞれ約10～20名の児童が教師の指示に従わず、私語や立ち歩きで授業を妨害する、授業中に校内を歩き回る、校舎から掃除用具を民家の敷地に投げ込むなどの問題行動が発生した。

## 2 取組内容

### (1) 毅然とした指導

年度始めに、校長が「学校に秩序を取り戻すことが教職員にとって最優先すべきこと」と「児童に決まりを守り落ち着いた学校生活を送るよう指導すべきこと」の2点を教職員に指示した。

1学期の始業式で、「明るいあいさつ」「わがまは絶対に許さない」「先生の話をよく聞く」「何事に対しても一生懸命がんばる」ことの大切さと、教職員が毅然とした指導を行うことを児童に伝えた。

### (2) 保護者、地域への協力依頼

生活の決まりを保護者に配布し、PTAや地域に対して学校の現状を伝え、協力を呼びかけた。

### (3) 授業改善

「分かる授業」を目指し、学級を分担して少人数で授業を行ったり、5、6年生の授業に教科担任制を一部導入した。

## 3 取組の成果

(1) 全教職員が、児童に対して曖昧な態度を取らず、毅然とした一貫した指導を継続し、徐々に問題行動が減少した。

(2) 基本的な生活習慣にかかわる行動目標を、「明るいあいさつ」「先生の話をよく聞く」など、児童にとって分かりやすい言葉で具体的に示したことが、児童の行動を変えるきっかけとなった。

- (3) 「分かる授業」を目指す授業改善の推進により、落ち着いて授業を受ける児童が増えた。
- (4) 教職員間に、お互いに支え合い協力する姿勢が定着し、一人で問題を抱え込むことが少なくなった。

#### 4 課題と対応等

- (1) 家庭でのしつけができていない児童が多く、保護者の意識を学校や児童に向けさせ、学校との協力体制を構築する必要がある。
- (2) 「家庭でのしつけができていないから仕方がない」とあきらめず、「児童に規律を守らせ、学力を身に付けさせることが学校の責務である」という意識を教職員が持ち続けることが必要である。
- (3) 全般的に教師の指導力（学習指導、生徒指導とも）が不足しており、指導力のあるリーダーを育成することなどが必要である。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例では、児童に対して、分かりやすい言葉で具体的に学校生活のルールを示し、全教職員が毅然とした指導を継続している。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 児童を授業に集中させ、授業を成立させるためには、授業規律の指導と同時に授業改善に取り組むことが必要である
- ・ 授業を妨害する児童一人一人の行動や課題について、必要があればチームで対応し、同時に家庭への支援も重要である
- ・ 問題行動が深刻な場合や発達障害等が考えられる場合などは、地域ネットワーク<sup>\*1</sup>を生かしたサポートチーム<sup>\*2</sup>による対応が効果的である
- ・ 教職員が問題を一人で抱え込まないよう、指導上の課題や悩みについて、他の教職員に気軽に相談できる雰囲気や仕組みを作ることが重要である

\*1 ネットワーク、\*2 サポートチーム：コラム①（7ページ）参照

## 事例6 地域ぐるみで規範意識を醸成する取組

キーワード：伝統的教訓、学級集団の評価、規範意識の醸成

### 〈概要〉

郷土の伝統的教訓（「ならぬことはならぬ」等10項目）を健全育成の標語とし、学校・家庭・地域それぞれの場で取り上げ、児童の規範意識を醸成する取組を進めている。

全校集会の校長講話でこの標語を取り上げ、学校だよりでも保護者や地域の人々に向けて協力を呼びかけている。また、全学級で学級集団の評価を実施して、学級の状態を把握し、指導に役立てている。

さらに、生徒指導委員会を中心として組織的に対応し、チームティーチングによる道徳の授業などを通じて、問題行動の未然防止を図っている。

## 1 学校の様子

児童数約130名の小学校である。地域住民の多くが米作中心の兼業農家で、学校教育に協力的である。児童は素直で協調性もあるが、消極的でねばり強さに欠ける傾向があり、学校外での社会的マナーが身に付いていない児童も見られる。

## 2 取組内容

全教職員による児童理解・学級の実態把握、生徒指導体制の確立とともに、地域社会と協力し、児童の規範意識の醸成を図っている。

### (1) 伝統的教訓の浸透

- ① 「ならぬことはならぬ」等の標語について全校集会の講話や学校だよりなどで発信している。
- ② 標語を暗唱した児童に、合格証を発行している。
- ③ 4つの「あ」の推進（あいさつ・あんぜん・あとしまつ・ありがとう）をしている。

### (2) 生徒指導委員会を中心とした組織的な取組

- ① 月1回の会議により、情報交換と指導方針の共通理解を図っている。
- ② 中学校や地区青少年育成推進協議会等との連携を図っている。

### (3) 児童対象のアンケートや学級集団の評価により、学級の状況を把握し、課題に対応している。

### (4) 道徳の時間の授業をチームティーチングで実施し、授業参観日に公開している。

## 3 取組の成果

- (1) 校長講話等で示した具体的事例が、規範意識の醸成につながった。
- (2) 合格証の発行が、児童に標語の暗唱を促し、伝統的教訓の定着に効果的だった。
- (3) いじめの実態把握の結果や児童の状況について共通理解を図り、校長・教頭・生徒指導主

事を中心として組織的に対応したことが、問題行動等の未然防止につながった。

- (4) 児童アンケートや学級集団の評価を生かした学級の状況把握により、どの児童にとっても居場所のある学級づくりや、全教職員が意識して認め励ます支援ができた。
- (5) 授業参観で道徳の授業を行うことにより、家庭や地域と連携していじめの予防に取り組むきっかけとなった。
- (6) 中学校と合同で実施した地区清掃活動は、児童と地域の人々との交流を深め、地域の一員としての児童の自覚を高めた。

## 4 課題と対応等

- (1) 伝統的教訓が、更に児童の日常生活に浸透するよう、幼稚園・小学校・中学校・家庭・地域社会が継続して連携を進める。
- (2) 実態調査により、児童の実態をきめ細かく把握し、組織的な対応やチームティーチング、地域住民の協力を得た授業などを進め、すべての児童にとって、居場所のある学校づくりを進めていく。
- (3) 幼稚園及び中学校と連携し、規範意識を醸成するための発達段階に応じた具体的な取組を明らかにする。
- (4) 児童の健全育成について、保護者や地域住民の意見を収集し、その結果を公表することにより、地域連携の意識を更に高める。

### ●本事例の特色とポイント

本事例は、学校・家庭・地域社会の三者が、伝統的教訓を共通の行動規範として共有し、「家庭の教育力」や「地域の教育力」の向上へつなげた取組である。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 地域ぐるみの健全育成の取組は、児童の規範意識の醸成に役立つ
- ・ 学校・家庭・地域の共通の行動規範を共有することが大切である
- ・ 学級の状況や課題を教職員が共通理解し、生徒指導の方針を確認することが、大切である

## 事例7 外部講師の活用と問題行動等への組織による対応

キーワード：外部講師、携帯電話等のマナー指導、組織による対応

### 〈概要〉

外部講師による授業、講演会及び校内研修を年間教育計画に位置付け、効果的な指導や研修を実施している。

また、教員個人による問題の抱え込みを排し、組織による対応を実施し、適切な指導を実現している。

## 1 学校の様子

児童数約510名の小学校である。児童は明るくのびのびと学習に取り組んでおり、いじめ、暴力行為などの問題はほとんど見られない。

## 2 取組内容

### (1) 携帯電話・インターネット使用上のマナー指導

アンケートの結果、6年生の約5割が携帯電話を所持していることが分かった。

そこで、県の指導員による保護者対象の講演会を実施し、携帯電話や家庭における指導の必要性を呼びかけた。

また、4～6年生を対象に、携帯電話やインターネット使用上のルールやマナー、チェーンメール等への対処方法について、参観授業で指導した。

### (2) 薬物乱用防止教室等の実施

6年生の保健の授業で薬物乱用防止について指導した。また、県の薬物乱用防止指導員が、「薬物乱用防止キャラバンカー」（薬物乱用防止に関する知識の理解ができるよう工夫された啓発運動用の車両）を用いて薬物の有害性について指導した。

県の指導員が、6年生を対象に喫煙防止を指導した。

### (3) 適切な保護者対応のための校内研修

保護者からの意見や要望が多様化しており、適切な対応について、企業の「お客様相談係」を講師に招くなど、校内研修を実施している。

### (4) 問題行動等への組織による対応

児童の問題行動等への対応については、小さな問題でも一人の教員で抱え込まず、学年団や全教職員で情報交換、協議を行い、組織として対応している。

## 3 取組の成果

(1) 各分野の専門家による授業、講演会及び校内研修を年間教育計画に位置付け、指導や研修の効果を高めることができた。

(2) 教育相談コーディネーター（調整役の教員）や生徒指導担当教諭を中心とした組織による

対応が、教職員に安心感と心の余裕を生み、「課題の抱え込み」を防ぎ、適切な指導につながっている。

## 4 課題

組織による対応の中心となる教育相談コーディネーターや生徒指導担当者の負担の軽減や活動時間の確保が課題である。

### ●本事例の特色とポイント

本事例のように、専門的知識を有する外部講師を招き、保護者対象にインターネット社会の危険性や情報モラルについての講演会を実施したことは、効果的な啓発活動である。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 外部講師による授業、保護者対象の講演、校内研修などを年間教育計画に位置付けることは、指導や研修の効果を高めることにつながる
- ・ 保護者にインターネット社会の危険性や問題点を理解してもらい、子どもの指導について考えてもらうための啓発が重要である
- ・ 教職員が、児童の問題を個人で抱え込むことなくお互いに気軽に相談し、必要に応じて組織として対応する校内体制を整えることが必要である

## 第2章 中学校

### 事例8 ホームページ等への<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等の書き込みに対する対応

キーワード：ICT、情報モラル教育、掲示板

#### 〈概要〉

インターネット上の生徒や教職員の顔写真掲載、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷の書き込み等への対応をきっかけに、生徒の情報モラル教育や保護者への啓発を一層充実させた。

### 1 問題の状況等

#### (1) 問題の状況

保護者から本校のホームページ（以下、「HP」という。）に酷似したHPの存在を指摘する情報が入る。本校の教職員が調べ、本校の校名を使用したHPを2件見つけた。校歌が流れ、生徒や教職員の顔写真が実名とともに無断で掲載され、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷に当たる言葉も書き込まれていた。

少年補導センターと相談し、写真の肖像権や校歌の著作権、人権問題の見地から、HPの管理者に削除依頼をする。

翌日、HPは削除されたが、その日のうちに同様のHPが復活し、再度、削除依頼をした。

#### (2) 問題の背景

インターネットや携帯電話の普及に伴い、中学生にも「メール依存症」や生活時間帯の昼夜逆転など、様々な問題が生じている。

身近なところでは、最近、本校の生徒を中傷する落書きや合成写真が、携帯電話のHPに掲載された。また、近隣の中学校では、携帯電話のチェーンメールが問題となった。

現在も、周辺の中学校・高等学校のいわゆる「裏掲示板」等がインターネット上に存在し、実名を記したわいせつな書き込み等がなされている。

### 2 取組内容（学校の対応）

#### (1) 生徒への指導

##### ① 次の事項を指導している

- ・HP等への情報の発信（掲示板等への書き込み）は責任を持って行わなければならない。無責任な情報発信は、人を傷付け、法に触れる場合もある。
- ・互いに相手の顔が見えない中でのやり取りなので誤解が生まれやすく、人間関係のトラブルを招く恐れがある。したがって、直接の対話が大切である。
- ・携帯電話の持込みは学校の規則に違反しており、授業中のメールのやり取り等は授業への集中を妨げる。

・情報化社会が進展する中で「携帯電話を持つな」「書き込みをするな」とは言わない。  
しかし、マナーを守って情報機器を適切に活用することが大切である。

② 道徳の時間、学級活動、技術科等で「情報モラル教育」を推進している。

(2) 保護者への啓発

① 全校集会を開催した日に、保護者あてに「携帯電話による電子掲示板への書き込みについて」を配付し、注意を促した。

② 少年補導センターが携帯電話の利用について、生徒対象のアンケート調査を実施し、それを基にPTAが携帯電話による被害の現状や対策をPTA新聞に掲載した。

③ ICT担当者が企画し、NPO法人の協力を得て、インターネットの活用について保護者を対象とする講習会を実施した。

(3) 道徳の時間での指導

第3学年において「社会の秩序」という主題で、4時間の計画で情報モラルについての授業を実施した。〔第1次：著作権について、第2次：個人情報について、第3次：「ケータイ」の活用について、第4次：「ケータイ」使用上のモラルについて〕

### 3 課題と対応等

(1) 指導の成果として、個人を誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>するような書き込みに対して、「やめるべきだ」という考えを伝える書き込みや、掲示板の管理者に削除依頼ができる生徒が現れた。しかし、現在でも、個人名を挙げて悪口を書き、それに同意を求めるような書き込みが見られる。

(2) 大人（教師、保護者等）が「ブログ」、「掲示板」、「チャット」などの仕組みや利用法を含め、ICT関連の知識を持つことが大切である。そのためには、警察署のサイバー犯罪対策係等とも連携を図り、研修会や学習会等の計画、実施が必要である。

(3) 携帯電話は中学生の「欲しいものランキング」の上位に位置し、現代の中学生にとっては便利な「メディア」の一つである。思春期という不安定な時期にある生徒が、このような情報社会に生きていることから、携帯電話に関する教育やしつけは、学校と家庭の双方において緊急に取り組むべき課題となっている。

(4) 現在、学校が把握しているA中学校のHPは5つある。アンケート結果により約20人の生徒が個人のHPを開設していることも分かった。教職員が、ネット上に誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>の書き込み等がないかどうか、毎日確認している。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例では、生徒への情報モラル教育や保護者への啓発活動について充実した取組を行っている。

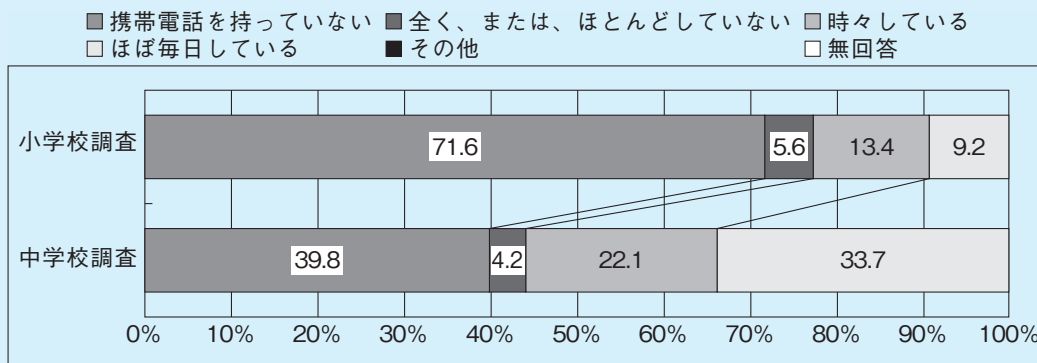
本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 情報モラル教育を充実させ、携帯電話やコンピュータによる誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>等の人権侵害を予防する指導が必要である
- ・ 情報モラル教育については、保護者への啓発を進めることが必要である
- ・ インターネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>等への対応については警察署のサイバー犯罪相談窓口等と連携して、具体的な対応について確認しておくことが必要である

【コラム⑥】 携帯電話の指導について

平成19年度の全国学力・学習状況調査（国公立小・中学校対象）における児童生徒への質問紙調査回答結果によると、「携帯電話で通話やメールをしていますか」との質問に、「ほぼ毎日している」と回答した小学校6年生が9.2%であるのに対し、中学校3年生は33.7%と、約3.7倍となっている。

\*質問：携帯電話で通話やメールをしていますか



児童生徒が携帯電話でオークションや掲示板を利用して、犯罪に巻き込まれる事例が続発している。携帯電話等は、情報を発信したり、新たな情報を得たりするためには大変便利であるが、使い方によっては非常に危険な道具ともなる。出会い系サイトを始めとする有害サイトへの接触、匿名性を利用した他人に対する誹謗中傷、無断で友人の写真を掲載するプライバシーの侵害、チャット中の暴力的な内容の書き込み、本人が気付かないうちに個人情報が流出するなどの、様々なトラブルが報告されている。

有害なサイトへのアクセスについては、保護者が子どもの携帯電話にフィルタリング（コラム⑦47ページ）を導入することが喫緊の課題であろう。また、掲示板やメールの匿名性を悪用したいじめについては、卑怯で人間として許されない行為であるとともに、場合によっては名誉毀損等の刑法上の犯罪ともなりかねない行為であることを児童生徒に理解させることが重要である。

## 【コラム⑦】 フィルタリングについて

「フィルタリング」とは、携帯電話やパソコンを利用する際に、インターネット上の有害情報（出会い系サイト、アダルト画像、覚醒剤等の販売、自殺志願者募集、家出少女の受入、特定の掲示板など）への接続を制限する機能で、有害情報環境から子どもを保護するための有効な対策の一つである。

携帯電話については、携帯電話各社が「有害サイトアクセス制限サービス」を無料で提供している。また、パソコンには、フィルタリング・ソフトを導入したり通信業者のサービスを利用したりできる。

## 【コラム⑧】 ITとICTに関するQ&amp;A

Q 最近ITではなく、ICTと言われるようになりましたが、このことと情報モラルとはどのような関係がありますか。

A ITは「Information Technology」の略で「情報技術」と訳されます。

ICTは「Information and Communication Technology」の頭文字をとったものです。

これは、もともとイギリスなどで使われていたもので、情報通信技術と訳し、インターネットなどの通信技術を含んでいます。

しかし、ITとICTには、大きなニュアンスの違いがあります。従来のITではコンピューターなど電子情報機器の活用に視点が置かれていたのですが、「C」が付け加えられることにより、コミュニケーション＝人との関わりという視点が新たに加わったと考えることもできます。

つまり、ITからICTへの移行は、通信を介して人と人とがコミュニケーションすることを前提とし、人と人との関係性の構築や情報社会での望ましい行動といった社会科学や人文科学の領域までもが視野に入ってくるわけです。当然ながら情報モラルもICT活用の重要な課題になります。

ITからICTへの流れは、情報通信ネットワークが従来のハードウェアから、人と人とを媒介するメディアへと歩みを進めることを意味しているのです。

出典：平成18年度文部科学省委託事業「情報モラル等指導サポート事業」

「すべての先生のための『情報モラル』指導実践キックオフガイド」（平成19年3月）

◇情報モラル教育、情報安全教育に関連するコンテンツのURL集

【文部科学省】

- インターネット活用のための情報モラル指導事例集  
<http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf>
- インターネット活用ガイドブック、モラル・セキュリティ編  
<http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf>
- ”情報モラル”授業サポートセンター  
<http://sweb.nctd.go.jp/support/index.html>
- 情報モラル等指導サポート事業  
[http://sweb.nctd.go.jp/g\\_support/index.html](http://sweb.nctd.go.jp/g_support/index.html)
- 5分でわかる情報モラル  
[http://sweb.nctd.go.jp/5min\\_moral/index.html](http://sweb.nctd.go.jp/5min_moral/index.html)
- やってみよう情報モラル教育  
<http://www.kayoo.org/moral-guidebook/>
- 「ちょっと待って、ケータイ」リーフレット  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/07011204.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/07011204.htm)

【NICER（教育情報ナショナルセンター） \* 国立教育政策研究所】

- 著作権/情報モラル  
<http://www.nicer.go.jp/lom/program/index.php?pageid=090000>

【文化庁】

- 場面对応型指導事例集 著作権教育5分間の使い方  
<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/>
- 著作権なるほど質問箱  
<http://bushclover.nime.ac.jp/c-edu/>

【総務省】

- インターネットの世界  
<http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/index.html>
- 国民のための情報セキュリティサイト  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/security/index.htm](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm)

【(財)コンピューター教育開発センター】

- ネット社会の歩き方  
<http://www.cec.or.jp/net-walk/>

【(独)情報処理推進機構】

- セキュリティセンター/対策のしおり  
<http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/shiori.html>
- スパイウェア対策のしおり  
[http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/documents/2\\_spyware\\_v6.pdf](http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/documents/2_spyware_v6.pdf)

【(独)教員研修センター】

- 情報モラル研修教材2005

<http://sweb.nctd.go.jp/2005/index.htm>

【警察庁】

- サイバー犯罪対策－情報セキュリティ対策ビデオ

<http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html>

- キッズ・コントロール

<http://www.cyberpolice.go.jp/kids/index.html>



## 事例9 生徒指導の基本姿勢の徹底による生徒指導体制の確立

キーワード：生徒指導の基本姿勢、問題行動等への対応手順、保護者への周知

### 〈概要〉

「生徒指導の基本姿勢」と「問題行動等への対応手順」を教職員が共通理解し、同一歩調で指導に当たり、保護者も学校を信頼し問題行動等が減少した。

また、生徒指導に関する会議が臨機応変に開催され、学校組織として問題行動等に適切に対応している。

## 1 学校の様子

生徒数約280名の中学校である。「意欲」・「友愛」・「自律」をモットーとして、高い知性と豊かな心を身に付け、心身ともにたくましい生徒の育成を目指している。

## 2 取組内容

### (1) 教職員による基本姿勢の確認と問題行動等への対応手順の徹底

年度当初の職員会議で、「生徒指導の基本姿勢12箇条」と「問題行動等への対応手順」について、時間をかけて共通理解を図っている。

#### 「生徒指導の基本姿勢12箇条」

1. 差別するな。
2. 暴力は行使するな。
3. 見逃すな、避けるな、毅然として悪いことを指摘せよ。
4. 人に任せておくな。しかし、自己満足や独善で終わるな。常に協力を求めよ。
5. 観察を怠るな。変化に素早く気付け。家庭を知れ。
6. 1対1で話し合え。言い訳を聞け。本気でやれば心が通じる。
7. 安易に約束するな。特例をつくるな。あいまいな妥協はするな。
8. その陰にあるものを見つめよ。裏側にあるものを見よ。
9. 誠意を示せ。長所を見よ。
10. 時間をおくな。後にまわすな。
11. 事実に基づけ。憶測や決めつけは禁物。
12. 全体には厳しく、個には優しく心情をゆさぶれ。

### (2) 保護者への生徒指導方針の明示

年度当初に、保護者向けに「よりよい学校生活をめざして」の文書を配付し、生徒指導方針を明示し、保護者の理解・協力を求める。また「携帯電話の持込禁止について」のお願いの文書を配付し、一時預かり等の指導への同意書を求めている。

## (3) 生徒指導体制の確立による温かく厳しい指導・支援

定期的に生徒指導委員会を開催し、基本方針の提示、情報交換、問題行動等への対応について協議し、必要に応じて関係機関との緊密な連携を図っている。この生徒指導委員会を母体とし「生活指導部会」「教育相談部会」「特別支援教育部会」を組織し、よりきめ細かな生徒指導の推進を図っている。また、必要に応じて拡大生徒指導委員会を開催し、緊急性・重大性のある問題行動に対して迅速かつ組織的に対応している。

### 3 取組の成果

- (1) 学校長の強いリーダーシップの下、教職員が同一歩調で生徒指導に当たり、様々な問題行動等が減少した。
- (2) 家庭に対して、年度当初に学校の方針を示したことや、同意書を求めるという学校の毅然とした姿勢が、保護者からの信頼を得ることにつながり、地域ぐるみで学校を支え子どもを育てようといった気運が高まった。
- (3) 日ごろから生徒指導委員会及び三つの部会が機能していたので、緊急の問題に対して迅速に拡大生徒指導委員会を開催し、時機を逸することなく対応できた。

### 4 課題と対応等

学校はかなり落ち着いているが、家庭における生活が不安定な生徒もいる。学業不振・不登校・非行等の課題が、まだ見られ、今後、小学校及び福祉機関等との連携を一層緊密にし、中学校だけでは解決が困難な課題においても指導を進めていく必要がある。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例では、生徒指導の理念や問題行動等への具体的な対応手順を整理し、年度当初に教職員がこれらを共通理解することにより、迅速かつ組織的な対応が展開されている。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 問題行動等への具体的な対応手順を決め、教職員の共通理解を図ることが必要である
- ・ 学校としての生徒指導の方針を明確に示すことが、生徒及び保護者に学校に対する信頼感や安心感を与える
- ・ 問題行動等の発生に際して、学校組織として臨機応変に対応できるよう、事前に生徒指導部会などで検討しておくことが必要である

## 事例10 共通理解に基づいた毅然とした指導で学校の秩序を回復

キーワード：毅然とした指導、出席停止措置、教育委員会との連携

### 〈概要〉

多発する問題行動に対し、生徒指導の方針を整理して共通理解を図り、毅然とした指導を行った。また教育委員会とも連携し、出席停止措置の実施で秩序を回復した。

## 1 学校の様子

生徒数約180名の中学校である。

2年前に、3年生を中心に問題行動が急増し、頭髪・服装違反、授業妨害、怠学、生徒間暴力、対教師暴力、器物損壊、金品の強要などが頻発した。

## 2 取組内容

### (1) 2年前

#### ① 生徒指導の方針の整理

学校の現状や課題について「学校づくりの基本的な考え方」「教育実践の基本的な考え方」を整理し、全教職員で共通理解を図った。問題行動が発生した際の指導の流れを整理するとともに、個々の生徒の実情や課題に即した指導を行うための指導計画書を作成した。これにより生徒指導体制が確立し、共通理解に基づいた毅然とした指導が可能となった。

#### ② 保護者との連携

学校便りやPTA活動を通じて、学校の現状説明や取組の経過報告を頻繁に行い、臨時の役員会・理事会・保護者説明会等を開いて、協力を呼びかけた。

また、「教育を語る父親の会」等を立ち上げ、さらに、校長が教育長と協議し、元PTA役員等に「学校サポートスタッフ」としての協力を要請した。

#### ③ 関係機関との連携

教育委員会と毎日連携・実態分析を行い、緊急事態発生時には、8名の職員が3分間以内に学校に到着する体制を作った。

また、警察署の生活安全課と頻繁に連絡を取り、対応の細部について打ち合わせ、教育的な指導や事案への対応等について協議した。児童相談所や教育センターの教育相談室とも連携を図り、生徒や保護者に紹介した。

#### ④ 「生活改善勧告」、「指導強化勧告」

教育委員会は、問題行動を繰り返す生徒とその保護者に「生活改善勧告」を行った。同時に、教育委員会から学校に対して「指導強化勧告」を行った。

勧告を受けた生徒は学級担任等と話し合い、「生活改善目標」を決めて自己点検を継続した。

#### ⑤ 出席停止措置

「生活改善勧告」後も問題行動を繰り返していた2名の生徒に対して、教育委員会が出

席停止の措置をとった。

生徒及び保護者とも、この事態を重く受け止め生活改善に向けて努力することを誓った。それぞれの生徒とかかわりの深い教師を生活改善相談担当とし、学級担任と共に、毎日朝夕2回、家庭訪問等で生徒の指導に当たった。

その結果、生徒及び保護者との信頼関係が深まった。

#### ⑥ 事実確認・謝罪・誓約・弁償等

生徒たちの生活が落ち着いてきた年度末に、「問題行動に対する自己責任の自覚と反省」を促したところ、十数名の生徒が、未解決になっていた器物損壊について責任を認め、保護者が同席する場で、事実確認・謝罪・誓約・弁償等を行った。

この取組を通して、本人の深い反省と学校の指導に対する保護者の理解を得ることができ、教育的に大きな意味があった。

#### (2) 昨年度

全教職員で、校則の遵守や基本的生活習慣の育成に取り組み、学校は落ち着きを取り戻した。

保護者や地域住民も、「あいさつ運動」「交通安全指導」「防犯指導」などに積極的に協力してくれた。教育委員会は、司書の配置、校舎内外の修理、備品の整備等で教育条件整備を図った。

#### (3) 今年度

生徒会執行部と3年生が中心になり、自分たちの学校を自分たちの力で良くしていこうと、「朝のあいさつ・声かけ運動」、「服装点検活動」、「放課後の校内見回り」などに自主的に取り組んでいる。

### 3 課題と対応等

全教職員できめ細かな教育活動を継続し、明るい学校づくりを推進する。家庭、地域及び関係機関との連携に努める。

また、生徒会活動による自主的、自発的な活動を通じて、規範意識の向上を図る。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例は、出席停止措置を適切に実施して、秩序を回復したことが特色である。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 出席停止の措置に至るまでには、日ごろからの生徒指導を充実し、学校として最大限の努力を行うことが重要である
- ・ 保護者の協力を得るためには、学校の現状と方針、取組の経過報告等の情報を積極的に発信することが大切である

## 事例11 基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上を目指した生徒会活動

キーワード：基本的な生活習慣、規範意識の向上、自己評価

### 〈概要〉

生徒会活動で、基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上を目指して、「生活目標5項目」を作成するとともに、各生徒が学期毎に自己評価をし、学校生活の改善につなげている。

## 1 学校の様子

生徒数約240人の中学校である。明るく素直な生徒が多いが、表現力の育成が課題となっており、特別活動等を通して伸長を図っている。

## 2 取組内容

基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上を目標として生徒会主体の取組を実施した。

(取組初年度)

基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上を目的とした「基本的な生活習慣通信表」を教師主導で始める。

(取組2・3年目)

10項目の生活目標を、生徒会活動に位置付けた。「基本的な生活習慣通信表」は名称を変更して継続し充実を図る。

(取組4年目)

生徒会執行部から中央委員会を通して各学級に問題提起する。班、学級の話合いを経て、中央委員会で討議し、6項目の目標を決定する。自己評価のためのカードにより生徒一人一人の自己目標の設定及び学期毎の自己評価を実施する。強化週間を設定し取組を充実させる。

(取組5年目)

目標を、生活面、学習面、人間関係、校内環境、部活動の5項目に絞り込む。一人一人の意識を高めるため、2学期から生徒会執行部作成の携帯用自己評価カードを導入する。(次ページ図参照)

## 3 取組の成果

- (1) 生徒会を主体とした、基本的な生活習慣及び規範意識の向上を目指した取組の内容を全校生徒で考えることが定着し、中央委員会での積極的な話合いの下、本校の実態を踏まえた目標項目を決定することができた。
- (2) 学校行事や委員会活動など生徒自身の計画・運営が積極的になされ、自己の役割を自覚し行動する精神が育ってきた。
- (3) 生徒の自己評価の活動により、自己の生活を改善し向上させようとする姿勢が見られるようになった。

## 4 課題と対応等

- (1) 毎月1回実施の中央委員会を活性化し、情報交換や改善への取組などの共通理解を図り、学校全体として足並みをそろえて積極的に活動していく必要がある。
- (2) 生徒の掲げた設定項目に対して、教師間で共通理解する必要がある。

図 生活面、学習面、人間関係、校内環境、部活動の5項目を示した自己評価カード

☆○○○○○アップカード☆

夢・希望のある学校

○県一の中学校を目指して

心をあらたに

— Beautiful Heart —

「○○○○○」	1学期			2学期			3学期		
	評 価	上段 自己目標	下段 改善すべきこと	評 価	上段 自己目標	下段 改善すべきこと	評 価	上段 自己目標	下段 改善すべきこと
生活面 自覚と責任を持って北中生として恥じない行動をする。									
学習面 将来の夢を叶えるため、学ぶべきことを学び、自立する。									
人間関係 お互いに信頼し合える人間関係をつくる。									
校内環境 お世話になっている学校に感謝し清掃活動に取り組む。									
部活動 お互いのよさを認め合い、チームワークを深める。									
	2学期に向けて			3学期に向けて			新年度に向けて		

### ●本事例の特色とポイント

本事例は、生徒自らが規則について話し合いを進め、生徒会を中心とした合意の下で生活目標を設定している点が特色である。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 生徒が自主的、自発的に規律ある学校生活を送ろうとすることは、豊かで充実した集団生活を営むために必要なことである
- ・ 生徒会活動において、生徒が自主的、実践的に活動するためには、教師の適切な指導・助言が必要である
- ・ 生徒各自が個人目標を設定するとともに、自己評価を実施することは、規範意識の向上につながる

## 事例12 出席停止期間中の教育委員会の指導・援助

キーワード：保護者の理解と協力、出席停止期間中の指導、教育委員会による支援

### 〈概要〉

校内で暴力行為等を繰り返す複数の生徒に対して出席停止措置を講じ、教育委員会が適切に指導・援助した結果、顕著な改善が見られた。しかし、保護者の理解と協力が得られなかった一部の生徒については、行動の改善が見られなかった。

## 1 取組内容

### (1) 指導の経緯

1・2年生の生徒数名が、学校が粘り強く指導を続けたにもかかわらず、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊などを繰り返し、警察への被害届が提出された。しかし、その後も当該生徒たちは教職員の指示を聞き入れず、暴力行為や授業妨害を繰り返した。

そこで、他の生徒が安心して学校生活を送り、落ち着いて授業を受けられるよう、教育委員会が当該生徒たちに対して出席停止の措置を講じた。

### (2) 出席停止期間中の対応

保護者が生徒を監督・指導することが難しいので、教育委員会に学習指導の場を設け、学校の教職員が出向き、教育委員会の指導主事等も指導に加わり、当該生徒たちへの個別の学習指導を行った。

また、教職員が家庭訪問を繰り返し、家庭での学習を支援したり、生徒の指導について保護者と話し合ったりした。

### (3) 出席停止措置の効果

#### ① 顕著な改善が見られた生徒

保護者が生徒の現状に対して課題意識を持ち、学校や教育委員会の指導方針を理解し、協力を得ることができたケースにおいては、生徒自身も出席停止措置を重く受け止め、以後の生活に顕著な改善が見られた。

#### ② 改善が見られなかった生徒

出席停止措置について保護者の理解が得られず、学校の考え方や指導方針を受け入れられないケースについては、生徒に反省の態度が見られず、行動の改善が見られなかった。しかし、その後警察等と連携するなどして指導を続けている。

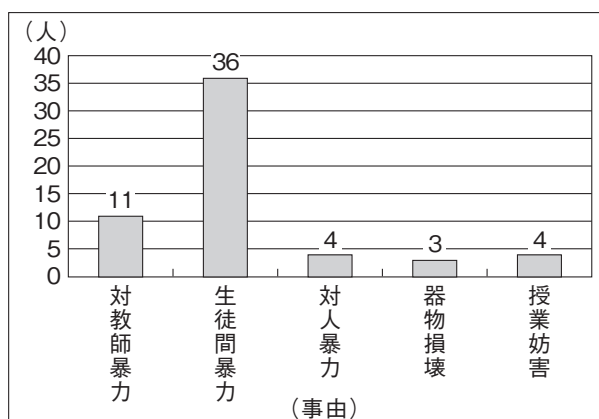
## 2 課題と対応等

今後も引き続き、生徒指導の方針や出席停止に至るまでの指導の手順を明確にし、教職員が共通理解の下で、段階を踏んだ指導を行うこととする。また、出席停止措置について保護者に周知を図り、保護者の理解と協力を得ることが、重要であることが改めて確認された。

## 【資料】

平成18年度の全国の国公立中学校における暴力行為の発生件数は30,564件で、加害生徒数は、31,735人である。いじめの認知件数は51,310件にのぼっている（平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の課題に関する調査」文部科学省）。また、平成18年度の中学生に対する出席停止措置人数は58人で、その内訳は右図のとおりである。

図 平成18年度（中学生）の事由別出席停止措置人数



出典 平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の課題に関する調査」文部科学省

\* いじめの定義については、平成18年度調査から「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」としている。

## ●本事例の特色とポイント

本事例は、教育委員会が、出席停止期間中の生徒の指導について、学習の場を提供し、指導主事等を学習指導に加えるなど、学校を支援したことが特色である。

本事例から学ぶことができるポイントとして、次のことが挙げられる。

- ・ 生徒指導方針や出席停止に至るまでの指導の手順を明確にし、教職員が共通理解の下で、段階を踏んだ指導を行うことが重要である
- ・ 出席停止措置について保護者に周知を図り、保護者の理解と協力を得ることが重要である
- ・ 出席停止期間中の児童生徒に対する指導は、状況に応じて、市町村教育委員会が適切な役割分担の下に、適切な指導や援助を行うことが効果的である

## 事例13 家庭・地域との連携と組織的な対応で学校の秩序を回復

キーワード：家庭・地域との連携、「おやじの会」、組織的な対応

### 〈概要〉

喫煙や対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊等が頻発し、地域や保護者からの学校批判、教師批判が多く、生徒の指導や保護者への対応に苦慮する状況であった。

そこで、「学校と家庭・地域との連携」「問題行動等への組織的な対応」を中心として、3年計画で具体的な取組方針を明確にし、教職員の共通理解と家庭・地域との連携を推進したため、学校が落ち着きを取り戻した。

## 1 学校の様子

生徒数約530名の中学校である。保護者に本校の卒業生が多く、地域の学校という意識が強い。しかし、数年前から、校内暴力や喫煙などが多発し、保護者や地域からの学校、教師批判も多くなってきた。

## 2 取組内容

### (1) 家庭・地域との連携

- ① 保護者に学校の現状を知らせ、取組への理解を得るとともに、問題意識を持ってもらうため、学校便りを発行している。
- ② 月に2回程度オープンスクールを実施し、保護者に自由に授業を参観してもらう。また、保護者と生徒と一緒に美化活動を行っている。
- ③ 保護者が組織するクラブ育成会と連携し、部活動に参加している生徒の保護者が、毎週水曜日に部活動生徒の下校指導を実施している。
- ④ 「おやじの会」と連携し、入学式や卒業式の警備や「フェスタバザー」における出店等を行っている。また、部活動生徒と夏季休業中に除草作業を実施している。

### (2) 問題行動等への組織的な対応（全教職員の協働体制）

- ① 授業中の巡回指導  
教室に入らない生徒や授業を抜け出す生徒を、一日中交代で指導している。
- ② 校門指導  
服装違反や学校を抜け出そうとする生徒を、校門で一日中交代で指導している。
- ③ 昼休みの指導  
役割分担を明確にし、学級担任は教室指導、副担任は階段や廊下等を巡回指導している。
- ④ 対教師暴力への対応  
日ごろから関係機関との連携を密にし、対教師暴力が発生した場合には、複数の教職員で対応し、必要に応じて警察等へ通報している。

### 3 取組の成果

学校・家庭・地域の連携を強化し、組織的な生徒指導を充実することにより、授業を抜け出す生徒が少なくなり、怠学傾向で不登校となる生徒数も減少した。

これは、規範意識の向上を目標に掲げ、家庭や地域の理解と協力を得ながら取組を継続した結果、生徒全体の規範意識の向上が見られ、授業の抜け出し等の行動に同調する生徒が少なくなったことが要因と考えられる。また、教職員が共通理解の下で指導を行うことにより、一貫性のある指導が可能となり、問題行動を起こしている生徒同士の結び付きや卒業生との関係を断ち切ることとなった。

このような継続的な粘り強い取組の基盤となったのが、教職員の危機意識と学校を正常化したいという強い意欲であり、生徒指導体制の構築とともに、顕著な成果を上げる要因となった。

### 4 課題と対応等

保護者や地域住民の間に「学校は落ち着いた」という安心感が広がり、オープンスクールへの参加者も減少傾向にある。また、保護者の中には本校の卒業生が多く、生徒の問題行動について、「自分たちも同じようなことをしてきた」と容認しがちな傾向がある。

学校全体として一定の「落ち着き」が見え始めているが、生徒個々に焦点を当てると様々な課題が見られる。今後、不登校や問題行動の予防、再発防止の観点から、学校教育の充実とともに、家庭や地域の理解と協力を促し、学校、家庭及び地域が連携した取組の一層の充実を目指す。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例では、学校が家庭や地域と連携し、教職員の粘り強い指導の結果、学校が落ち着きを取り戻した。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 具体的な生徒指導計画を立て、教職員が一致団結し、粘り強く指導を続けることが必要である
- ・ 学校の問題を保護者に知らせ、指導への協力を得ることは、学校の秩序回復に欠かせない
- ・ 対教師暴力などの深刻な問題行動に対しては、警察等と連携した対応が必要であり、生徒や保護者にあらかじめ学校の指導方針を伝えておくことが大切である

## 事例14 問題行動を繰り返す生徒への指導

キーワード：授業妨害、ティームティーチング、関係機関との連携

### 〈概要〉

A男は、入学当初から、授業妨害や生徒間暴力を繰り返していた。

A男が受ける授業はすべてティームティーチングで行い、休憩中や放課後も教師が交代でA男を見守り、暴力行為を防いだ。

しかし、A男は授業妨害や暴力行為を繰り返したため、教育委員会は出席停止措置を適用した。その後、関係機関と連携を図った。

## 1 問題の状況

### (1) 生徒の行動

#### ① 中学校入学以前

A男は、小学校低学年のころからしばしば問題行動を起こし、A男をどのように指導するかが、小学校や地域でも課題となっていた。保護者は、子どもを溺愛<sup>できあい</sup>する傾向にあり、小学校の教師や地域住民に問題を指摘されても、それを認めようとはしなかった。そのため、保護者自身も地域で孤立する傾向にあった。

このような中で、A男は、自らの問題行動を認めて反省することなく、言い逃れを繰り返してきた。

#### ② 中学校入学以降

A男は、入学当初から、授業中の立ち歩き、他の生徒への威嚇や暴力行為を繰り返し、30名以上の生徒が、いじめや暴行、金品強要の被害を受けた。しかし、どの被害生徒も仕返しを恐れ、教師や保護者に被害の事実を打ち明けなかった。A男は、教師の指導に従わず、時々暴言などにより教師を威嚇することもあった。

問題が発生するたびに、学級担任、生徒指導担当教師がA男に指導し、保護者・本人・教師で話し合ったが、A男の粗暴な行動は止まらなかった。

A男は、学習意欲をほとんど示さず、授業中も周囲の生徒に話しかけたりして、しばしば授業を妨害した。周囲の生徒は迷惑していたが、A男に調子を合わせて私語をする生徒もいた。

### (2) 保護者の様子

A男の保護者は、子どもの言い分をそのまま信じ、金品強要や暴行についても、「子どもはもらったと言っている。」「相手があんなことをしたから殴ったと子どもは言っている。」などと、A男の問題を認めようとしなかった。

児童相談センター等の関係機関での相談を促したり、関係機関を訪れたり、子どもを病院で受診させたりすることはなかった。

また、保護者は、学級担任との話合いや連絡を拒絶することがしばしばあった。

## 2 取組内容

### (1) 学校の対応

学年を超えて、全教師が協力してA男への指導を実施した。

授業妨害や暴力行為を防止するため、A男の授業をすべてチームティーチングで行い、休憩中や放課後も交代で見守り続けた。

また、学級担任は、普段からA男の保護者と連絡を密に取るよう心掛けた。

### (2) 出席停止措置

学校は、日ごろから教育委員会や児童相談センターと連携を密にし、指導や助言を受けながらA男への対応を工夫してきた。

しかし、A男は、教師の指導を聞き入れず、授業妨害や他の生徒に対する暴力行為を繰り返した。

そこで、教育委員会は、A男の保護者からの意見聴取を経て、出席停止措置を講じた。

出席停止期間中は、教師が家庭訪問をして学習支援や生活指導を行った。また、A男と保護者は児童相談センターへ継続して相談に行った。

### (3) その後

児童相談センターで相談した結果、A男は親元を離れて施設で生活することになり、現在、基本的な生活習慣を身に付けようと努力している。

### ●本事例の特色とポイント

本事例は、出席停止措置をきっかけとして、関係機関の指導を受けるようになったことが特色である。

本事例から導かれるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 学校が最大限の努力を行っても、いじめや暴力行為などの問題行動が解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置をとることをためらわずに検討すべきである
- ・ 問題行動を繰り返す生徒に対しては、複数の教職員で、きめ細かい指導を粘り強く継続することが大切である
- ・ 学校が日ごろから教育委員会や関係機関と連携を密にすることが大切である

## 事例15 学校関係者評価や数値目標の設定により取組が活性化

キーワード：学校関係者評価、数値目標、生徒会活動

### 〈概要〉

学校関係者評価を導入するとともに、今年度から生徒指導に関して数値目標を設定し、いじめ対策を重点として取り組んでいる。評価を励みにして、教職員や生徒会の活動が活性化している。

## 1 学校の様子

生徒数約520名の中学校である。校区は、旧来からの漁業、商業が盛んな地域、新興住宅地、集合住宅地域が混在している。

いじめ及び不登校の未然防止が課題である。

## 2 取組内容

### (1) 学校関係者評価と数値目標の設定

昨年度から、自己評価に加えて地域のPTA役員等による学校関係者評価（保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が自己評価の結果について評価することを基本として行う評価）へ発展させてきている。今年度は、学力、不登校生徒数、問題行動発生件数、交通事故被害件数等について数値目標を設定し、学習指導と生徒指導の充実に向けて取り組んでいる。

### (2) 確かな学力をはぐくむ指導の工夫

確かな学力をはぐくむために、授業研究と補充学習に取り組んでいる。毎学期1回、指導主事を招いて研究授業を実施している。また、教職員による日常的な授業参観で、学習や行動面で課題のある生徒に着目し、よい面を引き出す工夫を進めている。

さらに、毎週月曜日の放課後や長期休業期間中に、希望者に学習支援を行っている。

### (3) いじめ対策を重点とした生徒指導

いじめ対策を重点として、相談箱の設置、いじめ調査及び学級満足度調査を活用した教育相談や学級運営の充実、構成的グループ・エンカウンター\*によるいじめ防止の学級指導などに取り組んでいる。

生徒会活動でも、「学校見守り隊」の結成、いじめ防止のキャラクター・標語・ポスター募集などの取組を推進している。

また、これらの取組を、ホームページで公開するとともに、学校便りを通じて保護者や地域住民へいじめ防止の啓発を図っている。

### 3 取組の成果

数値目標を公開しているため、目標達成を目指して、朝のあいさつ運動、通学路の登校指導、学級満足度調査、生徒指導に関する職員研修などに、教職員がより積極的に取り組むようになった。

また、生徒会活動によるいじめ防止の取組を通じて、「安心して学べる学校」にしようとする生徒全体の意識が高まっている。

学校評議員会において、生徒のあいさつや通学のマナーが良くなっていること、職場体験活動において言葉遣いがよくなったことなどが評価された。

### 4 課題と対応等

年度末の学校評価の結果を検証するとともに、学習指導と生徒指導の取組を改善し、次年度の取組に生かす。

また、いじめ対策については、学級満足度調査や構成的グループ・エンカウンター\*を活用して、学級内の人間関係を改善し、いじめや不登校の未然防止を図る。

小学校6年次から中学校1年次にかけて、不登校生徒数が急増する傾向があるので、生徒の支援を充実するため、特別支援教育コーディネーターや教育相談担当者と連携した校内適応指導教室の設置を検討する。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例は、数値目標を設定したことで、教職員がその目標達成を目指して積極的に取り組むようになったことが特色である。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 数値目標の設定は、教職員の積極的な取組につながる
- ・ いじめの防止には、生徒対象のアンケートや個人面談などを通じて、生徒の状況を早期に把握することが必要である
- ・ 自己評価や学校関係者評価の結果を保護者・地域住民に公開することは、家庭や地域の理解と協力を得ることにつながる
- ・ いじめの防止には、生徒会が中心となり、全校生徒がいじめ根絶に取り組む活動が有効である

\*構成的グループ・エンカウンター：31ページの注釈参照

## 第3章 高等学校

### 事例16 指導マニュアルを活用した生徒指導体制の再構築

キーワード：生徒指導体制、指導マニュアル、教職員の共通理解

#### 〈概要〉

教職員の異動等により生徒指導がうまく機能しなくなり、携帯電話等に関する新たな問題も生じてきた。「厳格な指導から粘り強い指導へ」を基本理念とした生徒指導を再構築し、全教職員による組織的な生徒指導を推進するためにプロジェクトチームを結成するとともに、生徒指導に関する各種指導マニュアルを作成した。

### 1 学校の様子

生徒数約680名、全日制課程・普通科の高等学校である。閑静な住宅地に囲まれ、9割以上の生徒が自転車通学をしている。進路の状況は大学・短大進学約4割、専門学校約3割、就職約3割である。

近年、教職員の異動等により、生徒指導の体制が形骸化<sup>がい</sup>してきた。さらに、課題を抱える生徒が増加する中で、携帯電話の使用等に関する新たな問題に、それまでの生徒指導の方策では対応できなくなってきた。

### 2 取組内容

- (1) 生徒指導体制の見直しのためにプロジェクトチームを結成
- (2) 生徒指導に関する各種指導マニュアルの作成
- (3) 健全育成事業への積極的な参加

1年目：校内規約検討プロジェクトを発足し、生徒指導関係の問題を中心とする様々な課題について、1年間の期限で検討した。各分掌の共通の課題について検討を重ね、具体的な方針づくりを目指した。

2年目：生徒指導方針や具体的な指導方法を整理し、各種指導マニュアルを作成した。全教師が指導マニュアルを用いて研修し、新しく生徒指導部に配置された教師や転入してきた教師にも、指導手順等を周知徹底した。マニュアルを活用することで、教師による経験等の差を補うことができ、様々な事案に適切に対応することができた。

3年目：プロジェクトチームによる検討の結果、生徒指導部の指導方針を改定した。「厳格な指導から粘り強い指導へ」を基本理念とした、生徒の実情に即した指導体制を確立し、教職員の共通理解を図った。

1年間を試行期間として、プロジェクトチームは解散し、試行により生じた課題の再検討は、生徒指導部が行うこととした。

### 3 取組の成果

次の各種指導マニュアルを整備することができた。

(1) 「生徒指導部業務マニュアル」

日常生活習慣の向上から特別指導対応に至るまで、生徒指導に関する、様々な事例に対応できるよう加除式とした。毎年度初めに全教職員に配付され、共通理解を図る資料となった。効率的、効果的な指導が可能となり、教職員の負担を軽減する一助となった。

(2) 「特別指導マニュアル」

特別指導対象問題行動別、確認事項、指導内容、反省指導等の方法、保護者との協力体制、事後指導等について記載されている。「生徒指導部業務マニュアル」と同様に、年度当初に全教職員に配付し、校内研修等により共通理解を図ることとしている。

(3) 「部活動指導マニュアル」

体育系、文化系にかかわらず、専門的な指導のできない顧問教師が多くなったので、マニュアルを作成した。部活動を運営していく上で、校内の施設設備の使用規程をはじめ、予算、共通ルール、合宿、休日の活動、その他について、分かりやすく解説している。

### 4 課題と対応等

ボランティア活動、奉仕活動等における生徒の達成感や成就感などを重視し、地域に根ざした魅力ある高校を目指すとともに、心の育成の観点から、よりよい生徒指導の在り方・方策を検討している。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例は生徒の実情に応じて、組織的な対応ができる生徒指導体制の確立を目指し、プロジェクトチームを立ち上げ、教職員が一致団結して取り組める各種指導マニュアルを作成したことが特色である。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 多種多様な課題に全教職員で取り組める体制をつくるため、プロジェクトチームなどを作ることは効果的である
- ・ 指導マニュアルを作成し、活用することが、教師による指導の違いを無くすことにつながる
- ・ 生徒の達成感や成就感など心の育成の観点から生徒指導をとらえることは大切である

## 事例17 「マナー指導対策委員会」を中心とした服装等の段階的指導

キーワード：事前説明、段階的指導、「リセット方式」

### 〈概要〉

制服の着こなしや、携帯電話の使用マナーについて、保護者や地域からも改善の要望が多く寄せられていた。

これらの課題を解決するため、「マナー指導対策委員会」を立ち上げ、段階的指導を進めた結果、状況は改善した。

## 1 学校の様子

生徒数約620人、女子が約6割の総合学科の高等学校である。隣接する市町から通学する生徒も多く、およそ半数の生徒が電車で通学している。卒業後の進路は、進学と就職がおおよそ半々位である。

## 2 取組内容

### (1) 服装の乱れ

以前から服装の乱れが多く見られ、服装・頭髪等の指導を繰り返してきたが、なかなか効果が現れない状況であった。

服装指導が必要であるとの意見は、保護者、地域ばかりでなく、生徒からも寄せられていたので、教育方針の一つである「地域から信頼される学校」の実現のため、取組を強化することとした。

### (2) マナー指導対策委員会

目標を服装だけでなく、学校生活全体のマナー向上を目指すこととし、「マナー指導対策委員会」（生徒指導主事、各学年主任等、計7名）を立ち上げ、主に制服の着こなしと携帯電話の使用についてルールを作った。

その目的達成のため、毎朝SHR（ショート・ホームルーム）時に教職員2名で服装・頭髪等を点検することとし、取組趣旨・点検方法・違反の罰則等について、あらゆる機会（全校集会、入学手続き時、PTA入会式、文書、ホームページ等）をとらえて生徒及び保護者に説明し、理解を求めた。

### (3) 段階的指導と「リセット方式」

具体的には、事前に決められた服装・頭髪等における基準を設けて、それに違反している生徒にはカードを手渡し、その回数により段階的な指導を行うこととした。1回目は注意、2回目からは面談や奉仕活動等である。ただし、指導後1ヶ月間違反をしなければ、リセットする（違反なしの状態に戻す）という方式である。

### (4) 携帯電話の使用ルール

携帯電話については、本校では使用禁止時間（8:30～12:40、13:20～16:00）を決め、その時間帯には電源を切ってバッグ又はかぎ付個人ロッカーに納めるよう指導を徹底し、違反が

あった場合は一時預かりとし、ホームルーム担任・関係教職員が指導している。

### 3 成果と課題

#### (1) 成果

- ① 登校時から、きちんとした着こなしの生徒が多くなり、意識改革が浸透しつつある。特に、男子生徒の着こなしはよくなってきた。
- ② 携帯電話の使用マナーが大きく改善され、禁止時間帯での所持・使用がほとんどなくなった。
- ③ 教室移動の多さが本校の特徴であるが、以前よりスムーズに移動するようになり落ち着きが見られるようになった。

#### (2) 課題

- ① 生活基盤が不安定な生徒も多く、学習意欲の希薄化、不登校、非行といった課題はまだ見られる。今後、小学校・中学校との連携、福祉機関等との連携を一層強化していく必要がある。
- ② 教職員の指導については、生徒が感じる不公平感や点検者の指導力の差などが課題である。
- ③ 点検の時だけルールを守る生徒がいるなど、着こなしマナーが定着していない一面も見られる。特に、下校時の女子生徒に服装等の乱れが見られる。
- ④ 携帯電話による有害サイトへの接続、掲示板への書き込みやメールによる誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>などに対する指導が必要である。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例は、生徒指導上の課題解決に向けて、「マナー指導対策委員会」を設置するとともに、「リセット方式」等の工夫を試みた結果、成果を上げたことが特色である。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 生徒指導方針の変更点や新たな取組については、生徒や保護者に十分に事前説明や周知を行うことが、指導を円滑に行うために重要である
- ・ 「〇〇対策委員会」などのように、目的や役割を明確化し、機動力のある組織を作ることは、短期間に指導の効果を上げることを期待できる
- ・ 段階的指導は、生徒本人の気づきを促し、「リセット方式」は、指導が機械的・加重的になることを防ぎ、生徒の自己指導を促す

## 事例18 問題行動を繰り返すグループに対する別室指導

キーワード：特別な指導、保護者の不信感、事後指導

### 〈概要〉

約10人の生徒が、高等学校入学直後から校内暴力、いじめ、授業エスケープ等を繰り返した。そこで、学校は当該生徒たちに対して別室で特別な指導を行い、その後も学習習慣の定着等に関する指導を継続して実施した。

## 1 取組内容

### (1) 問題行動が見られた生徒への指導

事実関係を確認の上、指導を要する生徒約10人について保護者の理解を得て、5月中旬から校内の別室で特別な指導を行い、3人のリーダー的な生徒には、県教育委員会の緊急支援によるカウンセラーの面談指導も行ったが、十分な成果は得られなかった。

### (2) いじめを受けた生徒への支援

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、家庭訪問等により面談を繰り返し、いじめを許さず厳しく対応することを伝え、信頼関係を築いた。そして、全教職員が「いじめを許さない」という姿勢で指導に当たった。からかいや嫌がらせを受けた際には、その都度、生徒から担任等に申し出があり、迅速に対応した結果、該当生徒に落ち着きが見られるようになった。

### (3) 教職員の対応

授業妨害への対策として、教科担当を補助する教員を充て、2人体制で授業を行ったり、新卒の非常勤講師の担当する授業については、ベテランの教諭と担当の持ち替えをしたりした。また、該当の学科が二つの小学科から構成されていることから、学科単位で行っていた授業についても二つの小学科に分けて授業を行った。さらに、昼食時や昼休み時間、放課後等に教員が校内を巡回し、生徒に声掛けをした。

### (4) 保護者への対応

保護者は、中学校の時から子どもの問題行動で何度も学校に呼び出されていたため、「うちの子ばかりが責められる」という被害者意識を持っており、学校に対する不信感が強かった。授業妨害等に対する教師の指導に対し、口調が強すぎるなど、指導が不適切だと学校に迫ったり、学校側の指導の不備を指摘し、我が子を弁護した保護者への対応に苦慮した。

## 2 取組の成果

教職員の粘り強く、きめ細かい対応により、生徒たちの行動に徐々に改善が見られた。

## 3 課題と対応等

保護者、関係機関等との連携を日常的に図りながら、問題行動に迅速に対応する体制を整え

る必要がある。

教員の中には、問題行動を起こす生徒が自分の指導力の限界を超えていると感じ、心情を十分理解できない者も多くいる。今後、多様な生徒の心情を十分に理解しつつ、柔軟で丁寧に対応できるよう教員の指導力の向上を図る必要がある。

規範意識の醸成等は、早期からの対応が効果的であり、小学校・中学校・高等学校のそれぞれの段階に応じた適切な指導が大切である。生徒の生活習慣や規範意識については、家庭の影響力が大きいいため、保護者の理解や協力を得るよう取り組んでいくことが必要である。

### ●本事例の特色とポイント

本事例では、校内暴力や授業妨害を繰り返す複数の生徒に対し、学校組織として教職員が協力して対応し、別室指導やティームティーチングなどを粘り強く実施している。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる

- ・ 授業妨害を繰り返す生徒については、一定期間、校内の別室で特別な指導を実施し、その後も学習習慣を定着させるため、継続的に指導することが有効である
- ・ ティームティーチングや少人数学習を年度途中に一時的に行う場合には、その目的をよく検討し、全教職員が指導方針についての理解をするとともに、お互いに協力する姿勢が大切である
- ・ いじめの未然防止や早期解決のためには、生徒や保護者に、学校としていじめを許さない毅然とした姿勢を示し、安心して相談できる雰囲気を作ることが大切である

## 事例19 豊かな人間性や社会性をはぐくむ積極的な生徒指導の展開

キーワード：積極的な生徒指導、「非行予防エクササイズ」、問題行動の未然防止

### 〈概要〉

技と心の育成を目指し、工業技術・技能の習得と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、多様な教育活動を展開している。

また、生徒間のよりよい人間関係づくりを目指し、思いやりや規範意識の醸成を図るため、「非行予防エクササイズ」（非行を予防するための教育プログラムの一つ）を実施するなど、心を育て、問題行動を未然に防止する積極的な生徒指導を推進している。

## 1 学校の様子

閑静な住宅地に位置する、生徒数約800人の工業の専門高等学校である。

## 2 取組内容

約8割の生徒が卒業後に就職を希望しており、マナーを身に付けるなど、「即戦力となりうる人材」の育成を指導方針としている。また、問題行動の未然防止に向け、よりよい人間関係づくりや自己肯定感を高めることをねらいとして、積極的な生徒指導を推進している。

具体的な取組としては、校門指導や校内外巡回指導等を実施する中で、基本的な生活習慣や頭髪・服装の乱れを生徒の心のサインと受け止め、早期発見、早期対応に努めている。また近年、人間関係のトラブルなどから、1年生において、いじめなどの問題行動が発生するケースが増加していることから、よりよい人間関係づくりと規範意識の醸成を目的とした「非行予防エクササイズ」を実施している。

生徒一人一人に、思いやりなど豊かな人間性と社会生活を送る上で必要な社会性をはぐくむ取組みは、問題行動の未然防止とともに生徒の発達段階において極めて重要である。また、ルールを守らせるなどの生徒指導上の取組とともに、生徒会活動やものづくり教育など生徒の自発性を重視した取組を進めている。

### (1) 社会性やよりよい人間関係をはぐくむ取組

生徒指導部として年間指導計画を作成し、次の取組を展開している。

- ① 全教職員による登校時の校門指導（通年実施）
- ② 全教職員による3校時及び5校時の校内外巡回指導（通年実施）
- ③ 頭髪、服装指導（各学期2回実施）
- ④ 非行防止教室（全学年対象、地域の警察署と連携）
- ⑤ 「非行予防エクササイズ」（1学年対象、4月の集団宿泊で実施）
- ⑥ 制服着こなし講座（全生徒対象、7月に実施）
- ⑦ サイバー犯罪に関する講演会（全生徒対象、7月に実施）

### (2) 豊かな人間性を育む取組

- ① 生徒会による登校時の校門でのあいさつ運動（通年実施）

- ② 清掃ボランティア活動（地域住民と連携、約300名参加、6月実施）
- ③ トライアスロン大会ボランティア（補助として約80名参加、6月実施）
- ④ 太鼓（地域伝統の継承、文化祭で発表、11月実施）
- ⑤ おもちゃの病院（地域の幼児を対象におもちゃの修理、11月実施）
- ⑥ 無遅刻、無欠席への挑戦と皆勤者表彰（3年間約40名、1年間約250名）
- ⑦ 実習前の集団指導（通年実施、実習への心構えや安全に関する指導を行う）
- ⑧ 小学生ものづくり教室、出身中学校出前授業（依頼に応じて実施）
- ⑨ 保育園への遊具類の提供及び修理（依頼に応じて実施）
- ⑩ あじさい祭り（依頼を受けてオブジェ等の製作、6月実施）

### 3 取組の成果

生徒指導体制を確立し、指導の一貫性と継続性を重視し、厳しくとも温かい毅然とした指導を進めたことにより、保護者からの信頼が高まるとともに、生徒が落ち着いて学校生活を送り、問題行動の発生（認知）件数も減少傾向にある。

### 4 課題と対応等

入学当初、いじめに関する問題行動が発生する傾向がある。その一因として、人間関係を構築する上において、他者を理解するなどの思いやりの不足等が考えられる。

そこで、「非行防止エクササイズ」のテーマとして、いじめに関する事例を取り上げるなどの工夫・改善を行い、思いやりや規範意識をはぐくみ、問題行動を未然に防止する取組を一層進めることが重要である。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例では、指導の一貫性と継続性を重視し、積極的な生徒指導を展開している。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 服装の乱れなどを、生徒の心のサインとして受け止めることが、問題行動の未然防止や早期解決につながる
- ・ 生徒の社会性やよりよい人間関係をはぐくむ取組みは、問題行動の未然防止につながる
- ・ 生徒がボランティア活動や体験活動等を通して地域住民と触れ合うことは、社会の一員としての自覚を深めることにつながる

## 事例20 保護者からの苦情に対し指導記録を基に適切に対応した事例

キーワード：保護者からの苦情、指導記録、男女交際をめぐるトラブル

### 〈概況〉

生徒の虚言を信じ、学校の指導について苦情を申し立てた保護者に、指導記録を基に警察と連携して粘り強く適切に対応した。

## 1 指導の経緯

A男は、自分の思いどおりにならないと他人に対して攻撃的になる傾向が強く、入学直後から、服装・頭髪等の乱れや暴力的な言動などが度々見られた。問題行動が発生するたびに、ホームルーム担任や生徒指導部の教師を中心にA男に対する指導を繰り返した。しかし、A男は、授業中に他の教室に入ったところを注意した教師に暴力を振るったり、交際していた女子生徒に暴力を振るったりする粗暴な行動により、二度の停学処分を受け、自主退学するに至った。

特に学校が指導に苦慮したのは、A男が女子生徒に暴力を加えたことについて、A男の保護者が「当該女子生徒の行動に非がある」と主張し、警察や新聞社に、学校の指導について苦情を申し立てたことであった。ただし、最終的には、学校が詳細な指導記録を警察に示し、A男は暴力の原因についてうそを言っていたことを認め、保護者も納得した。

## 2 取組内容と指導状況

### (1) 暴力行為について

- ① ホームルーム担任を中心として、きめ細かな面談と指導に努めた。
- ② 男女交際をめぐるトラブルが多くなってきたので、それぞれの保護者も交えて面談し、学校内外での交際のルールを取り決め、本人と保護者に確認させた。
- ③ 一時的には指導に従うが、時間が経過すると反省が薄れて暴力行為を繰り返した。

### (2) 女子生徒の暴力行為被害が狂言であるとのA男の保護者の主張について

- ① 女子生徒の携帯電話により、メールや着信の時間、アドレス、内容についても調査し、女子生徒からの一方的なメール送信ではないことを確認した。
- ② 携帯電話2台を使った女子生徒の犯罪行為であると主張するA男の保護者に対して、学校での調査内容を基に明らかになった事実の説明を根気よく繰り返した。
- ③ A男の保護者が警察に相談したり、新聞社に学校批判を訴えたりしたため、関係機関からの問い合わせ等に丁寧に対応した。
- ④ 警察と連携して事実確認を行い、A男の保護者の主張は誤解であり、女子生徒の行為に犯罪性がないことを確認した。
- ⑤ 学校の詳細な記録に基づき、警察の判断も交えて、A男に一つ一つ事実を確認していく中で、最終的にA男は自分が嘘を言っていたこと認め、A男の保護者も納得した。

### 3 今後の課題等

- (1) 苦慮することになったと考えられる要因
  - ① 暴力行為に対する指導は適切だったが、事後指導と学校全体としての日常の生徒指導体制が不十分であったこと。
  - ② 男女交際に関する指導に取り組むことが遅れたことと、どの程度まで踏み込んだ指導をすべきかを適切に判断できなかったこと。
  - ③ A男の自宅が学校から遠く、保護者への連絡が主に電話であったこと。
- (2) 今後に向けて
  - ① 暴力行為は絶対に許さないという明確なメッセージを生徒や保護者に発信し、法律を遵守する意識の徹底を図ること。
  - ② 日常における全校的な生徒指導体制の整備と、停学等の懲戒処分や特別指導を行った後の指導を一層充実すること。
  - ③ 保護者との連携を深めるとともに、一層信頼感を高めるため、家庭訪問や学校で直接面談する機会を増やすこと。
  - ④ 警察等の関係機関との日ごろからの連携を密にし、問題行動に対する迅速で実効性のある連携を実現すること。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例では、生徒の虚言及び保護者からの学校批判に対して、詳細な指導記録を基に警察と連携して事実を明らかにし、適切に対応している。

本事例から学ぶことができるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 生徒指導についての保護者への説明や、関係機関との連携に役立てるため、指導に関係する記録を残し、一定期間保管しておくことが必要である
- ・ 日ごろから家庭への連絡を丁寧に行い、学校と家庭が協力して生徒の問題行動に対応することが大切である
- ・ 警察等の関係機関との連携やマスコミへの対応は、それぞれの機関について学校側の担当者を決めて対応することが重要である

## 事例21 部活動の充実による学校の活性化

キーワード：部活動一体化組織、教職員間の協力体制、進路実現

### 〈概要〉

部活動の一体化を図る組織を作り、部活動の充実を通して学校の活性化を図っている。8割以上の生徒が部活動に参加しており、学校全体に向上心と連帯感がはぐくまれ、学校への帰属意識が高まっている。

## 1 学校の様子

生徒数約600名、全日制普通科の高等学校である。在校生は男女ほぼ同数である。前年度は、卒業生の約4割が進学した。

## 2 取組内容

「文武不岐」（文武両道）の理念の下、学習活動と部活動を両立して充実させ、生徒一人一人の知性・徳性・体力等を培い、適性や能力に応じた進路実現を図っている。

さらに、部活動の充実を通して学校の活性化を図るため、生徒の自主的な活動の支援を目的とした部活動一体化組織「〇〇会」を作った。この組織は、生徒が自発的・自主的に運営して生徒同士が交流を深め、連帯感をはぐくみ、互いに切磋琢磨し、全ての部活動を活性化させるとの強い意志を持って活動すること、また、部活動顧問が各部の活動の垣根を越えて、一体となって生徒を指導することを目指している。

なお、入学から第1学年9月までは、生徒全員が部活動に加入することとしており、全校で、8割以上の生徒が部活動に参加している。

### 〈「〇〇会」の概要〉

生徒の自発的・自主的な活動を重視し、部活動が中心となる各種行事の企画運営、生徒相互及び生徒と顧問との連帯感を深めるなどの活動を行う。

#### ① 会則（3つの約束）

- ・会員であることにプライドを持つこと
- ・会員同士協力すること
- ・ルールを守ること

#### ② 役員

運動部から男女各2人、文化部から2人、計6人

#### ③ 生徒対象行事

壮行会（年4回）、技術研修会（レベルアップ研修）、レクリエーション、文化部発表週間、「3年生を囲んで」、地域清掃活動等

#### ④ 教員対象行事

部活動顧問研修会、部活動相互研修会、メンタルトレーニング研修会等

### 3 成果と課題

#### (1) 成果

- ① 8割以上の生徒が部活動に参加し、グラウンド、体育館、プール、武道場、教室など、校内の様々な場所で生き生きと活動しており、学校が活性化している様子を実感できる。
- ② 生徒は部活動を続けることを通して達成感を味わっている。また、対外試合における好成绩が生徒に自信を与えている。これらの効果が進学や就職の好結果にもつながっている。
- ③ 生徒が部活動を通して自主的・主体的な活動を体験し、社会性を身に付けることにより、部活動以外の場面でも生徒相互の望ましい人間関係が構築され、学校生活の様々な場面で意欲的に行動するようになった。

#### (2) 課題

- ① 「〇〇会」を設立した当初の目的意識や活動の方向性などが、年を重ねていく中でやや希薄化してきており、活動の原点を常に見失わないように努める。
- ② 生徒会活動との連携、役割分担を再度確認する必要がある。
- ③ 部活動に参加できない生徒や退部した生徒への対応が重要であり、不登校や中途退学の未然防止、早期対応に向けた生徒指導体制、特に教育相談体制の充実が求められる。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例は、部活動の一体化を図る組織を作り、8割以上の生徒が部活動に生き生きと参加し、学校の活性化を実現していることが特色である。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 部活動においては、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が安全かつ有意義に展開されるよう、組織やルールなどを決めておくことが必要である
- ・ 生徒会の部活動に関する調整は、教師の適切な指導・助言と教職員間の協力体制が必要である
- ・ 部活動において、生徒が自主的・主体的な活動を体験することにより、社会性を身に付けることができる

## 事例22 指導基準の周知による指導体制の改善

キーワード：数値目標、「保護者の手引き」、段階的指導

### 〈概要〉

問題行動や中途退学について数値目標を掲げ、家庭及び地域と連携しながら、目標達成のための工夫や努力をしている。頭髪・服装指導では、違反者へのイエローカードの交付を通じた段階的指導を実施している。

## 1 学校の様子

生徒数約220名の高等学校で、連携型中高一貫教育校である。

中高連携の教育活動として、合同部活動、中高文化交流会、生徒交歓会、文化祭への参加等を実施し、中学生と高校生と一緒に活動している。

中途退学や服装・頭髪や登校時のマナーなどに課題がある。

## 2 取組の概要

### (1) 目標の設定

年間生徒指導計画において、問題行動発生件数、欠席・遅刻・早退生徒数、いずれも前年度比50%減という数値目標を設定した。

また、服装・あいさつ・礼儀の指導の徹底も目標とした。

### (2) 取組内容

#### ① 新入生オリエンテーション

4月当初に、新入生に対して各分掌からの説明を行い、高校生活へのスムーズな適応を促している。

#### ② 基本的な生活習慣の徹底

「4S」（整理・整頓・清潔・清掃）を合い言葉に、基本的な生活習慣の確立を目指した指導を行った。

#### ③ 登校時校外指導

年に3回、各3日間、校門前や近隣のJR駅前で登校時のあいさつ・服装等の指導を行っている。参加者は、全教職員及び評議員(保護者)である。

#### ④ 学校・家庭・地域の連携

「保護者の手引き」を作成し、生徒指導の指導基準や指導内容の周知を徹底している。また、スクールアドバイザーによる相談（非常勤のカウンセラー）や校外の相談機関の周知を図っている。このほか、連携中学校と合同で、毎月「中高だより」を町内の全戸へ配布し、学校の活動について伝えている。

#### ⑤ イエローカードによる段階的指導

服装・頭髪に関する校則違反をした生徒に、イエローカードが渡される。カードを3枚以上渡されると、保護者同伴による教頭指導となる。また、2回目の保護者同伴指導又は

一ヶ月にカードを5枚以上渡された場合は、校長指導となる。

⑥ 奉仕活動の実施

ボランティア活動により地域に貢献し、自己有用感を高める目的で、各学期に1回、全校生徒で学校周辺及び駅周辺の清掃を行っている。

⑦ 学年主任会と生徒指導部との連携強化

三つの学年相互の連携を図り、全校で統一的な指導ができるよう、学年主任会を立ち上げ、生徒指導部とのネットワークの中で生徒を指導している。

⑧ 生徒指導に関するアンケート

保護者、地域住民、連携中学校教職員によるアンケートを実施し、生徒指導面での状況が、学校関係者にどう受け止められているかを把握して、その結果を公表している。

### 3 取組の成果

中途退学者数は、前年度の約10分の1に減少した。特別な指導を受けた生徒数も、前年度の約3分の1に減少した。

### 4 課題と対応等

登下校時のマナーやルールの遵守について、保護者・地域住民からの肯定的評価が、前年度の約80%から約60%へと減少した。登下校時のマナーの指導が、今後の課題である。

#### ●本事例の特色とポイント

本事例では、具体的な数値目標を設定し、指導基準の周知や段階的指導により中途退学や問題行動が減少した。

本事例から得られるポイントとしては、次のことが挙げられる。

- ・ 生徒指導の基準や指導内容を保護者に知らせることが、学校と家庭の連携・協力につながる
- ・ 小さな問題行動をも、曖昧あいまいにしない段階的指導は、大きな問題行動の発生を防ぐ
- ・ 保護者や地域住民等によるアンケートを学校の教育活動の改善につながるができる

## III 資料編

◇各通知文の概要

第Ⅲ部には、文部科学省が発出した通知文の中から、本指導資料の内容と特にかかわりの深いものを6点掲載している。それぞれ、生徒指導に関する調査研究協力者会議等の報告や、教育関連法規の改正などを基に、学校や教育委員会に求められる取組について通知したものである。

いずれの文書も、標題に示された内容に関して要点が漏れなく書き込まれており、各学校の生徒指導体制を点検する際などに、大いに役立つものと思われる。

各通知文の概要は次のとおりであり、是非読んで理解を深めていただきたい。

1 少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について(平成13年4月13日)

児童生徒の心のサインを見逃さず、問題行動の前兆を把握し早期に対応することや、学校と関係機関との「情報連携」だけでなく、自らの役割を果たしつつ一体となって対応を行う「行動連携」が必要であるとの提言について述べている。

2 出席停止制度の運用の在り方について(平成13年11月6日)

学校教育法の一部改正(平成14年施行)により、公立小・中学校の出席停止制度が改善されたことを受けて、「要件の明確化」、「手続に関する規定の整備」、「出席停止期間中の学習支援等の措置」などについて、具体的に詳しく解説している。

3 児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について(平成15年7月22日)

児童生徒による相次ぐ重大事件の発生を契機に、各学校が問題行動等への対応の在り方を点検するための「管理・指導体制」、「家庭・地域・関係機関との連携」、「基本的な道徳観・倫理観等の指導」の在り方について点検項目を例示している。

4 児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について(平成18年6月5日)

本事例集作成の基となった『『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書—規範意識の醸成を目指して—』について、「指導基準の明確化」、「毅然とした粘り強い指導」などの重要な概念を簡潔に説明している。

5 非行防止教室の推進を通じた児童生徒の規範意識の育成について(平成18年6月5日)

非行防止教室等の目的を、①児童生徒の規範意識の育成、②危険回避能力の育成、③安全安心な学校環境づくりとし、教育課程上の位置付け、警察等関係機関との連携、各教員の役割など、実施に当たっての留意事項を整理している。

6 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(平成19年2月5日)

いじめ、校内暴力、授業妨害等の問題行動の指導について、生徒指導の充実及び出席停止制度の運用について述べるとともに、「学校教育法11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」として懲戒・体罰に関する解釈・運用を示している。

## 1 少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について（通知）

平13.4.13 13文科初82 各都道府県教育委員会  
教育長, 各都道府県知事, 附属学校を置く各国立大学長あて  
文部科学省初等中等教育局長, 生涯学習政策局長, スポーツ・  
青少年局長通知

児童生徒の問題行動等については、これまでもその対応に努めてきたところであり、平成10年3月には、「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」の報告を受け、平成10年4月30日付け文初中第313号「児童生徒の問題行動への対応のための校内体制の整備等について」をもって、学校における取組体制の充実や、学校と関係機関との積極的な連携などについてお願いしたところでもあります。

しかしながら、関係者の努力にもかかわらず、暴力行為などの問題行動は依然として憂慮すべき状況にあることや、少年等による凶悪な事件が連続してきているといった状況を踏まえ、文部科学省では、平成12年5月、「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議」を設け、最近の少年の問題行動等の実態の分析や対応策について検討を行ってきたところですが、このたび同協力者会議において、別添のとおり「心と行動のネットワークー心のサインを見逃すな、『情報連携』から『行動連携』へ」（報告）がとりまとめられました。

本報告書では、児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、児童生徒の「心」のサインを見逃さず、問題行動の前兆を把握し早期に対応することが重要であり、このため、学校と関係機関との間で単なる情報交換（「情報連携」）だけではなく、自らの役割を果たしつつ一体となって対応を行うこと（「行動連携」）が必要であることが提言されています。

具体的な対応としては、「心」の問題への適切な対応を図るとともに社会性を育む教育を展開する観点から、スクールカウンセラー等の拡充、体験活動の充実を図ること、各地域においては、関係者のネットワーク作りを推進するとともに、問題行動の個々の状況に応じサポートチームを機動的に組織すること、また、教育委員会及び学校においては、問題行動への対応に関する自己点検・自己評価を行うことなどが提言されています。

貴職におかれては、こうした点をはじめ、本報告に盛り込まれている各種の提言を十分踏まえて取組を進めるとともに、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、この種の提言の趣旨を図るようお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

<別紙1>

『心と行動のネットワーク』  
～「心」のサインを見逃さず、「情報連携」から「行動連携」へ～  
(少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告骨子)

1 最近の児童生徒の問題行動の特徴について

- ◎ 児童生徒の「心」のサインを見逃さず、問題行動の前兆を把握し、早期に対応することがこれまで以上に重要。
- ◎ 学校と関係機関が前兆の段階から一体的な対応を行う「行動連携」の具体的なシステム作りが必要。

2 問題行動を防ぐために今後一層充実すべき施策

最近の事件の事例分析に基づき、学校の対応の不十分な点を抽出。

- ①「心」の問題への対応
- ②児童生徒の社会性の育成
- ③社会全体として問題行動の兆候を早期にとらえた対応  
専門機関による継続的なケアが必要なケースへの対応
- ④これまでの提言の確実な実行

3 具体的な対応策

(1) 「心」の問題への対応

- ①「心」の問題についての全教職員の理解を促す方策の実施
- ②養護教諭の複数配置やスクールカウンセラーの配置の拡充
- ③教職員がチームを組み、児童生徒の心の相談・指導を行う体制づくり
- ④地域のネットワークを活用した学校と関係機関の専門家による対応
- ⑤小学校における生徒指導体制の充実

(2) 児童生徒の社会性を育む教育の展開

- ①社会性を育むプログラムの開発や体験活動の充実を図るための支援等
- ②メディアからの情報をもたらす影の部分への対応とマスコミ等への要望

(3) 学校と家庭や地域社会、関係機関とをつなぐ「行動連携」のシステムづくり

- ①地域における「行動連携」のためのネットワークの形成と「サポートチーム」の組織化
- ②ネットワークにおける連携活動
- ③文部科学省と関係省庁との共同による国の支援

(4) 学校や教育委員会における問題行動への対応に関する自己点検・自己評価の実施

- ①いつでも学校や教育委員会が自己点検・自己評価できる点検項目の作成
- ②点検項目に基づき点検した内容の公表

<別紙2>

## 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告（概要） 心と行動のネットワーク ―心のサインを見逃すな，「情報連携」から「行動連携」へ―

### はじめに

平成12年5月に設置された本協力者会議では，少年等による凶悪事件の発生状況等を踏まえ，最近発生したいくつかの事件について，現地調査を実施して事例分析を行い，それらの特徴等を踏まえた対応方策について検討を行った。

本報告においては，児童生徒の「心」のサインを見逃さず，問題行動の前兆を把握すること，そのためには，学校と関係機関との間で単なる情報の交換(「情報連携」)だけではなく，相互に連携して一体的な対応を行うこと(「行動連携」)が重要であることを強調した。また，そのためのシステム作りなど具体策にまで踏み込んで提言した。

### 1 最近の児童生徒の問題行動の特徴について

#### (1) 最近の児童生徒の問題行動の状況

少年非行については，現在，戦後第4の波を迎えていると言われている。最近の特徴としては，非行の前兆はあるものの，非行を犯したことの無い少年が，いきなり重大な非行に走るケースが目立っていることがあげられる。

#### (2) 児童生徒の問題行動の背景や要因

- ①社会性や対人関係能力が十分身に付いていない児童生徒の状況
- ②基本的な生活習慣や倫理観等が十分身につけられていない家庭の状況
- ③生徒指導体制が十分機能していない学校の状況
- ④大人の規範意識の低下や子どもを取り巻く環境の悪化が進む社会全体の状況

#### (3) 「心」のサインを見逃さない対応の必要性

児童生徒の問題行動の背景や要因として，心に悩みや不安，ストレスを抱えている児童生徒も少なくない。事例分析でも，警察庁の調査報告でも，特に目に見える問題行動がなかった場合でも，それ以前に，何らかの予兆があったとの結果が出ている。

本協力者会議としては，児童生徒の問題行動の兆候をとらえ適切に対応するためには，その背景にある「心」の問題に目を向ける重要性を強調したい。

### 2 問題行動を防ぐために今後一層充実すべき施策

#### [1] これまで提言してきた対応策をより確実に実行する必要のある内容

- ①校長のリーダーシップの下，全教職員が協力して指導に当たる体制を整備すること
- ②児童生徒の問題行動に対する教職員の認識や対応を十分なものとする

- ③学校と家庭や地域社会との連携を十分図ること
- ④学校と関係機関との連携の在り方について十分な検討や改善を図ること
- ⑤学校間の連携を十分図ること
- ⑥教育委員会による学校への支援を十分行うこと
- ⑦教育委員会において、学校が連携を深めるための施策を充実させること

## 〔2〕今後対応を一層充実させる必要がある内容

### ①児童生徒の「心」の問題への対応

児童生徒の心の問題については、専門機関も含めて社会全体で対応する必要があるが、特に学校においては、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員の一致協力した体制による多様な視点からの前兆の発見と対応が必要である。

### ②児童生徒の社会性の育成

学級活動や児童会・生徒会活動等を通じて、仲間づくりや集団活動を推進することや、各教科、特別活動などにおいて、社会体験や奉仕活動、集団活動等を積極的に取り入れることが重要である。

また、基本的なルールやモラルを身に付けさせるとともに、問題行動により他の児童生徒の教育に支障を生じている場合には、適時に出席停止の措置を講ずるなど毅然とした対応を行うとともに、適切な指導を行う必要がある。

### ③社会全体として問題行動の兆候を早期にとらえた対応

家庭や地域社会、学校が連携し、問題行動の兆候や児童生徒が抱える内面の問題について、社会全体で対応することが必要である。

そのため、家族が気軽に相談しやすくするための体制づくりを行い、家庭で問題を抱え込まずに、相談機関やスクールカウンセラーなどに相談することが求められる。

### ④専門機関による継続的なケアが必要なケースへの対応

学校だけで解決することが困難な状況があるときは、早期に家庭に専門機関への相談を勧めたり、専門機関と連携し対応することが必要である。

## 3 具体的な対応方策

### (1) 「心」の問題への対応

#### ①「心」の問題についての全教職員の理解を促す方策の実施

全ての教職員が理解を深めるため、文部省が配付した教職員向けの資料等を積極的に活用するとともに、教育委員会等においても教職員向けの資料を作成したり、心の問題を重点的に研修する機会を設けるなどの取組を行う必要がある。

#### ②養護教諭の複数配置やスクールカウンセラーの配置の拡充

養護教諭の複数配置の拡充を図ることが必要である。また、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を早期に整備するとともに、「心の教室相談員」の効果的な活用の在り方について検討する必要がある。

### ③教職員がチームを組み、児童生徒の心の相談・指導を行う体制づくり

複数の目によって児童生徒の兆候をとらえ適切な対応を図るため、教職員がチームを組み、問題解決を図る体制づくりが必要である。

### ④地域のネットワークを活用した学校と関係機関の専門家による対応

児童生徒の心の問題について、学校だけでは解決できないケースについては、地域における「行動連携」のためのネットワークを活用して学校と関係機関等が連携し、適切に対応することが必要である。

### ⑤小学校における生徒指導体制の充実

小学校から生徒指導を充実させるため、必要な体制整備を検討する必要がある。

## (2) 児童生徒の社会性を育む教育の展開

### ①社会性を育むプログラムの開発や体験活動の充実を図るための支援等

児童生徒の社会性を育む教育のためのプログラムを国や教育委員会、大学・研究機関等が開発し、提供するとともに、社会体験や奉仕活動等の体験活動が充実するよう、地域社会や青少年施設等において体制整備を行うことが必要である。また、命の大切さについての教育を一層充実する必要がある。

### ②メディアからの情報をもたらす影の部分への対応とマスコミ等への要望

有害情報に対応するため、関係業界への働きかけやPTA等によるテレビ番組のモニタリング調査など、法的な仕組みの在り方も含め、官民挙げて取り組むことが必要である。

## (3) 学校と家庭や地域社会、関係機関とをつなぐ「行動連携」のシステムづくり

### ①地域における「行動連携」のためのネットワークの形成と「サポートチーム」の組織化

市町村や中学校区単位などで、教育委員会等の行政が中心となって、学校、PTA、教育委員会、地域住民、警察、児童相談所等関係機関、保護司、児童委員等からなるネットワークを作るとともに、問題行動の前兆の段階から、ネットワークを構成する関係機関の職員からなる「サポートチーム」を組織するなど、ケースごとに最もふさわしい機関が連携して対応することが必要である。

### ②ネットワークにおける連携活動

#### ア) 連携マニュアルや行動計画の作成

各機関の連携方法を定めた連携マニュアルの作成等が必要である。

#### イ) 日ごろからの連携活動

問題行動についての合同事例研究を行ったり、前兆を把握した場合など具体的事例を想定した連携のためのシミュレーションを行うことなどが必要である。

#### ウ) 問題行動の前兆が把握されたときや問題行動が発生したときの連携活動

連携マニュアルに基づき、ネットワークの機能を生かし、前兆や問題行動の個々の状況に応じた「サポートチーム」を適時に組織できるような体制を整えておき、的確に連携活動を行うことが重要である。

#### エ) 相談機関の連携活動

最初に相談を受けた機関が十分な対応が困難と判断したときには、ネットワークを通じて他の適切な機関に引き継ぐことなどが必要である。

**③文部科学省と関係省庁との共同による国の支援**

文部科学省が主体となって関係省庁との定期的な協議の場を設けることが必要である。

**ア) 学校や教育委員会と関係機関との連携マニュアルの参考例の作成**

地域における連携マニュアルの作成を支援するため、文部科学省が主体となり関係省庁と協力して参考例を示すことが必要である（問題行動が発生した場合の参考例及び前兆が把握された場合の試案添付）。

**イ) 学校と関係機関との連携事例のデータベース化及び情報提供システムの構築**

学校と関係機関との連携事例を収集・紹介し、各地域の取組を支援することも重要である（連携事例添付）。それらをデータベース化し、情報通信ネットワークで提供するシステムを構築することも必要である。また、学校警察連絡協議会の活性化策など各機関との連携策を各関係省庁と共同で示すことも有効である。

**ウ) 文部科学省と関係省庁との共同による「サポートチーム」の支援事業等の実施**

文部科学省と関係省庁で共同して、地域における「サポートチーム」の組織化など総合的な連携事業を実施し、地域における「行動連携」のシステム作りを支援することが必要である。

**(4) 学校や教育委員会における問題行動への対応に関する自己点検・自己評価の実施**

**①いつでも学校や教育委員会が自己点検・自己評価できる点検項目の作成**

各学校や教育委員会が問題行動への対応について自己点検・自己評価できるような点検項目を作成し、それに基づいて点検と評価を行うようにすべきである（参考例添付）。

**②点検項目に基づき点検した内容の公表**

点検項目に基づき自己点検した結果によって問題行動への対応を見直すとともに、積極的にその結果を公表し、外部からの意見に耳を傾けることも必要である。

協力者会議委員名簿（略）  
 問題行動が発生した場合の参考例及び前兆が把握された場合の試案（略）  
 連携事例（略）  
 自己点検の点検項目の参考例（略）

## 2 出席停止制度の運用の在り方について（通知）

平 1 3 . 1 1 . 6 1 3 文科初 7 2 5 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省初等中等教育局長通知

先の第 1 5 1 回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年 7 月 1 1 日付け文部科学事務次官通知（文科初第 4 6 6 号）により通知したところであり、公立の小学校及び中学校の出席停止制度に関しては、その一層適切な運用を期するため、要件の明確化、手続に関する規定の整備、出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られました（第 2 6 条関係）。この出席停止に関する改正規定の施行日は、平成 1 4 年 1 月 1 1 日となっております。

一方、先般公表した「平成 1 2 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値によれば、暴力行為の発生件数が過去最高となるなど、生徒指導上の諸問題は憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、今後の出席停止制度の運用の在り方について、従来の昭和 5 8 年 1 2 月 5 日付け文初中第 3 2 2 号「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」の内容に関して、法改正を踏まえた所要の見直しを図り、下記のとおり留意点をとりまとめました。については、各都道府県におかれては、これに関して十分に御理解いただき、域内の市町村教育委員会等に対して、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要に応じて指導、助言又は援助をお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

### 記

#### 1 制度の運用の基本的な在り方について

##### （1）制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要である。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

## (2) 市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手続及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

## (3) 事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

- ① 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その

他の体験活動を効果的に取り入れること。

- ② 教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図ること。
- ③ 問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであること。
- ④ 問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム（個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム）など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。
- ⑤ 深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

## 2 要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の1（1）に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである（第1項）。

第1号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一

定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第2号は、職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例としては、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第3号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

第4号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

### 3 事前の手續について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手續として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである（第2項）。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手續の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある（教育委員会規則の整備（第3項）に関しては後記6を参照すること）。

#### （1）事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実即して記載しておくことが適当である。

#### （2）意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえると、保護者の理解と協力が得られるよう努めるこ

とが望ましい。

当該児童生徒については、平成6年5月20日付け文初高第149号「「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員等の意見を参考とすることも考えられる。

### (3) 適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行わなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、

出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續に準じて、出席停止を解除することができる。

### (4) 文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命

ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には、理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

#### (5) 教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手続に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

### 4 期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとするものと定められたところであり（第4項）、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

#### (1) 市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生

徒の在籍する学校における取組の充実を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手續等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助（子育て相談を含む）を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題がある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

## （２）当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を採用することとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

- ① 教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと
- ② 教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること（宿泊を伴う活動を含む）
- ③ 地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお、出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については、学校外において行うことが基本であるが、校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には、他の児童生徒の教育の妨げとなら

ない限りにおいて、これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため、市町村教育委員会は、指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか、実情に応じて、学校外での指導の場や機会の確保、地域や関係機関等への積極的な働きかけ（協議会の設置など）、サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員定数の加配等の人的措置、教育センターの機能の活用、関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については、児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し、総合的な判断を行うこととなるので、教育委員会及び学校は、平素から児童相談所との連携を密にし、出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに、出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合、教育委員会として、保護者の意向にも配慮しつつ、児童相談所に対して児童福祉法上の対応（例：在宅指導、一時保護、児童福祉施設入所措置等）について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中、当該児童生徒の非行が予想される場合には、警察等との連携を図り、その未然防止に努めることが必要である。

### （3）他の児童生徒に対する指導

学校においては、他の児童生徒の動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受入れができるよう、他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また、当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

## 5 期間後の対応について

### （1）学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

## (2) 指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に留意して、適切に行うことが必要である（平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照）。

- ① 「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他所定の欄（例えば「備考」など）に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること
- ② 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること
- ③ 対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

## 6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり（第3項）、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日（平成14年1月11日）までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

### (1) 規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記1(2)のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるよう規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手續に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

- ① 保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定

- ② 当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
- ③ 被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
- ④ 出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
- ⑤ 交付文書の記載内容や様式を定める規定
- ⑥ 校長からの意見具申に関する規定
- ⑦ その他出席停止の手続に関する必要な規定

また、これらの手続に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2) その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

### 3 児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について（通知）

平15.7.22 15文科初第490号 各都道府県・指定都市 教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、国立久里浜養護学校長あて 文部科学省初等中等教育局長通知

児童生徒の問題行動等への対応については、かねて学校における取組の充実をお願いしているところです。

しかしながら、今般、中学生が同じ学校の生徒や幼児を殺害するという重大な事件が相次いで発生するなど、児童生徒の問題行動等は憂慮すべき状況にあります。

これらの事件については、個別の事情や背景などに関して、事実の把握等が今後必要であります。少年非行等の問題については、社会全体でそれぞれの立場から取り組み、学校・家庭・地域社会、更には関係機関が積極的に連携を図っていくことが必要であります。学校においては、地域住民に信頼される安全・安心な学校づくりのため、自らの責任を十分に果たしていかなければなりません。このような観点から、今回の事件を契機として、学校における取組の在り方について改めて点検を行い、必要な見直しを行うことが大切であります。

については、各学校において、別添の要領を踏まえて、学校における管理・指導体制、家庭・地域・関係機関との連携、基本的な道德観・倫理観等の指導の在り方等について、点検を実施されるよう、お願いします。

## 学校における点検の実施要領

### I 各学校における自己点検及び教育委員会による実態把握

1 各学校（国・公・私立の幼稚園、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校）に対して、点検項目例（別紙1）を踏まえて自己点検を促すこと。各学校を所管する教育委員会においては、各学校の自己点検の結果について適切な方法によって把握し、児童生徒の問題行動等への対応に関する今後の取組の充実に生かしていくこと。

2 別紙1の点検項目例は、国として緊急に点検を求めたい事項を例示したものであり、もとより、教育委員会等の主体的な判断によって各学校に示す点検項目の補足・充実を図ったり、学校種の相違を踏まえた点検項目の整理を行うなどの工夫はなされてよいこと。

3 各学校に対して自己点検の実施を求める際には、地域住民や保護者などの外部の意見が適切に反映されるよう、学校評議員制度を活用する等の工夫を促すこと。併せて、児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する国や教育委員会の従来の指導内容等について、改めて教職員一人一人の理解と認識を深めさせるよう、夏期休業期間中の校内研修の機会を活用するなど適切な対応を促すこと。

<参考>最近の生徒指導等に関する国の通知の例

- (1) 「いじめの問題に関する総合的な取組について」(平成8年7月初等中等教育局長通知)
- (2) 「少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について」(平成13年4月初等中等教育局長、生涯学習政策局長、スポーツ青少年局長通知) ※ 参考資料として、「児童生徒の問題行動への対応等に関する点検項目(案)」を添付
- (3) 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」(平成13年8月生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)
- (4) 「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月初等中等教育局長通知)
- (5) 「不登校への対応の在り方について」(平成15年5月初等中等教育局長通知)

### II 国に対する点検の結果の報告

1 都道府県・指定都市教育委員会にあっては、「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」の対象地域、児童生徒支援加配校の中などから、種々の均衡を考慮しつつ、小・中学校は各5～10校程度、高等学校3～5校程度抽出（以下、「調査対象校」という。都道府県の場合、域内の複数の市町村から抽出する。）して、現在の問題点や今後の改善策、学校に対する支援策に関する意見・要望について、具体的な報告を求めること。

2 都道府県・指定都市教育委員会においては、調査対象校からの報告を踏まえて、具体的な問題点や今後の改善策等について整理・分析するとともに、教育委員会として今後必要と考える取組や国に対する意見・要望をとりまとめ、所定の様式(別紙2)により、8月29日(金)までに下記宛て報告すること。

3 教育委員会が国への報告を作成するに当たって、特に学校と関係機関との連携に関する事項については、「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」に係る事業評価検討委員会を活用するなど、関係機関から学校に対する意見・要望等を聴き、報告内容に適宜反映させること。

## 学校に求める点検の項目例

### 1 学校における管理・指導体制の在り方

#### (1) 管理職のリーダーシップ

生徒指導上の諸問題について、校長、教頭が実態把握や家庭・地域・関係機関との連携などの方針を具体的に示し、生徒指導主事など一部の教員に任せきりにすることなく、積極的に対応しているか。児童生徒の状況の全般的な把握はもとより、指導上特に配慮を要する児童生徒について、校長等への報告・連絡・相談が適時的確かつ十分に行われているか。

学習指導要領の趣旨を踏まえて、道徳や特別活動等の日常の教育活動の充実が図られるよう、教育課程の編成・実施について指導力を発揮しているか。

#### (2) 児童生徒に関する情報の共有化

児童生徒の日頃の行動や態度などについて、学級間・学年間に止まらず、職員会議等の場で情報の共有化が図られているか。指導上特に配慮を要する児童生徒について、個別の指導計画や指導の経過に関する記録などを作成し、行動の特性や変容を見定め、次の指導の手立てを講じているか。スクールカウンセラーなどの配置校にあっては、教職員との間の連携や専門的な助言（コンサルテーション）が十分に行われているか。

#### (3) 指導方針に関する教員間の共通理解と組織的な指導体制

児童生徒に関する的確な実態把握を踏まえて、生徒指導の方針が確立されているか。指導方針について教職員間の共通理解がなされ、一致協力して指導に当たるよう組織的な体制をつくり、取組状況の自己点検を行っているか。校内の指導方針の前提となる、いじめ・暴力行為・不登校などに関する国及び教育委員会の指導内容について、校内研修などによって教職員の理解が深められているか。各学級・学年の問題事例等について、開かれたかたちで対応策の協議がなされているか。

#### (4) 豊かな人間関係づくりと教育相談の充実

日常の教育活動を通じ、児童生徒一人一人の理解を図り、教師との信頼関係、児童生徒相互の好ましい人間関係など、豊かな人間関係づくりを進め、児童生徒の心を開かせるよう努めているか。

児童生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受け止めるよう、教員がカウンセリングマインドを持って接するなど、全ての児童生徒を対象にした相談活動や、相談しやすい環境づくりが適切になされているか。児童生徒から相談があったときは、その内面の理解に努め、児童生徒の立場に立って適切に事後の対応をしているか。スクールカウンセラーなどの配置校にあっては、相談活動の計画や実施方法などについて教職員との間での連携が十分に図られているか。

#### (5) 緊急時に備えた校内体制の整備

深刻な問題行動の発生などを想定して、児童生徒・保護者・地域住民等に対して、どのように対応すべきか（情報提供や協力要請の在り方など）日頃から検討され、教職員の役割分担と協同体制が定められているか。

#### (6) 児童生徒に関する情報の引き継ぎ

児童生徒の進級または進学等に際して、校内の担任間または学校間での引き継ぎは適切になされているか。とりわけ、指導上特に配慮を要する児童生徒について、

十分きめ細かな情報の共有化と学校間を超えた協力体制が整備されているか。

## 2 家庭・地域・関係機関との連携の在り方

### (1) 連携方針の確立と共通理解

家庭・地域社会・関係機関との連携の進め方について、学校としての基本方針・計画や校内体制を定め、教職員間の共通理解並びにPTAや関係者への周知が図られているか。特に、様々な関係機関の役割・機能や担当者の氏名・連絡先などについて教職員に十分な周知が図られているか。

### (2) 保護者・地域住民との情報交換

学校参観の実施や保護者会、PTAなどの機会を通じて、児童生徒の実態や問題行動等の状況、生徒指導の方針、道徳教育の状況などについて、保護者・地域住民に対して積極的に情報を提供しているか。学校外の児童生徒の状況などについて情報を収集する際、保護者・地域住民からの十分な協力を得ているか。不審者情報など校外での安全に関わる情報について、学校・保護者・地域住民・関係機関間で相互に注意喚起が適切になされているか。

### (3) 保護者への啓発、援助等

日頃から保護者との連絡を密にし、信頼関係を深めるように努めているか。家庭でのしつけや子育てについて、PTAや関係機関と連携しながら啓発をしたり、悩みの相談に応じているか。不登校児童生徒（特に「あそび・非行」型の場合）に対して、適時の家庭訪問を行い、学校復帰に向けて当該児童生徒や保護者への適切な働きかけを行っているか。

### (4) 地域住民等の意見の反映

学校評議員制度や学校モニター制度を活用するなどして、学校の生徒指導や道徳教育、安全管理の在り方などについて、地域住民や保護者などの意見を聴き、これを学校運営に適切に反映しているか。

### (5) 関係機関との開かれた連携

警察、児童相談所などの関係機関との間で、学校内外の児童生徒の問題行動や非行、安全に関わる問題について意図的・計画的に情報交換を進めるとともに、具体的な事例研究や対策の協議などを行っているか。特に、不審者情報について迅速に関係機関からの情報を得、保護者への周知などに連携して対応する体制がつけられているか。また、学校で適切な対応が難しい事例などについては、問題を抱え込まずに早期から積極的に連携し、適切な役割分担の下、協同して当該児童生徒や保護者への支援に当たっているか。児童虐待防止法の基本的な内容（児童虐待の早期発見や関係機関への通告に関する教職員の責務など）について、教職員間の周知が図られ、同法の趣旨に沿った適切な対応がとられているか。

## 3 基本的な道徳観・倫理観等の指導の在り方

### (1) 体験活動の活用など多様な指導方法による道徳教育の実践

道徳教育において、児童生徒の実態等を十分考慮し、例えば、学校生活における日常的な課題を含め悩みや心の揺れ、葛藤等の課題を積極的に取り上げたり、社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験活動の活用、魅力的な教材の開発・活用、保護者や地域の人々との協力など、児童生徒一人一人の心に響く指導方法の工夫が具体的になされているか。特に、自分や他人を傷つけてはならないこと等に関して

適切な機会を捉えて繰り返し指導し、かけがえのない生命を尊重することについて深く考え、理解させているか。また、法やきまりを守るなどについて、発達段階を踏まえつつ、具体的な社会問題や法規を取り上げるなどして、自らの行動に責任を持つことの大切さを理解し、実践できるような力を育てる指導を行っているか。

**(2) 特別活動等における創意工夫**

学級（ホームルーム）活動において、児童生徒が存在感を感じ、よりよい学級づくりに努めるような環境づくりがなされているか。特に、各学年当初からの日常生活や学習への適応に関する指導に計画的に取り組み、不安や悩みの解決、望ましい人間関係の確立、心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成などについて適切な指導が行われているか(例：入学時等のオリエンテーション、意識調査の実施)。

学校行事等において、体験的な活動を通して、成就感や充実感を味わうなどして集団の所属感を深めるとともに、人間としての生き方を自覚できるような指導が適切に行われているか。

特別活動のみならず、学校の教育活動全体を通じて、地域社会との連携の下、社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験活動が積極的に推進されているか。

**(3) 規範意識の向上に向けた関係機関との連携による取組**

警察、福祉や青少年育成部局、保護司などの関係機関や民間団体と連携し、「非行防止教室」などの学習機会を設け、児童生徒の規範意識の向上に向けて、少年非行や犯罪の実情に即した具体的な指導を行っているか。

学校における点検の結果について

I 学校からの報告の概要

調査対象校：小学校 校 中学校 校 高等学校 校

1 学校の管理・指導体制の在り方

(1) ○○○○

※ 現在の問題点や今後の改善策、学校に対する支援策に関する意見・要望について、原則として小・中・高等学校の種別に整理して記述する。特に数が多く目立つものや、留意すべき内容のものについては、その旨を付記するとともに、教育委員会としての総括的な所見があれば併せて記載する。なお、今後の具体策の検討に資するよう、抽象的な一般論に止まらず、具体的な例示を交えて記述する。特に、関係機関との連携については、学校側の問題点のみならず関係機関側の問題点として改善を望みたい点に関しても記すこと。

注) 以下、原則として、点検項目例の各項目(カッコ付き数字のもの)ごとに作成することとするが、適当と判断する場合は、項目を統合・整理して作成しても差し支えない。

II 教育委員会として今後必要と考える取組

1 学校の管理・指導体制の在り方

注) 以下、点検項目例の大項目(1～3)ごとに作成。

III 国に対する意見・要望

※ 特に、学校と家庭・地域・関係機関との連携を推進する上で、制度的な課題を含め、国に望む事項があれば具体的に記述すること。

注) 点検項目全体を通じて記述。

#### 4 児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について(通知)

平18.6.5 18初児生12 各都道府県  
教育委員会担当課長, 各指定都市教育委員会担  
当課長, 各都道府県私立学校主管課長, 附属  
学校を置く各国立大学法人学長あて 文部科学省初等  
中等教育局児童生徒課長通知

児童生徒の問題行動等の現状をみると、暴力行為、いじめ、不登校等が相当の規模で推移するとともに、社会の耳目を集めるような重大な問題行動もあとを絶たないところでは、

このような状況の中で、国立教育政策研究所生徒指導研究センターにおいては、文部科学省の「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム(中間まとめ)」(平成17年9月)を受け、「生徒指導体制の在り方についての調査研究」(別紙1)を行い、今般、別添のとおり、「生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書(規範意識の醸成を目指して)」(以下、「本報告書」という。)をとりまとめたところでは、

については、貴職におかれては、本報告書の内容(別紙2)及び下記の点を踏まえ、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、生徒指導の一層の充実を図るようお願いします。

#### 記

##### 1. 本報告書の趣旨について:

本報告書は、従来からの生徒指導の理念に立った上で、児童生徒の規範意識の醸成に重点を置きつつ、学校及び教育委員会における生徒指導の取組みの在り方に検討を加え、その改善・充実のための方策等を提示したものであり、各学校及び教育委員会等においては、本報告書の成果を活かしつつ、それぞれの実情を踏まえ、生徒指導上の取組みの一層の充実を図るよう努めること。

##### 2. 各学校における生徒指導の充実について

各学校における生徒指導については、それぞれの実態に応じ、本報告書の内容を踏まえつつ、次の点に留意して、その一層の充実を図ること。

(1) 生徒指導上の対応に係る学校内のきまり及びこれに対する指導の基準をあらかじめ明確化しておくこと。

その際、各学校の実態に応じ、米国で実践されている「ゼロ・トレランス方式」にも取り入れられている「段階的指導」等の方法を参考とするなどして、体系的で一貫した指導方法の確立に努めること。

(2) 生徒指導に係る指導基準については、あらかじめ児童生徒又は保護者等に対して明示的に周知徹底することとし、もって、児童生徒の自己指導能力の育成を期するとともに、家庭や地域レベルにおける児童生徒の規律ある態度や規範意識の育成に向けての指導(しつけ)との連携の確保にも配慮すること。

(3) 学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義・重要性について、学級活動・ホームルーム活動や道徳、さらに別途通知する「非行防止教室」等における指導の場を積極的に活用しながら、繰り返し指導を行うことにより、児童生徒の規範に対する認識と理解の向上を図ること。

(4) 指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、全ての教職員間の共通理解を図った上で、一貫性のある、かつ、粘り強い指導が行われることが重要であること。その際、児童生徒が自ら責任ある行動をとることができる自己指導能力の育成を身に付けることを目標とすること。

(5) 学校内の決まり等を守れない児童生徒の問題行動や非行等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけない事はしてはいけない」と、毅然とした粘り強い指導を行っていくこと。

(6) 問題行動等への対応に当たっては、児童生徒の規範意識の向上を図るための取組みと併せて、個々の児童生徒の状況に応じて、教育相談等を通じて、問題行動等の背景やそれぞれの児童生徒が抱える問題等をきめ細かく把握して対応することが必要であり、このような観点からの教育相談・カウンセリング機能の一層の充実に努めること。

### 3. 教育委員会による生徒指導上の対応の充実にについて

各学校における児童生徒の規範意識向上のための取組みが効果的に展開されるためには、各教育委員会において、学校における生徒指導に対する取組みを効果的に指導し、支援することが求められる。各教育委員会においては、本報告書の内容を踏まえ、次の点に留意しながら、各学校における生徒指導の一層の充実に努めること。

(1) 積極的な学校訪問の機会等を通じて、学校の生徒指導の状況の的確な把握に努めること。

(2) 学校・家庭・関係機関等の連携を促進するため、連絡調整を行うこと。

(3) 生徒指導に求められる生徒指導に係る教員研修の一層の充実に努めること。

(4) 出席停止や懲戒についての規定の周知・ガイドラインの策定を行うなど、学校における生徒指導の運用面の支援を図ること。

別紙1(略)

「生徒指導体制の在り方について」調査研究報告書(概要)  
－規範意識の醸成を目指して－

## I 社会の変化と生徒指導

### ○本調査研究の目的

本調査研究は、児童生徒の規範意識の醸成に焦点を当て、そのための学校全体としての意識の共有化、そして生徒指導体制の在り方について調査研究したものである。

### 1 生徒指導をめぐる状況

生徒指導をめぐる状況は時代とともに変化しているが、現在、社会環境等の変化とともに、生徒指導上の問題は、極めて多岐にわたるものとなっている。

※<「戦後の問題行動等の推移や背景とその対応」参照>

## 2 生徒指導体制の再構築

### (1)規範意識の醸成と生徒指導体制

規範意識の醸成のためには、学校内のすべての教職員が共通認識のもと、組織的に一貫性をもって対応するよう、校内の生徒指導体制を整備することが重要である。

### (2)生徒指導体制の確立に当たって配慮すべき事項

#### ① 近年の法改正等について

生徒指導においても、その基盤となるのは社会のルール(法)やマナーであり、その理解に基づく指導が求められる。

#### ② 子どもの発達段階への配慮

生徒指導に当たっては、児童生徒の発達段階や個々の子どもたちの成長に合わせた指導が大切である。

#### ③ 個別の配慮が必要な児童生徒について

児童生徒の個別の事情や、特別な背景等に対する考慮も必要であり、その場合には、児童生徒又はその家庭に対する特別な配慮が必要である。

#### ④ 個々の児童生徒及び教職員の人権に対する配慮

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成することを通じて、生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが重要である。

## II これからの生徒指導体制の在り方

### 1 生徒指導体制の見直し

#### (1)生徒指導体制の充実と強化

生徒指導体制の充実・強化にあたっては、児童生徒の健全育成と問題行動の予防や解決に向け、学校全体で一致協力して取り組むことが基本である。

※<「組織的な生徒指導の実施のための各教職員の役割分担例」参照>

(2) 教職員の専門性と協働性の発揮

しっかりとした生徒指導体制を構築するには、教職員がお互いの役割や業務分担(専門性など)を十分に理解し、助け合い、創意工夫する協働性が大切である。

(3) 家庭・地域への生徒指導体制に関する情報提供の重要性

家庭や地域の協力を得るには、学校が積極的に自校や校区における生徒指導の実態や指導体制に関する不断の情報提供を行うことが重要である。

2 生徒指導の運営方針の見直し

(1) 生徒指導の対応に関する基準の明確化と周知

「毅然とした対応」、「共通理解に基づく対応」を進めるためには、生徒指導の対応に関する基準を明確にし、また、積極的に外部に公開することが必要である。

(2) 指導方針に基づく毅然とした粘り強い指導

成長過程の子どもには、間違っていることは間違っていると指摘し、毅然として粘り強く指導することが大切であり、それが、規範意識の内面化につながる。

(3) 規範意識の醸成と自律

児童生徒の規範意識の醸成については、学校教育だけで展開されるだけでなく、地域社会の青少年の健全育成の観点から問い直すことが必要である。

(4) 懲戒処分及び回復措置について

指導を通じても事態が改善されない場合には、あらかじめ定められた罰則に基づき、懲戒を与えることを通じて、学校の秩序の維持を図るとともに、子ども自身の自己指導力を育成することは、教育上有意義なことである。

※<コラム「段階的指導(プログレッシブディシプリン)の事例」参照>

(5) 出席停止制度について

出席停止制度は、日頃の生徒指導の延長として、日頃の指導では統制しきれなくなった場合に行われる生徒指導上の有効な手段の一つであることを、各学校及び教育委員会は改めて認識する必要がある。

※<「出席停止制度の運用の在り方について(通知)」参照>

3 教育委員会の役割

(1) 学校の生徒指導の状況についての的確な把握

教育委員会がその役割を十分に発揮するためには、各学校の生徒指導に関する様々な情報を多面的に情報収集・分析し、的確にその課題を把握することが基本であり、学校訪問の明確な位置づけと計画・実施が大切である。

(2) 教育委員会におけるコーディネーター機能の充実

関係機関等との連携に当たって、学校と関係機関をつなぐコーディネーターとして教育委員会の果たす役割は重要であり、日頃からそうしたネットワークづくりの形成に取り組むことが求められる。

(3) 教員研修の見直し

社会の急激な変化に伴う様々な状況に適切に対応できるよう、生徒指導に関する

研修についても不断の見直しを図ることが課題である。

#### (4) 出席停止、懲戒処分の適切な運用

##### ① 義務教育における出席停止制度の適切な運用

「出席停止の措置」を効果的に運用していくためには、「措置までの手順」「措置する場合の支援」「措置後の対応」などに関する教育委員会規則等での提示、保護者・住民等への周知について、具体的な手だてを講じる必要がある。

##### ② 高等学校における懲戒処分の適切な運用

高等学校においては、退学・停学等の懲戒処分は、各学校の校長が行うことになっているが、教育委員会とも密接な連携をとり適確な執行ができるよう支援することが必要である。

※<「生徒指導に関する取組について(調査結果データ)」参照>

### III 各学校段階における生徒指導体制の在り方

#### 1 小学校の生徒指導体制

##### (1) 学級運営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実

学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互に補完し合って学校全体としての生徒指導の充実・強化を図ることが必要である。

##### (2) 児童理解の深化と規範意識の育成

規範意識の育成のためには、社会的ルールやマナーの意味や大切さを子ども自身が実感していく学校の生徒指導体制を進めていくことが大切である。

※<コラム「学校や地域で、規律ある態度や規範意識の醸成に努めている事例」参照>

#### 2 中学校の生徒指導体制

##### (1) コーディネーター機能を生かした生徒指導体制の充実

学校内において課題解決に向けた協働的な取り組みを行うためには、生徒指導主事が協働体制の中核となり、コーディネーターとしての役割を果たすことが重要である。

##### (2) 生徒個々に対するきめ細かな指導と社会的ルールや責任感の習得

###### ① 生徒個々に対するきめ細かな指導

個々の教師が個人で判断し対応するのではなく、学校間の連携などにも留意して多面的な視点から情報を収集し、協働的に指導・援助することが大切である。

###### ② 社会的ルールや責任感の習得

学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという認識に立ち、学習環境の整備や学校内規律の維持に、家庭教育とも連携をとって取り組むことが大切である。

※<コラム「自己責任と少年法の改正のポイント」参照>

#### 3 高等学校の生徒指導体制

##### (1) 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実

客観的資料やデータを基に教職員の共通理解を図り、その上で、各学校の教育目

標と生徒指導の関連性を明らかにし、全体構想を立て実践することが大切である。

#### (2) 規範意識の向上と懲戒処分の効果的運用

法的効果を伴う懲戒処分が学校長に認められていることは、高等学校の生徒指導の大きな特質であるが、これまでの生徒指導措置状況について、その方法・内容面や効果面等から評価・点検し、懲戒処分の適切で効果的な運用を検討すべきである。

※<コラム「問題行動に対する指導方針の明確化の具体例」参照>

### 4 生徒指導体制に対する不断の評価と改善

#### (1) 学校評価と生徒指導

学校が保護者や地域住民の信頼に応えて説明責任を果たしていくためには、学校評価(自己評価・外部評価)を実施し結果を公表することが必要であり、それが相互の連携協力を深めていくことにつながる。

#### (2) 生徒指導の組織マネジメント

生徒指導体制の確立に当たっては、校長のリーダーシップ、教職員の意欲、保護者との信頼関係、関係機関等との連携協力など、学校運営における組織マネジメントの視点からの見直しも求められている。

## 5 非行防止教室の推進を通じた児童生徒の規範意識の育成について（通知）

平18.6.5 18初児生13 各都道府県  
教育委員会担当課長，各指定都市教育委員会担  
当課長，各都道府県私立学校主管課長，附属  
学校を置く各国立大学法人学長あて 文部科学省初等  
中等教育局児童生徒課長通知

非行防止教室については、平成15年に「青少年育成施策大綱（平成15年12月青少年育成推進本部決定）」や「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－『世界一安全な国、日本』の復活を目指して－（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）」等において、その推進を唱えてきており、これを受け、平成17年1月に、文部科学省及び警察庁が共同で「非行防止教室等プログラム事例集」を作成し、全国の学校及び警察署等に配布し、その普及を図ってきました。

また、平成17年9月に文部科学省が公表した「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム(中間まとめ)」を受けて、今回、学校現場における非行防止教室等の実施を一層推進するために、別紙1のとおり、警察庁と合同で「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」（以下、「資料」という。）を作成し、別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

貴職におかれては、本資料の内容（別紙2）及び下記の点を踏まえ、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、本資料の周知及び積極的な活用を通じて、非行防止教室等の実施の促進を図るとともに、非行防止教室等を通じて生徒指導の一層の充実を図るよう、お願いします。

### 記

1 本資料を活用した非行防止教室等の実施の促進について：

- (1) 各学校においては、非行防止教室等の実施を促進すること。
- (2) 各学校においては、非行防止教室等の実施を契機として、生徒指導を中心とした日常的な指導を通じて、①子どもの規範意識を育み、子どもが社会のきまりを守り、社会的に自立できるように育成すること、②子ども達自身が危険を察知し、危険回避能力を育成すること、及び③学校が安全で安心して学べる場所であるように環境づくりを進めるようにすること。

(3) 各学校においては、非行防止教室等の実施と合わせて、児童生徒の規範意識の育成のため、学校内のきまりを守ること及び他者との関わりを大事にするための具体的かつ日常的な活動等生徒指導上の取組の充実を図るようにすること。

2 非行防止教室等の実施に関する留意事項等について：

(1) 非行防止教室等の実施は、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事が中心となり、生徒指導における取組の一環として実施するものであり、生徒指導に関する年間指導計画に組み込むとともに、関係する教育活動の年間指導計画に位置付けることが望ましいこと。

(2) 教育課程上の位置付けについては、各教科等の活動やねらいに即して、①特別活動をはじめ、学校生活の充実を図る活動の中で展開すること、②事前及び事後の指導と組み合わせるとともに、日常的な指導との関係性に配慮すること、③児童生徒の発達段階や学校・家庭・地域等の実態を踏まえて計画されていることなどについて、留意すること。

(3) 非行防止教室等の実施に際しては、生徒指導主事が中心となって、事後に生徒指導全体で総合的に評価・検証することが望ましいこと。

3 警察等関係機関との連携：

警察を始め関係機関との連携の促進については、これまでも「児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携の強化について」(平成9年12月4日付け文部省初等中等教育局中学校課長通知)、「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」(平成14年5月27日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)及び「学校と関係機関との行動連携を一層推進するための取組について」

(平成16年5月11日付け文部科学省初等中等教育局長通知)等を通じてその一層の推進を促してきてきたところであるが、本資料を踏まえて、学校警察連絡協議会等をはじめとして関係機関との日常的な連携の強化に努めること。

4 研修等における本資料等の活用の工夫：

各教育委員会及び学校において、本資料及び「非行防止教室等プログラム事例集」を活用した非行防止教室等の実施のための研修の実施に努めること。

5 非行防止教室等の実施状況の把握：

各教育委員会においては、警察署等関係機関と連携しながら、所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等における非行防止教室等の実施状況の把握に努めること。

別紙1 (略)

『児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料』

(非行防止教室を中心とした取組)

【平成18年5月：文部科学省・警察庁】

1 本資料の目的：

本資料は、児童生徒の規範意識を育むため、全国の学校において、子どもたちの発達段階や実態又は地域状況等に応じて、非行防止教室の実施を促進し、もって各学校の日頃の指導の一層の充実につながり、実社会においても通用する規範意識を育む一助とすることを目的としている。

2 非行防止教室の目的等：

非行防止教室を実施する目的は、①子どもの規範意識を育み、子どもが社会のきまりを守り、社会的に自立できるように育成すること、②危険を察知し、危険回避能力を育成すること及び③学校が安全で安心して学べる場所であるように環境づくりを進めることにある。

非行防止教室は、学校等で教えている規範意識が社会における具体的な活動と結びついており、社会生活を営む上で重要であることを、具体的・実践的な行動として示すことに意義がある。

※規範意識を育む取組の中での非行防止教室の位置づけについて：

規範意識は、家庭において、躾、規則正しい睡眠や食事等の基本的な生活習慣、又は家庭の手伝い等に関する教育を土台とし、その土台のもとに、学校教育において、きまりを守ること及び他者との関わりを大事にするための具体的な活動を通じて育まれるものである。

特に、学校教育において、規範意識は、生徒指導、教科指導、道徳教育、特別活動及び人権教育などあらゆる教育活動の中で養われるものであり、挨拶指導、服装指導、遅刻指導、集団活動に関する指導、清掃指導、授業中の私語の禁止などの具体的な指導を通じて、児童生徒がルールや法の重要性やそれを守ることの必要性を自覚し、遵守することによって育まれるものである。

非行防止教室の実施の意義は、これらの規範意識が、社会における具体的な活動と結びついており、社会生活を営む上で重要なことを、具体的・実践的な行動として示すことにある。

3 非行防止教室の学校教育における位置付け：

①校内体制の整備・枠組み：非行防止教室の実施に向けた校内体制としては、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事が中心となり、生徒指導における取組の一環として実施するものとしている。このため、生徒指導に関する年間指導計画に組

込み、学校全体の年間指導計画に位置付けるとともに、あわせて教育課程（特別活動等）の中に適切に位置付けて実施することが重要である。

②教育課程上の位置付け：非行防止教室を実施する形態は、各学校の実態に応じて様々なものがあるが、「特別活動」の学級活動又は学校行事において、1～2時間を使い、学年単位又は学校単位で実施し、生徒指導や教科指導上の取組と上手く組み合わせて事前・事後の指導を行うことが考えられる。具体的な教育課程への位置付けについては、各教科等の活動のねらいや内容に則して、

ア：特別活動を中核として、学校生活の充実を図る活動の中で展開すること、  
イ：事前・事後の指導と組み合わせるとともに日常的な指導との関係性に配慮すること  
ウ：児童生徒の発達段階や学校・家庭・地域等の実態を踏まえて計画されていることなどについて、留意することが必要である。

③評価・検証：非行防止教室の実施に際しては、生徒指導主事が中心となって、事前及び事後に生徒指導上の他の取組と合わせて、生徒指導全体で総合的に評価・検証し、次年度の改善に生かしていくこと。

#### 4 非行防止教室の実施における各教員の役割：

（1）全ての教職員の役割：教職員全体の共通理解の下、生徒指導主事を中心として、規範意識を育むための日常的な指導との関連性・継続性を図って、非行防止教室を実施すること。

（2）学校管理職の役割：①年間の指導計画上に位置付けること、②教職員の役割分担を明確化すること、③全教職員に対する共通理解を図ること、④警察等の校外の関係機関との連携を図ること、⑤保護者や地域の関係者への周知等に努めること、など。

（3）生徒指導主事の役割：①非行防止教室の企画・運営を行うこと、②生徒指導の年間指導計画に組込むこと、③教職員の共通理解を図ること、④警察や保護司会等地域の関係機関との連携の促進を図ること、⑤保護者や地域等に広報活動を行うこと、⑥事後の評価・検証を行うこと、など。

## 6 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

平19. 2. 5 18文科初1019 各都道府県  
教育委員会教育長，各指定都市教育委員会教育長，各  
都道府県知事，附属学校を置く各国立大学法人学長あて  
文部科学省初等中等教育局長通知

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委

員会等に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

## 記

### 1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

### 2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育

委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)による。

### 3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員(以下「教員等」という。)は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日付け 法務庁法務調査意見長官回答)等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(別紙)を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

(別紙)

## 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

### 1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

## 2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

(1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

(2) 他方、授業中、児童生徒を教室外に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。

(3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

(4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

国立教育政策研究所ホームページ

<http://www.nier.go.jp/>

生徒指導研究センターホームページ

<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/index.html>